

機構及び事務分掌

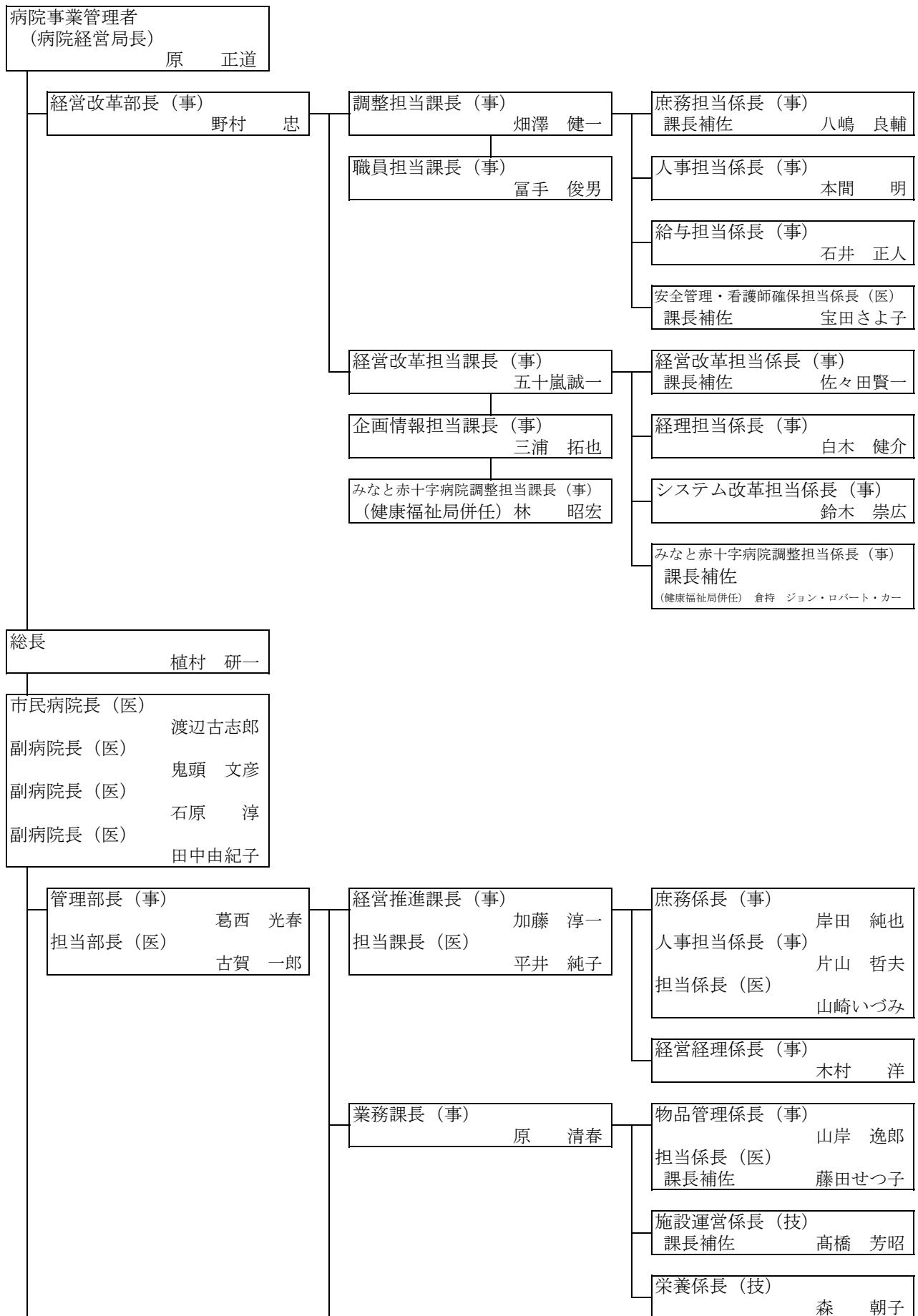
平成 19 年5月

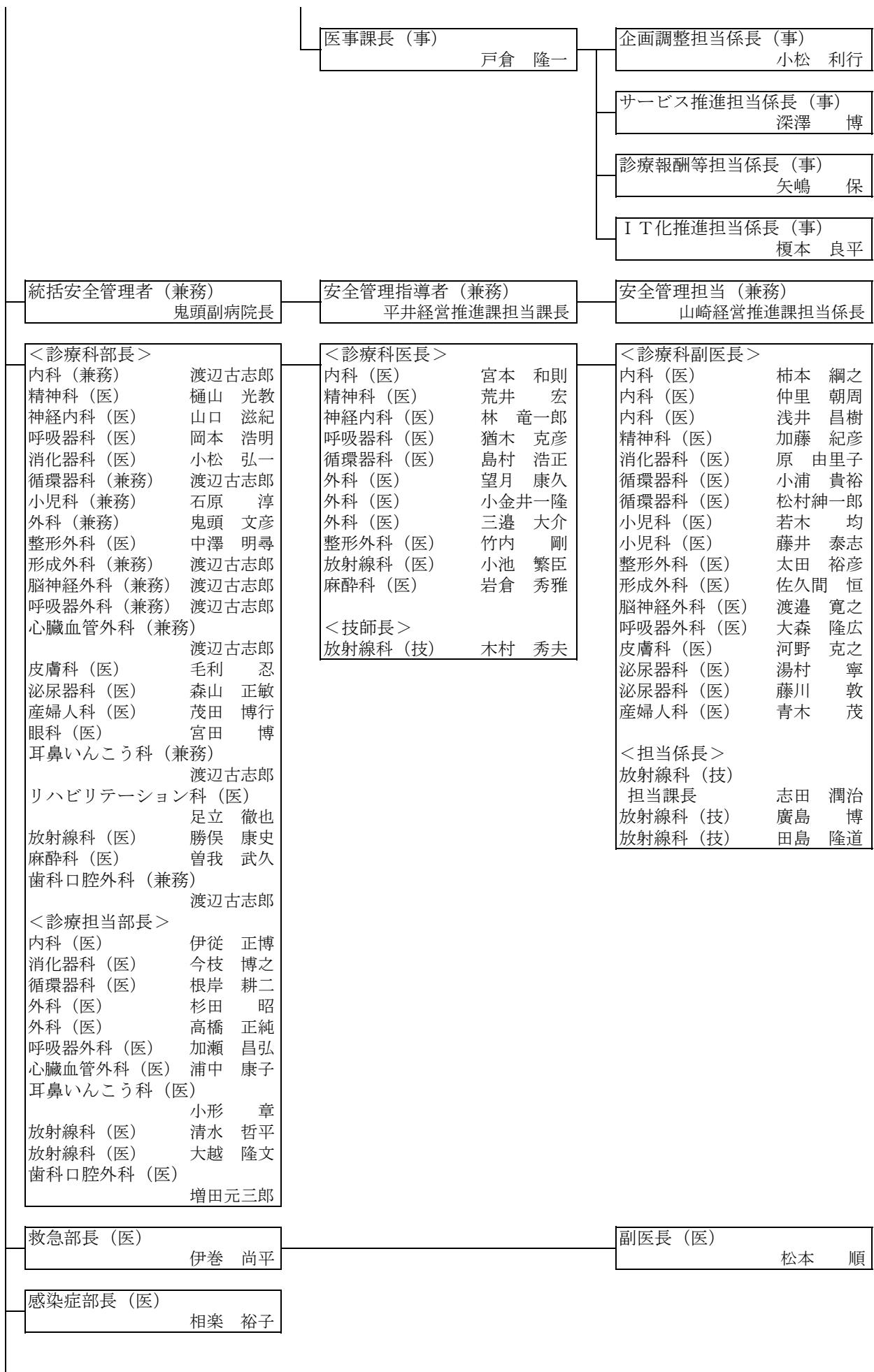
病院経営局

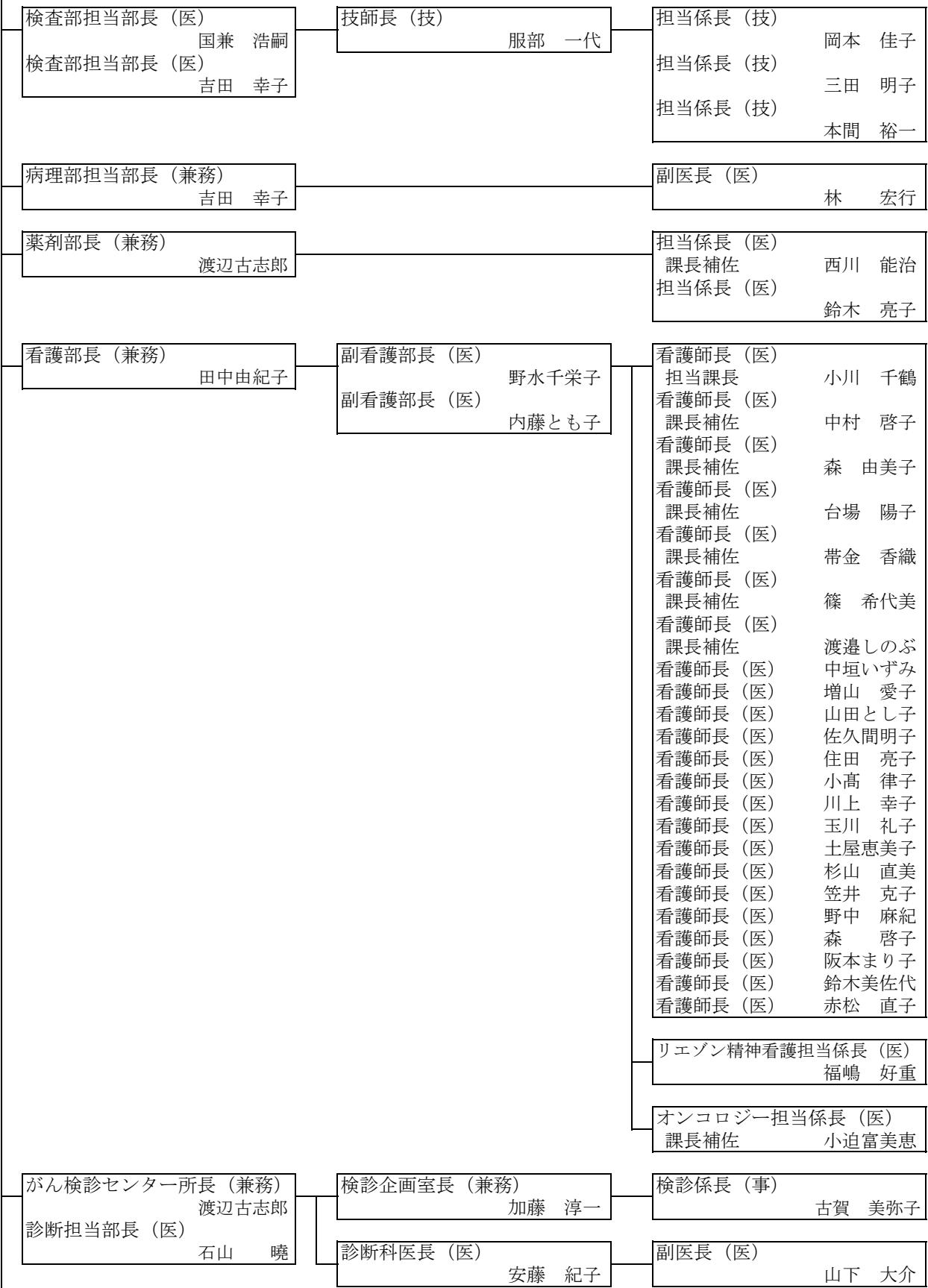
目 次

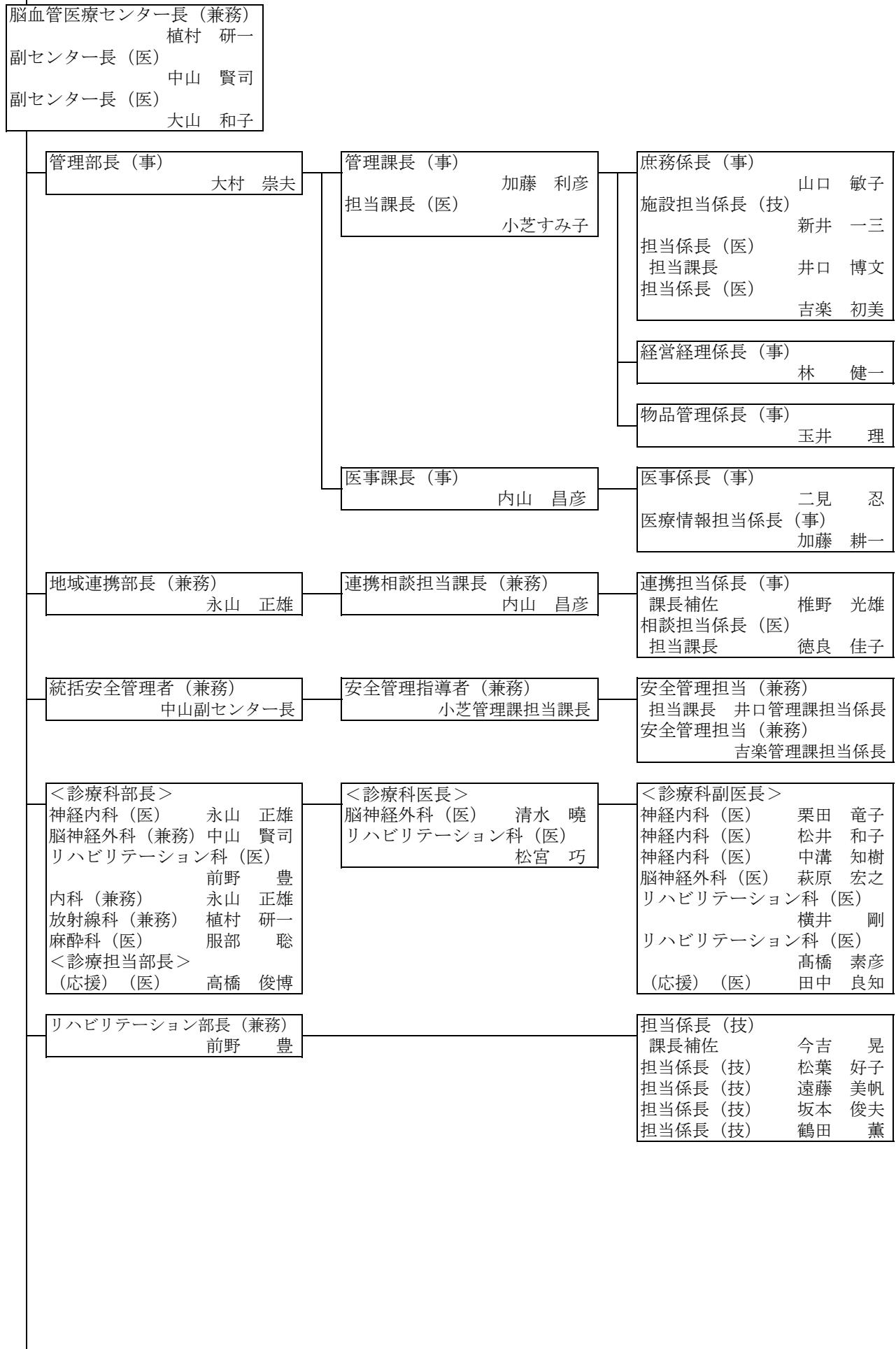
| | |
|--------------|---|
| 1 病院経営局機構図 | 1 |
| 2 病院経営局事業所一覧 | 6 |
| 3 病院経営局事務分掌 | 7 |

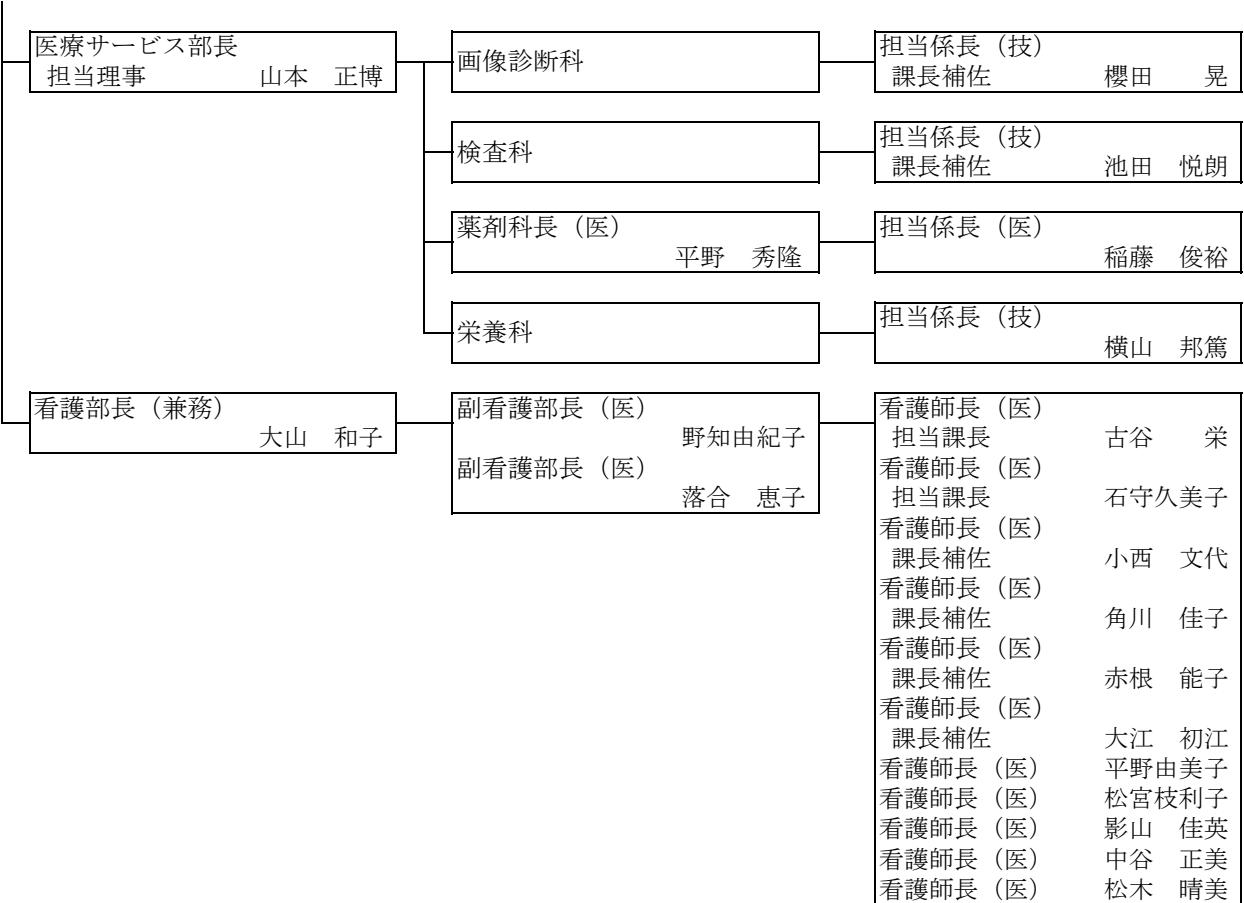
1 病院経営局機構図 (平成19年5月17日現在)











2 病院経営局事業所一覧

| 施設の名称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----------|--------------------|------------|
| 市 民 病 院 | 保土ヶ谷区岡沢町 5 6 番地 | (331) 1961 |
| 脳血管医療センター | 磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号 | (753) 2500 |
| みなと赤十字病院 | 中区新山下三丁目 1 2 番 1 号 | (628) 6100 |

3 病院経営局事務分掌

経営改革部

調整担当

- 1 市会議案の審査に関すること。
- 2 職員の人事及び文書に関すること。
- 3 職員の給与その他労働条件に関すること。
- 4 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 5 職員の研修に関すること。
- 6 医療安全に関すること。
- 7 事務事業の連絡調整に関すること。
- 8 危機管理に関すること。
- 9 他の課及び病院の主管に属しないこと。

経営改革担当

- 1 病院事業に関わる重要施策の企画及び調整に関すること。
- 2 病院事業に関わる基本計画の立案及び進行管理に関すること。
- 3 情報化の推進に関すること。
- 4 みなと赤十字病院の指定管理者との連絡調整に関すること。
- 5 港湾病院の精算業務に関わる調整に関すること。
- 6 予算及び決算に関すること。
- 7 財産の管理に関すること。
- 8 契約に関すること。
- 9 出納に関すること。
- 10 その他経理に関すること。

総 長

- 1 市民病院及び脳血管医療センターの医師等の教育に関すること。
- 2 市民病院及び脳血管医療センターの診療に関すること。
- 3 その他病院事業管理者からの特命事項に関すること。

統括安全管理者 (*市民病院及び脳血管医療センターに置く。)

安全管理指導者

- 1 医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- 2 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。
- 3 その他医療に係る安全管理に関すること。

市民病院

管理部

経営推進課

- 1 市民病院の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- 2 市民病院内の事務の連絡調整に関すること。
- 3 収入及び支出の手続に関すること。
- 4 市民病院の経営の分析に関すること。
- 5 市民病院の他の部、科、課及びがん検診センターの主管に属しないこと。

業務課

- 1 物品の購入及び保管並びに不用品の廃棄処分に関すること。
- 2 契約に関すること。
- 3 診療用器材の洗浄、滅菌、管理等に関すること。
- 4 市民病院の土地、建物、設備及び工作物の管理に関すること。
- 5 市民病院の事業用地等の賃借に関すること。
- 6 市民病院の施設の警備に関すること。
- 7 市民病院の修繕工事の施行に関すること。
- 8 市民病院内の環境衛生に関すること。
- 9 患者の栄養指導に関すること。
- 10 入院患者等の給食に関すること。
- 11 市民病院の電気工作物の保安に関すること。

医事課

- 1 患者の受付等及び入退院に関すること。
- 2 診療収入その他収入金の徴収、減免等に関すること。
- 3 診療報酬及び診療契約に関すること。
- 4 患者の医療費等の証明に関すること。
- 5 患者の医療相談及び医療社会事業に関すること。
- 6 診療情報の管理に関すること。
- 7 医療情報システムの管理等に関すること。
- 8 医療に係る安全管理についての庶務に関すること。
- 9 その他医事に関すること。

診療科

- 1 患者の診療に関すること。
- 2 医学の研究に関すること。
- 3 放射線診療に関すること。
- 4 栄養指導、改善、研究及び衛生管理に関すること。
- 5 治療用器具の整備及び保管並びに診療室の管理に関すること。

6 その他診療に付随する事務に関すること。

救急部

- 1 救急診療の運営に関すること。
- 2 その他救急診療に付随する事務に関すること。

感染症部

- 1 感染症病床の運営に関すること。
- 2 感染症患者の診療に関すること。
- 3 その他感染症診療に付随する事務に関すること。

検査部

- 1 生化学、細菌、生理その他医学的臨床検査に関すること。
- 2 検査用器具の整理及び保管に関すること。

病理部

- 1 生体組織及び細胞の検査及び診断に関すること。
- 2 病理解剖に関すること。
- 3 検査用器具の整理及び保管に関すること。

薬剤部

- 1 調剤、製剤及び投薬に関すること。
- 2 薬品の鑑定及び試験分析に関すること。
- 3 薬品、麻薬及び薬用材料の出納及び保管に関すること。
- 4 その他薬事に関すること。

看護部

- 1 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- 2 看護部の職員の配置に関すること。
- 3 出生児の保育に関すること。
- 4 入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- 5 看護師宿舎の管理に関すること。
- 6 病室の管理に関すること。
- 7 その他看護に関すること。

がん検診センター

検診企画室

- 1 がん検診センターにおける検診事業の企画及び連絡調整に関すること。
- 2 検診に係る放射線、検査、薬事及び看護業務の調整に関すること。
- 3 受診者の受付及び登録に関すること。
- 4 受診者に係る収入金の徴収等に関すること。
- 5 受診者の諸証明に関すること。
- 6 受診者の医療相談に関すること。
- 7 検診関係書類の管理に関すること。
- 8 がん検診センターの診断科の主管に属しないこと。

診断科

- 1 受診者の診断に関すること。
- 2 医学の研究に関すること。
- 3 診断用機械器具の整備及び保管に関すること。
- 4 その他診断に付随する事務に関すること。

脳血管医療センター

管理部

管理課

- 1 脳血管医療センターの人事、文書、予算及び決算に関すること。
- 2 脳血管医療センター内の事務の連絡調整に関すること。
- 3 収入及び支出の手続に関すること。
- 4 脳血管医療センターの経営の分析に関すること。
- 5 脳血管医療センターに附置された介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の指定管理者との連絡調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 6 脳血管医療センターの土地、建物、設備及び工作物の管理に関すること。
- 7 脳血管医療センターの事業用地等の賃借に関すること。
- 8 脳血管医療センターの施設の警備に関すること。
- 9 脳血管医療センターの修繕工事の施行に関すること。
- 10 脳血管医療センター内の環境衛生に関すること。
- 11 物品の購入及び保管並びに不用品の廃棄処分に関すること。
- 12 契約に関すること。
- 13 医療用器材の洗浄、滅菌、管理等に関すること。
- 14 脳血管医療センター（職員宿舎含む。）の電気工作物の保安に関すること。
- 15 脳血管医療センターの他の部、科、課及び室の主管に属しないこと。

医事課

- 1 患者の受付等及び入退院に関する事（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

- 2 診療収入その他収入金の徴収、減免等に関すること。
- 3 診療報酬及び診療契約に関すること。
- 4 患者の医療費等の証明に関すること。
- 5 診療情報の管理に関すること。
- 6 医療情報システムの管理等に関すること。
- 7 医療に係る安全管理についての庶務に関すること。
- 8 その他医事に関すること。

地域連携部

- 1 地域の医療機関等との連携に関すること。
- 2 患者の医療福祉相談及び看護相談に関すること。
- 3 総合相談窓口に関すること。
- 4 介護老人保健施設の入所調整に関すること。
- 5 その他地域連携・医療相談に関すること。

診療科

- 1 患者等の診療及びサービスの提供に関すること。
- 2 医学の研究に関すること。
- 3 放射線診療に関すること。
- 4 診療科所管の医療用器材、設備及び診察室の管理に関すること。
- 5 その他診療及びサービスの提供に付随する事務に関すること。

リハビリテーション部

- 1 患者等のリハビリテーションに関すること。
- 2 リハビリテーション部所管の医療用器材及び設備の管理に関すること。
- 3 その他リハビリテーションに関すること。

医療サービス部

画像診断科

- 1 画像診断装置による検査に関すること。
- 2 画像診断科所管の医療用器材及び設備の管理に関すること。
- 3 その他放射線業務に関すること。

検査科

- 1 生化学、細菌、生理その他医学的臨床検査に関すること。
- 2 病理解剖に関すること。
- 3 検査科所管の医療用器材及び設備の管理に関すること。
- 4 その他検査に関すること。

薬剤科

- 1 調剤、製剤及び投薬に関すること。
- 2 薬品の鑑定及び試験分析に関すること。
- 3 薬品、麻薬及び薬用材料の出納及び保管に関すること。
- 4 薬剤管理指導に関すること。
- 5 薬剤科所管の医療用器材及び設備の管理に関すること。
- 6 その他薬事に関すること。

栄養科

- 1 入院又は入所している患者等の給食に関すること。
- 2 患者等の栄養指導に関すること。
- 3 栄養科所管の器具及び設備の管理に関すること。
- 4 その他栄養に関すること。

看護部

- 1 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- 2 看護部の職員の配置に関すること。
- 3 入院患者の保健指導及び環境管理に関すること。
- 4 病室の管理に関すること。
- 5 その他看護に関すること。

事 業 概 要

平 成 19 年 5 月
病 院 経 営 局

1 病院事業の基本方針

平成19年度は「横浜市立病院経営改革計画（平成17年度～平成20年度）」の3年目にあたり、20年度の計画目標達成に向け、改革の取組も折り返しに入ります。

これまで、市民病院ではがん診療機能や救急医療の強化に、また、脳血管医療センターではリハビリテーションの充実に取り組む一方、指定管理者制度を導入したみなと赤十字病院では政策的医療等の確実な実施を進めるなど、市立病院は市民に満足・納得のいく医療の提供に努めてきました。

診療報酬のマイナス改定や医師・看護師確保への対応など、医療を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。このような中で市立病院としての役割を適切に果たしていくためには、計画に基づきこれまで推進してきた各市立病院の医療機能をより高めるとともに、適正な収入を確保し、安定した経営基盤を確立する必要があります。

こうした観点から、19年度は医療の質の向上と経営改善の両面で引き続き改革を推進するとともに、一般会計負担の縮減にも積極的に取り組んでまいります。

■ 「横浜市立病院経営改革計画」基本方針

- (1) すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

2 病院事業会計 予算総括表

【収益的収支】

(単位 : 千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 収益的収入 | 37,593,986 | 34,100,544 | 3,493,442 |
| 市民病院 | 15,573,111 | 14,743,577 | 829,534 |
| 脳血管医療センター | 6,452,695 | 6,655,935 | △ 203,240 |
| みなと赤十字病院 | 15,568,180 | 12,473,390 | 3,094,790 |
| 旧港湾病院 | - | 227,642 | △ 227,642 |
| 収益的支出 | 41,075,857 | 38,172,502 | 2,903,355 |
| 市民病院 | 16,490,511 | 15,706,179 | 784,332 |
| 脳血管医療センター | 7,686,310 | 7,907,256 | △ 220,946 |
| みなと赤十字病院 | 16,893,577 | 14,316,055 | 2,577,522 |
| 旧港湾病院 | 5,459 | 243,012 | △ 237,553 |
| 経常収支 | △ 3,127,814 | △ 3,696,376 | 568,562 |
| 特別損益 | △ 354,057 | △ 375,582 | 21,525 |
| 純 損 益 | △ 3,481,871 | △ 4,071,958 | 590,087 |

【資本的収支】

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 資本的収入 | 2,797,643 | 2,464,471 | 333,172 |
| 市民病院 | 1,156,580 | 764,111 | 392,469 |
| 脳血管医療センター | 1,291,326 | 1,008,071 | 283,255 |
| みなと赤十字病院 | 349,737 | 392,289 | △ 42,552 |
| 旧港湾病院 | - | 300,000 | △ 300,000 |
| 資本的支出 | 4,469,450 | 4,061,820 | 407,630 |
| 市民病院 | 2,272,582 | 1,633,423 | 639,159 |
| 脳血管医療センター | 1,672,261 | 2,036,108 | △ 363,847 |
| みなと赤十字病院 | 524,607 | 392,289 | 132,318 |
| 旧港湾病院 | - | - | - |
| 資本的収支 | △ 1,671,807 | △ 1,597,349 | △ 74,458 |
| 一般会計繰入金 | 5,893,426 | 7,085,150 | △ 1,191,724 |

3 各市立病院の概要と予算の状況

(1) 市民病院

【市民病院の概要】

市民病院は、公設公営の総合的な病院として、救急医療や県内唯一の第一種感染症指定医療機関としての感染症医療など、地域に必要とされる政策的医療に取り組むとともに、がん診療機能の強化など地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。

| | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開院 | 昭和 35 年 10 月 18 日 |
| 所 在 地 | 保土ヶ谷区岡沢町 56 |
| 敷 地 面 積 | 20,389 m ² |
| 建 物 延 床 面 積 | 病院 36,576 m ² がん検診センター 3,666 m ² 付属施設 4,213 m ² |
| 病 床 数 | 626 床 (一般 600 床、感染症 26 床) |
| 診 療 科 | 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科 |

【市民病院の特徴】

- 24 時間 365 日の救急医療
- 第一種感染症指定医療機関
- 輪番制救急医療
- 第二種感染症指定医療機関
- 小児救急医療
- エイズ診療拠点病院
- 母児二次救急医療
- 臨床研修指定病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 地域周産期母子医療センター
- 地域医療支援病院
- 神奈川県周産期救急医療システム中核病院
- 神奈川県災害医療拠点病院
- (財)日本医療機能評価機構認定病院

【市民病院の収益的収支】

(単位 : 千円)

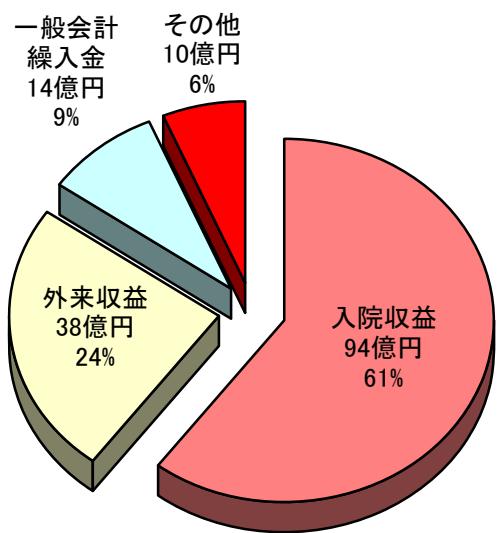
| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|------------------------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------|
| 市 民 病 院 収 益 的 収 入 | 15,573,111 | 14,743,577 | 829,534 | |
| 入院収益 | 9,366,672 | 8,584,800 | 781,872 | 1日平均患者数560人 |
| 外来収益 | 3,773,000 | 3,601,500 | 171,500 | 1日平均患者数1,400人 |
| 一般会計繰入金 | 1,435,910 | 1,524,131 | △ 88,221 | |
| その他 | 997,529 | 1,033,146 | △ 35,617 | 室料差額収益等 |
| 市 民 病 院 収 益 的 支 出 | 16,490,511 | 15,706,179 | 784,332 | |
| 給与費 | 8,233,141 | 7,866,738 | 366,403 | 職員給与費等 |
| 材料費 | 3,842,991 | 3,603,036 | 239,955 | 薬品費、診療材料費等 |
| 経費等 | 2,696,906 | 2,511,592 | 185,314 | 光熱水費、委託料等 |
| 減価償却費等 | 753,748 | 694,823 | 58,925 | |
| 支払利息等 | 340,885 | 361,067 | △ 20,182 | |
| 本部費 | 274,242 | 308,711 | △ 34,469 | |
| 特別損失 | 348,598 | 360,212 | △ 11,614 | 看護師宿舎解体費用等 |
| 経常収支 | △ 568,802 | △ 602,390 | 33,588 | |
| 特別損益 | △ 348,598 | △ 360,212 | 11,614 | |
| 純 損 益 | △ 917,400 | △ 962,602 | 45,202 | |

【市民病院の資本的収支】

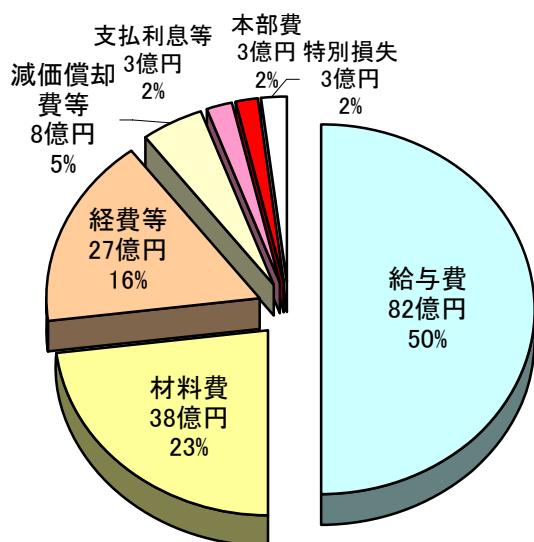
(単位 : 千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|------------------------------|--------------------|------------------|------------------|--------|
| 市 民 病 院 資 本 的 収 入 | 1,156,580 | 764,111 | 392,469 | |
| 企業債 | 930,000 | 476,000 | 454,000 | |
| 一般会計繰入金 | 226,580 | 288,111 | △ 61,531 | |
| 市 民 病 院 資 本 的 支 出 | 2,272,582 | 1,633,423 | 639,159 | |
| 建設改良費 | 1,819,420 | 1,205,755 | 613,665 | 高度情報化等 |
| 企業債償還金 | 453,162 | 427,668 | 25,494 | |
| 資 本 的 収 支 | △ 1,116,002 | △ 869,312 | △ 246,690 | |

収益的収入 156億円

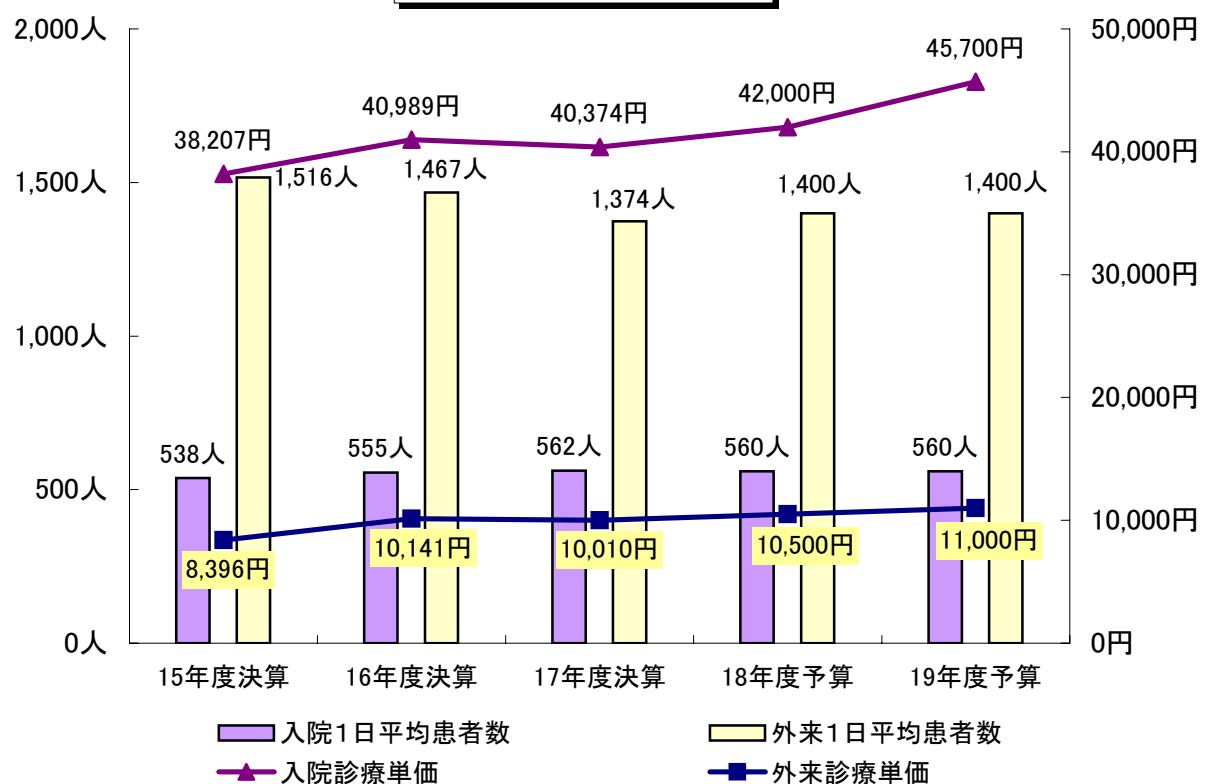


収益的支出 165億円



※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

入院・外来収益指標の推移



(2) 脳血管医療センター

【脳血管医療センターの概要】

脳血管医療センターは、脳卒中による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援に取り組む脳血管疾患の専門病院として、救急患者を受け入れ、内科的・外科的治療を行うとともに、発症直後の早期から一貫したリハビリテーションを行います。

なお、平成 19 年 4 月 1 日から、併設の介護老人保健施設に指定管理者制度を導入しています。

| | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 院 | 平成 11 年 8 月 1 日 |
| 所 在 地 | 磯子区滝頭 1 丁目 2 番 1 号 |
| 敷 地 面 積 | 18,503 m ² |
| 建 物 延 床 面 積 | 病院 35,324 m ² (地下駐車場等を含む) 介護老人保健施設 3,413 m ² 職員宿舎 3,056 m ² |
| 病 床 数 | 300 床 |
| 診 療 科 | 内科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科 |
| 介護老人保健施設定員 | 80 人 |

【脳血管医療センターの特徴】

- 急性期から回復期に至るまでの一貫した治療とリハビリテーションに取り組む脳血管疾患専門病院
- 24 時間 365 日の救急医療

【脳血管医療センターの収益的収支】

(単位 : 千円)

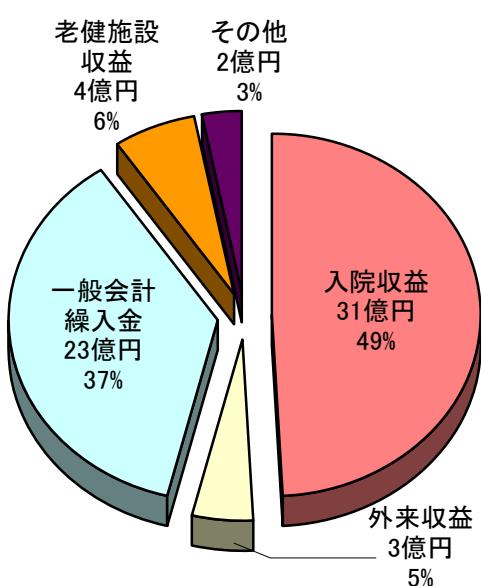
| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|------------------------|-------------|-------------|-----------|----------------------------|
| 脳血管医療センター 収 益 的 収 入 | 6,452,695 | 6,655,935 | △ 203,240 | |
| 入院収益 | 3,131,496 | 3,122,940 | 8,556 | 1日平均患者数276人 |
| 外来収益 | 297,920 | 588,000 | △ 290,080 | 1日平均患者数160人 |
| 一般会計繰入金 | 2,347,575 | 2,405,093 | △ 57,518 | うち老健企業債利息分 27,141千円 |
| 介護老人保健施設収益 | 445,197 | 380,660 | 64,537 | 事業収益 指定管理者負担金 |
| その他 | 230,507 | 159,242 | 71,265 | 室料差額収益等 |
| 脳血管医療センター 収 益 的 支 出 | 7,686,310 | 7,907,256 | △ 220,946 | |
| 給与費 | 3,488,930 | 3,799,744 | △ 310,814 | 職員給与費等 |
| 材料費 | 618,328 | 979,063 | △ 360,735 | 薬品費、診療材料費等 |
| 経費等 | 1,326,634 | 1,273,422 | 53,212 | 光熱水費、委託料等 |
| 減価償却費等 | 1,108,257 | 1,200,466 | △ 92,209 | |
| 支払利息等 | 482,740 | 539,921 | △ 57,181 | |
| 本部費 | 110,478 | 114,640 | △ 4,162 | |
| 介護老人保健施設費用 | 550,943 | - | 550,943 | 指定管理者への交付金 支払利息、減価償却費 等 |
| 経常収支 | △ 1,233,615 | △ 1,251,321 | 17,706 | |
| 特別損益 | - | - | - | |
| 純 損 益 | △ 1,233,615 | △ 1,251,321 | 17,706 | |

【脳血管医療センターの資本的収支】

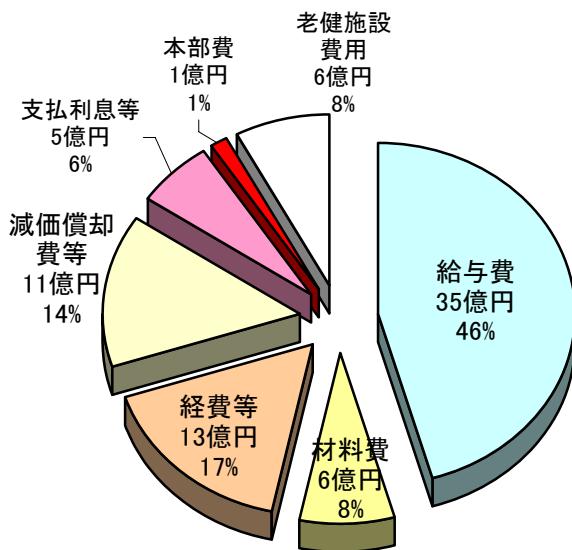
(単位 : 千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|------------------------|-----------|-------------|-----------|--------|
| 脳血管医療センター 資 本 的 収 入 | 1,291,326 | 1,008,071 | 283,255 | |
| 企業債 | 731,000 | 460,000 | 271,000 | |
| 一般会計繰入金 | 560,326 | 548,071 | 12,255 | |
| 脳血管医療センター 資 本 的 支 出 | 1,672,261 | 2,036,108 | △ 363,847 | |
| 建設改良費 | 831,771 | 528,000 | 303,771 | 高度情報化等 |
| 企業債償還金 | 840,490 | 822,108 | 18,382 | |
| 長期借入金返還金 | - | 686,000 | △ 686,000 | |
| 資本的収支 | △ 380,935 | △ 1,028,037 | 647,102 | |

収益的収入 65億円

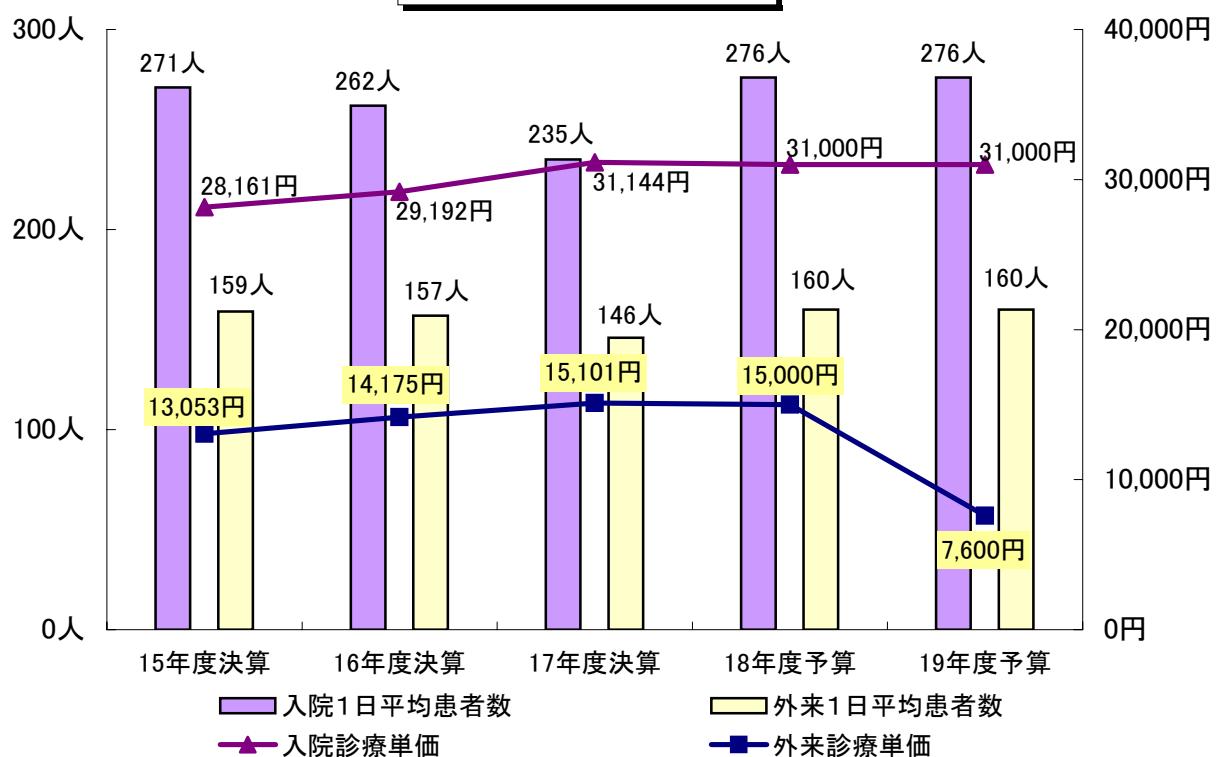


収益的支出 77億円



※表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

入院・外来収益指標の推移



※19年度は院外処方の実施により、外来診療単価が減少する見込みです。

(3) みなと赤十字病院

【みなと赤十字病院の概要】

みなと赤十字病院は、日本赤十字社を指定管理者とした公設民営方式により運営しているもので、横浜市医療施策の中核的な担い手のひとつとして、政策的に必要な医療の提供や市民の健康危機への対応を行うとともに、市立病院として地域医療全体の質向上のための先導的な取組を行います。

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 院 | 平成 17 年 4 月 1 日 |
| 所 在 地 | 中区新山下 3 丁目 12 番 1 号 |
| 敷 地 面 積 | 28,613 m ² |
| 建 物 延 床 面 積 | 74,148 m ² (地下駐車場等を含む) |
| 病 床 数 | 634 床 (一般 584 床、精神 50 床*) |
| 診 療 科 | 23 科 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科 |
| | * 精神病床 (50 床) は 19 年 5 月 1 日開設 |

【みなと赤十字病院の特徴】

- 24 時間 365 日の救急医療
- 輪番制救急医療
- 小児救急医療
- 母児二次救急医療
- アレルギー疾患医療
- 緩和ケア医療
- 障害児 (者) 合併症医療
- 精神科救急医療 (19 年 10 月開始予定)
- 精神科合併症医療 (19 年 6 月開始予定)
- 臨床研修指定病院
- 神奈川県災害医療拠点病院

【みなど赤十字病院の収益的収支】

(単位：千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|-----------------------|-------------|-------------|-----------|---------------|
| みなど赤十字病院 収 益 的 収 入 | 15,568,180 | 12,473,390 | 3,094,790 | |
| 入院収益 | 10,583,570 | 8,251,983 | 2,331,587 | 1日平均患者数546人 |
| 外来収益 | 2,425,500 | 2,363,231 | 62,269 | 1日平均患者数1,100人 |
| 一般会計繰入金 | 973,298 | 1,400,413 | △ 427,115 | |
| 指定管理者負担金 | 861,755 | - | 861,755 | |
| その他 | 724,057 | 457,763 | 266,294 | 室料差額収益等 |
| みなど赤十字病院 収 益 的 支 出 | 16,893,577 | 14,316,055 | 2,577,522 | |
| 給与費 | - | - | - | |
| 材料費 | - | - | - | |
| 経費 | 14,095,767 | 11,514,992 | 2,580,775 | 指定管理者への交付金 |
| 減価償却費等 | 1,855,521 | 1,842,665 | 12,856 | |
| 企業債支払利息等 | 891,289 | 897,398 | △ 6,109 | |
| その他 | 51,000 | 61,000 | △ 10,000 | 消費税、本部費 |
| 経常収支 | △ 1,325,397 | △ 1,842,665 | 517,268 | |
| 特別損益 | - | - | - | |
| 純 損 益 | △ 1,325,397 | △ 1,842,665 | 517,268 | |

【みなど赤十字病院の資本的収支】

(単位：千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|-----------------------|-----------|---------|-----------|----|
| みなど赤十字病院 資 本 的 収 入 | 349,737 | 392,289 | △ 42,552 | |
| 一般会計繰入金 | 349,737 | 392,289 | △ 42,552 | |
| みなど赤十字病院 資 本 的 支 出 | 524,607 | 392,289 | 132,318 | |
| 建設改良費 | - | 109,000 | △ 109,000 | |
| 企業債償還金 | 524,607 | 283,289 | 241,318 | |
| 資本的収支 | △ 174,870 | - | △ 174,870 | |

19年度予算における「みなと赤十字病院」の収支の仕組み

《横浜市・病院事業》

| みなと赤十字 病院事業収益 | みなと赤十字 病院事業費用 |
|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 入院収益 10,583,570 | 診療報酬 交付金等 13,716,567 |
| 外来収益 2,425,500 | |
| その他① 707,497 | |
| 一般会計繰入金 収益的収入973,298 資本的収入349,737 | 政策的医療等交付金 379,200 |
| 指定管理者負担金 861,755 | 企業債元利償還等 利息891,289 元金524,607 |
| その他②16,560 | その他 51,000 |
| | 減価償却費等 1,855,521 |

《指定管理者・日本赤十字社》

| | | |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|
| みなと赤十字病院の運営にかかる収支状況を明らかにするため、指定管理者の法人会計の中に特別会計を設置します。 | 診療報酬 交付金等 | 指定管理者が 行う病院運営 に必要な経費 (給与費、材料 費、経費等) |
| | 経 費 (交付金) 14,095,767 | |
| | 政策的医療等交付金 | 指定管理者負担金 |

- みなと赤十字病院の運営に伴う入院・外来収益等（①）及び政策的医療等に対する一般会計繰入金（②）については、それぞれ指定管理者に対して、診療報酬交付金等、政策的医療等交付金として交付します。
- 企業債元利償還金については、その3分の2については一般会計より総務省基準に基づいた繰入れを行います（③）。

なお、残りの3分の1については、平成19年度の全床開床に伴い徴収する指定管理者負担金（④）を充当します。

(4) 旧港湾病院

旧港湾病院は平成16年度末で閉院となり、診療機能はみなと赤十字病院へ引き継ぎました。19年度は、残務処理として未収金の回収等を行います。

【旧港湾病院の収益的収支】

(単位：千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|-----------|----------|-----------|------------|------------|
| 港湾病院収益的収入 | - | 227, 642 | △ 227, 642 | |
| 特別利益 | - | 227, 642 | △ 227, 642 | |
| 一般会計繰入金 | - | 227, 042 | △ 227, 042 | |
| その他 | - | 600 | △ 600 | |
| 港湾病院収益的支出 | 5, 459 | 243, 012 | △ 237, 553 | |
| 特別損失 | 5, 459 | 243, 012 | △ 237, 553 | |
| 残務処理費用 | 5, 459 | 17, 987 | △ 12, 528 | 不納欠損処分等 |
| 解体撤去費用 | - | 225, 025 | △ 225, 025 | 病院建物解体撤去費用 |
| 経常収支 | - | - | - | |
| 特別損益 | △ 5, 459 | △ 15, 370 | 9, 911 | |
| 純 損 益 | △ 5, 459 | △ 15, 370 | 9, 911 | |

※ 旧港湾病院の閉院に伴う収益・費用は、すべて特別損益として処理しています。

【旧港湾病院の資本的収支】

(単位：千円)

| | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 説明 |
|-----------|--------|----------|------------|----|
| 港湾病院資本的収入 | - | 300, 000 | △ 300, 000 | |
| 一般会計繰入金 | - | 300, 000 | △ 300, 000 | |
| 港湾病院資本的支出 | - | - | - | |
| 企業債償還金 | - | - | - | |
| 資本的収支 | - | 300, 000 | △ 300, 000 | |

4 一般会計繰入金の明細

(1) 市民病院

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 救急医療経費 | 160,592 | 148,954 | 11,638 | 病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| 感染症病床運営経費 | 211,534 | 201,326 | 10,208 | 一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ |
| がん検診センター運営経費 | 65,899 | 136,472 | △ 70,573 | 市全体としての事業等に對して繰入れ |
| 地域医療向上経費 | 242,713 | 250,795 | △ 8,082 | 地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ |
| 高度医療経費 | - | - | - | 民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止の予定だったが、18年度に前倒しで全廃 |
| 企業債元利償還分 | 448,616 | 522,160 | △ 73,544 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 企業債利息 | 222,036 | 237,049 | △ 15,013 | |
| 企業債元金 | 226,580 | 285,111 | △ 58,531 | |
| 公的基礎年金拠出金 | 99,443 | 95,658 | 3,785 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 共済組合追加費用 | 159,451 | 145,166 | 14,285 | |
| 本部費 | 274,242 | 308,711 | △ 34,469 | 本部運営に要する経費 |
| 新型インフルエンザ対策費 | - | 3,000 | △ 3,000 | |
| 一般会計繰入金合計 | 1,662,490 | 1,812,242 | △ 149,752 | |
| うち収益的収入分 | 1,435,910 | 1,524,131 | △ 88,221 | |
| うち資本的収入分 | 226,580 | 288,111 | △ 61,531 | |

(2) 脳血管医療センター

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|-----------|-----------|-----------|----------|---------------------------------------------------------|
| 救急医療経費 | 84,629 | 84,433 | 196 | 病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| 脳血管疾患医療経費 | 1,461,494 | 1,467,677 | △ 6,183 | 一般医療を行った場合の収支との差額を繰入れ |
| 地域医療向上経費 | 210,708 | 222,465 | △ 11,757 | 地域医療質向上のための取組に係る費用を繰入れ |
| 高度医療経費 | 24,375 | 48,751 | △ 24,376 | 民間病院への補助を行っていないことから、平成20年度までに段階的に廃止（平成19年度は16年度の額の4分の1） |
| 企業債元利償還分 | 893,984 | 888,608 | 5,376 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 企業債利息 | 333,658 | 340,537 | △ 6,879 | |
| 企業債元金 | 560,326 | 548,071 | 12,255 | |
| 公的基礎年金拠出金 | 46,951 | 50,283 | △ 3,332 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 共済組合追加費用 | 75,282 | 76,307 | △ 1,025 | |
| 本部費 | 110,478 | 114,640 | △ 4,162 | 本部運営に要する経費 |
| 一般会計繰入金合計 | 2,907,901 | 2,953,164 | △ 45,263 | |
| うち収益的収入分 | 2,347,575 | 2,405,093 | △ 57,518 | |
| うち資本的収入分 | 560,326 | 548,071 | 12,255 | |

(3) みなし赤十字病院

(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 救急医療経費 ※ | 55,464 | 57,670 | △ 2,206 | 病院群輪番制等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| アレルギー疾患医療経費 ※ | 240,211 | 281,871 | △ 41,660 | アレルギー疾患医療に係る経費 |
| 精神科医療経費 ※ | 15,267 | - | 15,267 | 精神科救急医療等民間病院への補助に準じて繰入れ |
| 企業債元利償還分 | 943,835 | 1,180,687 | △ 236,852 | |
| 企業債利息 | 594,098 | 598,195 | △ 4,097 | 国の定める基準等により繰入れ |
| 企業債元金 | 349,737 | 188,858 | 160,879 | |
| 高資本費対策 | - | 393,634 | △ 393,634 | 免震構造やヘリポート設置などによる整備費割増分等 |
| 利子補助 ※ | 68,258 | 111,474 | △ 43,216 | 日本赤十字社の医療機器等の整備に要する資金調達に係る利子補助相当額 |
| 消費税納付分 | - | 52,000 | △ 52,000 | 消費税納税額 |
| 整備費 | - | 109,000 | △ 109,000 | 駐車場等整備費 |
| 一般会計繰入金合計 | 1,323,035 | 1,792,702 | △ 469,667 | |
| うち収益的収入分 | 973,298 | 1,400,413 | △ 427,115 | |
| うち資本的収入分 | 349,737 | 392,289 | △ 42,552 | |

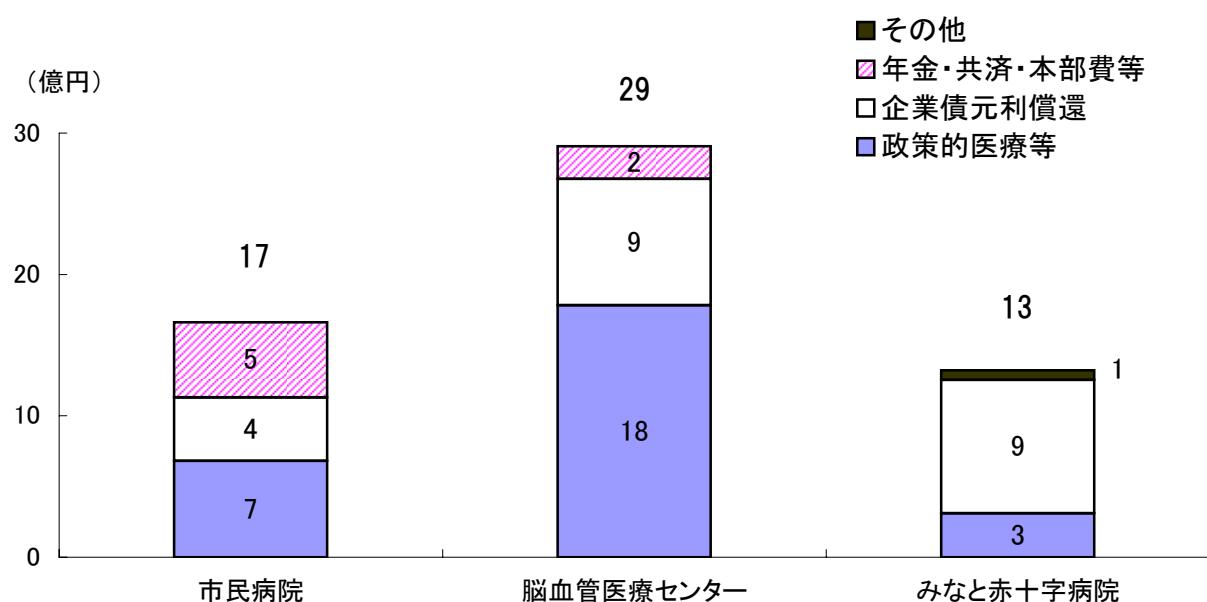
※ 指定管理者に交付

(4) 旧港湾病院

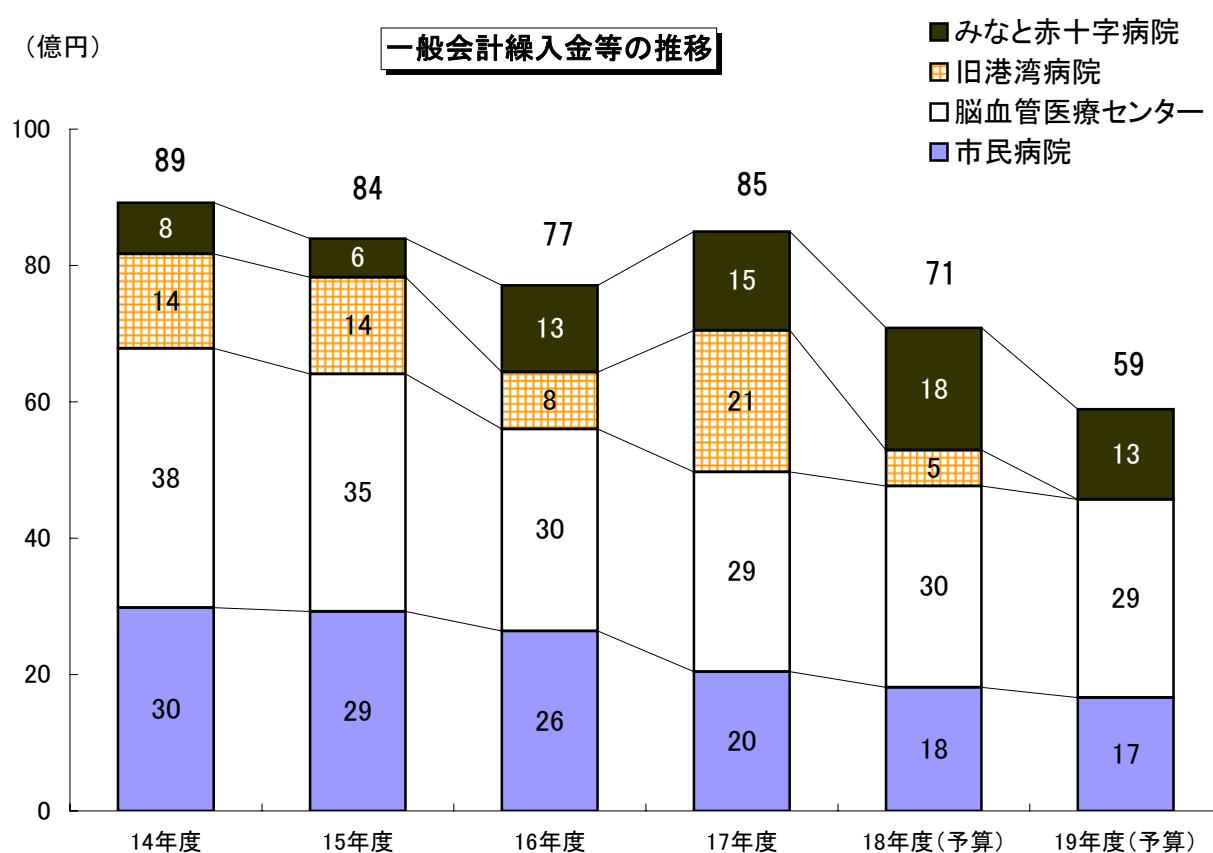
(単位 千円)

| 繰入項目 | 平成19年度 | 平成18年度 | 差引増減 | 積算の考え方 |
|-----------|--------|---------|-----------|---------------|
| 閉院調整費 | - | 527,042 | △ 527,042 | |
| 残務整理 | - | 227,042 | △ 227,042 | 解体・撤去費用、残務処理等 |
| 累積債務解消 | - | 300,000 | △ 300,000 | 累積債務の一部解消 |
| 企業債元利償還分 | - | - | - | |
| 一般会計繰入金合計 | - | 527,042 | △ 527,042 | |
| うち収益的収入分 | - | 227,042 | △ 227,042 | |
| うち資本的収入分 | - | 300,000 | △ 300,000 | |

平成19年度 一般会計繰入金の内訳



一般会計繰入金等の推移



※一般会計繰入金等には一般会計からの長期借入金も含みます。

みなと赤十字病院の14年度～16年度は、再整備事業に対する繰入金を記載しています。

表中の数値は億円未満は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない箇所があります。

用語解説

- い** 一般会計繰入金
公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費などについて、一般会計が負担するもの。
- え** エイズ診療拠点病院
エイズ治療の拠点病院として、各都道府県において選定された病院で、総合的なエイズ診療の実施、必要な医療機器及び個室の整備、カウンセリング体制の整備、地域の他の医療機関との連携、院内感染防止体制の整備などがされている。
- か** 回復期
差し迫った生命の危機等から脱し、又は、疾病・外傷の症状がある程度改善した後、症状が回復するまでの間のこと。症状がほぼ固定した後の維持期（又は慢性期）と区別される。
- 神奈川県災害医療拠点病院
救護所あるいは病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として、神奈川県が指定した病院。
- 緩和ケア
がんによる末期症状を示している患者に対して、疼痛等の身体症状の緩和や精神症状に対するケアなどを行い、QOL (quality of life : 生活の質) の向上を支援すること。
- き** 企業債元利償還金
建物整備や医療機器の購入のために発行する債券（公営企業債）の元金及び利息の償還金。
- 急性期
差し迫った生命の危機、疾病・外傷の発症などから、積極的な治療や検査、看護等が行われ、症状がある程度改善する段階までのこと。
- け** 経常収支
通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きであり、企業の経営状態を表す。
- し** 資本的収入・支出
建設改良や医療機器の整備などの支出とそれに係る企業債償還金などの財源収入であり、その効果が次期以降に及び、将来の収益に対応するもの。
- 収益的収入・支出
入院収益や外来収益など病院の通常の事業活動に伴って発生する収入と、人件費、材料費、経費など病院の通常の事業活動に伴って発生する支出。

純損益

通常の事業活動によって発生する収入・支出の差し引きとして計算される経常収支に特別損益を加減した額。

障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せ持つ重度障害児（者）が、障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

せ 精神科合併症医療

精神障害者が障害と直接関係のない疾病を発症した際に行われる医療。

た 第一種感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エボラ出血熱やペストなどの1類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。第二種感染症指定医療機関は、細菌性赤痢、コレラ等に対応する。

ち 地域医療支援病院

地域における医療の確保等のために、地域医療機関に対して必要な支援を行う病院で、次のような指定要件のもとに診療報酬上の加算が認められている。

- ・病床数が200床以上であること
- ・紹介率や逆紹介率が一定の基準以上であること
- ・病院の設備機器を他病院の医師等の診療・研究・研修のために利用させる体制が整っていること
- ・救急医療を提供する能力があること
- ・地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力があることなど

地域がん診療連携拠点病院

質の高いがん医療を全国で等しく実施できるようにするために、わが国に多いがん（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん等）について、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するために拠点として設けられる病院。県の推薦により、保健医療圏ごとに厚生労働大臣が指定する。

と 特別損益

過年度の損益や臨時的な損益などの合計額。

に 日本医療機能評価機構

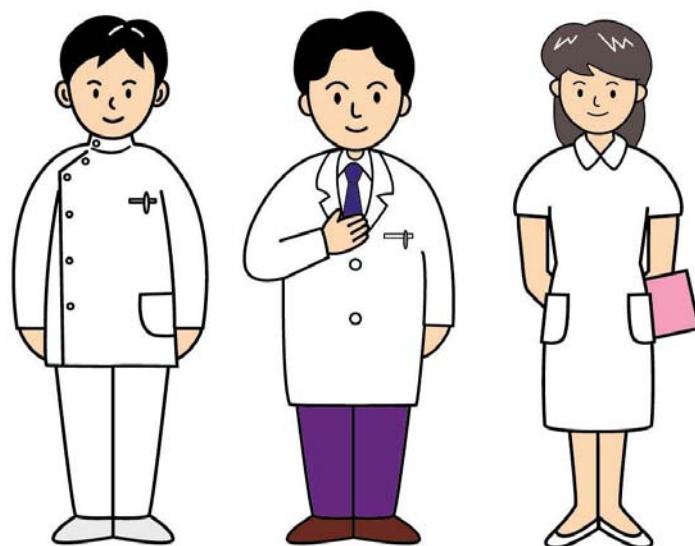
医療の質の一層の向上を図るために、病院を始めとする医療機関の機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、明らかとなった問題点の改善を支援する第三者機関として設立された財団法人。

り 臨床研修指定病院

医師の臨床研修は、従来、努力義務として行われてきたが、平成12年の医師法等の改正により「診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない」と義務づけられた。この臨床研修を実施する病院を臨床研修指定病院という。

平成19年度

病院経営局運営方針



病院経営局

平成19年度の運営方針について

横浜市は、平成19年度を「創造的改革へ舵を切る年」と位置づけて、市役所の総合力を高める取組を進めています。

市立病院を所管する病院経営局では、平成17年3月に「市立病院経営改革計画」を策定し、救急医療など地域に必要な政策的医療を提供することはもちろん、安全管理や医療連携など地域医療全体の質向上を図るために取組を進めています。

また、同時に、市民に必要な医療をより効率的に提供できるよう徹底した経営改善にも努めています。

平成19年度は経営改革計画の3年目となり、ちょうど折り返しに入りましたが、市民・患者さんに、安心・安全で満足・納得のいく医療を提供することにより、患者さんや御家族に喜んでいただけることを自らの責務として、引き続き、改革・改善に取り組んでまいります。

また、市立病院として、市民の信頼を損なうことのないように、職員の一人ひとりが、コンプライアンスの精神に従って、適正な事務執行に取り組んでまいります。

横浜市病院経営局長（病院事業管理者）

原 正道

【これまでの主な取組】

【市民病院】

- ・24時間365日の救急医療
- ・第一種感染症指定医療機関の指定 (平成16年11月)
- ・病院機能評価の認定取得 (平成17年5月)
- ・地域がん診療連携拠点病院の指定 (平成18年8月)
- ・地域医療支援病院の施設認定取得 (平成18年9月) 等

【脳血管医療センター】

- ・24時間365日の救急医療 (平成18年5月再開)
- ・回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得 (平成17年11月)
- ・併設介護老人保健施設への指定管理者制度導入 (平成19年4月運営開始) 等

【みなと赤十字病院】

- ・指定管理者の運営による政策的医療の提供 (平成17年4月開院)
(救急医療、アレルギー疾患医療、緩和ケア医療等)
- ・病院機能評価の認定取得 (平成19年3月) 等

基本目標

市民・患者さんの視点に立った、安心・安全で満足・納得が得られる良質な医療サービスの効率的な提供を目指します！

市立病院は、すべての市民が良質な医療を安心して受けられるよう、政策的医療を提供する役割に加え、**地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていく必要があります。**

一方、診療報酬のマイナス改定や全国的な医師、看護師不足など、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、このような経営環境に対応していくため、市立病院は**徹底した経営改善に努め、自立した経営を目指していく必要があります。**

こうした観点から、病院経営局では、医療の質の向上と経営改善の両面から経営改革を推進してまいります。

重点推進課題

平成 19 年度は、次の重点推進課題に取り組みます。

1 病院事業全体の取組

(1) コンプライアンスの推進

- ・ 事務事業及び情報の適正管理の徹底
- ・ 全職員を対象とした研修の実施

(2) 看護師確保の強化

- ・ 看護師確保による医療の質の向上と経営改善

(3) 情報化の推進

- ・ 電子カルテを中心とした診療情報システムの整備(20 年度稼働)

2 各病院の取組

(1) 市民病院の医療機能の充実

- ・ 緩和ケア病棟の整備(19 年度実施設計 20 年度工事開始・開床)
- ・ PET-CT(※)の導入によるがん診断機能の向上

(2) 脳血管医療センターの医療機能の充実

- ・ 医師の確保などによる救急医療の充実
- ・ リハビリテーションの土曜日実施(7月)
- ・ 回復期リハビリテーション病棟(2病棟目)の施設基準取得(10 月)

(3) みなと赤十字病院における市立病院としての充実した医療提供

- ・ 精神科救急医療(10 月)・精神科合併症医療(6 月)の開始
- ・ アレルギー専門医療機関の指定 (4 月)

(※)PET-CT : PETとCTを組み合わせ、1回の検査でより正確な診断を可能にする検査機器

平成19年度の主な取組項目

1 市立病院が果たすべき役割

重点

・・・重点推進課題

| 取組項目 | 内 容 | スケジュール | |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------|
| | | 19年度 | 20年度 |
| コンプライアンスの推進 | 毎月開催するコンプライアンス推進委員会や研修の開催をとおして、職員の公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に努めます。 | 新規実施 | → |
| 地域がん診療連携拠点病院の指定など、がん診療機能の強化(市民病院) | 施設・設備の充実 | 段階的な施設の充実 | → |
| | がん治療チームの編成 | 新規 がん治療チーム編成 | — |
| | 緩和ケア病棟の整備検討 | 設計 | 整備・開設 |
| 精神科救急医療、精神科合併症医療の実施(みなど赤十字病院) | 精神科救急医療、精神科合併症医療を提供します。 | 新規 実施 | → |
| 電子カルテを中心とした診療情報システムの整備(市民病院・脳血管医療センター) | カルテ等の情報提供等を積極的に進めるとともに、インフォームドコンセントの推進を図るため、電子カルテを中心とした診療情報システムを整備します。 | 段階的稼働 | → |
| 150万本植樹行動 | 脳血管医療センターにおけるリハビリテーション治療の一環として植樹を取り入れなどの取組を実施します。 | 新規 情報提供の実施・検討 | → |
| 本市がん検診事業全体の精度管理、市民や地域医療機関等への情報提供(市民病院) | 市全体のがん検診データの収集・分析とデータベース化を進め、必要な情報を地域医療機関等に提供します。 | 精度管理の実施 | 情報提供の実施 |
| 市民講座等の開催、保健行政との連携のもとでの疾病予防・健康づくり活動の展開 | 市民の健康増進に寄与するため、市民講座等を開催するとともに、各区福祉保健センターとの連携のもとで、疾病予防・健康づくり活動を展開します。 | 実施 | → |
| 市立病院の運営を支援する「市民委員会」の運営 | 市立病院の運営状況を積極的に情報提供し、病院運営に市民の意見を反映させるため、各病院に設置した「市民委員会」を運営します。 | 実施 | — |
| 各市立病院に共通の患者満足度調査の実施及び結果の公表 | 患者さんの満足度を把握し、その結果をそれぞれの病院運営に適切に反映することで医療・サービスの一層の充実を図っていくため、各市立病院に共通の患者満足度調査を実施し、その結果を市民に公表します。 | 実施 | → |
| 財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の受審、結果公表及び認定の取得 | 医療に対する信頼と質の一層の向上を図るため、(財)日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価を受審し、平成20年度までに認定取得を目指すとともに、その結果を公表します。 | 順次受審・結果公表 | 全市立病院認定取得 |

2 経営改善の取組

| 取組項目 | 内 容 | スケジュール | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------|------|
| | | 19年度 | 20年度 |
| 看護師確保の強化 | 看護師地方採用試験の積極的な開催等により必要な看護師を確保します。 | 新規実施 | → |
| 局と病院管理部門の一体化 | 局と病院管理部門の業務を段階的に集約し、組織として一体化を図ります。 | 検討 | 実施 |
| 人事考課制度の公平性・透明性の確保 | 人事考課結果の本人開示 | 新規実施 | → |
| | 不服申立機関の設置 | 新規設置 | — |
| 職種や業務内容に応じた給与制度の導入 | 医師不足、看護師不足の状況等を踏まえ、適正な給与制度の導入を行います。 | 新規実施 | → |
| 人件費比率の削減 | 市民病院 | 20年度までに54.9% | |
| | 脳血管医療センター | 20年度までに88.3% | |
| 病院経営に必要な人材育成の促進 | 認定看護師養成派遣研修への職員の派遣等人材の育成を促進します。 | 実施 | → |
| バランス・スコアカードの導入による経営管理の実施 | 患者の視点、経営効率の視点、業務改善の視点、人材育成の視点から目標を設定し、目標達成に向け行動し、行動結果を評価する経営管理手法を実施します。 | 実施 | → |

3 市民病院

| 取組項目 | 内 容 | スケジュール | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|------|
| | | 19年度 | 20年度 |
| 地域に必要とされる救急医療の充実 重点 | 入院診療が必要とされる救急患者の受け入れを中心に、地域に必要とされる救急医療の充実を進めます。 | 段階的充 実 | → |
| 地域医療連携の推進 | 地域医療支援病院として、地域連携パスの作成、地域医療連携協議会の設置など、地域医療連携の推進を図ります。 | 新規実施 | → |
| 専門・特殊外来の充実、外来診療の初診原則紹介・予約制の実施 | 外来診療の紹介・予約制を更に推進するとともに、専門・特殊外来の内容の充実を図ります。 | 段階的充 実 | → |
| がん検診センターの新たな検診方法の導入 | ヘルカルCTによる肺がん検診など、先駆的な新たな検診方法を導入します。 | 導入 | — |
| 医療環境にふさわしい質の高いサービスの提供 | 患者が疾病に関する情報や参考図書を閲覧することができる患者自己学習コーナー(仮称)の設置など、質の高いサービスを提供していきます。 | 段階的実 施 | → |
| 入院患者の在院日数の短縮 | 入院患者の在院日数の短縮を進め、収益単価の向上を図ります。 | 20年度までに 14.0日未満に短縮 | |
| 診療報酬包括評価の導入 | 今後拡大が予想される診療報酬の包括評価の導入を図ります。 | 準備 | 導入 |
| 査定率の縮減 | 診療報酬の査定率（診療報酬請求額に占める減額の割合）を縮減します。 | 20年度までに 0.3%に縮減 | |
| 未収金の縮減 | 患者の利便性を向上する多様な支払方法の検討等により未収金を縮減します。 | 20年度までに 15%削減 (15年度末比) | |
| 柔軟で効率的な勤務体制の検討 | 執行体制の見直しや業務改善による効率化を進め、職員配置の適正化を図ります。 | 実施 | → |
| より効率的な物品管理供給システムの導入 | 各種診療材料等について、購入から在庫管理、供給、使用までの一連の行為の適正化・効率化を進め、材料費等の縮減を図ります。 | 導入 | — |
| 光熱水費の縮減 | 不使用時の消灯やパソコンの電源オフなどにより、光熱水費の縮減を進めます。 | 毎年前年度比 1.5%削減 | |

4 脳血管医療センター

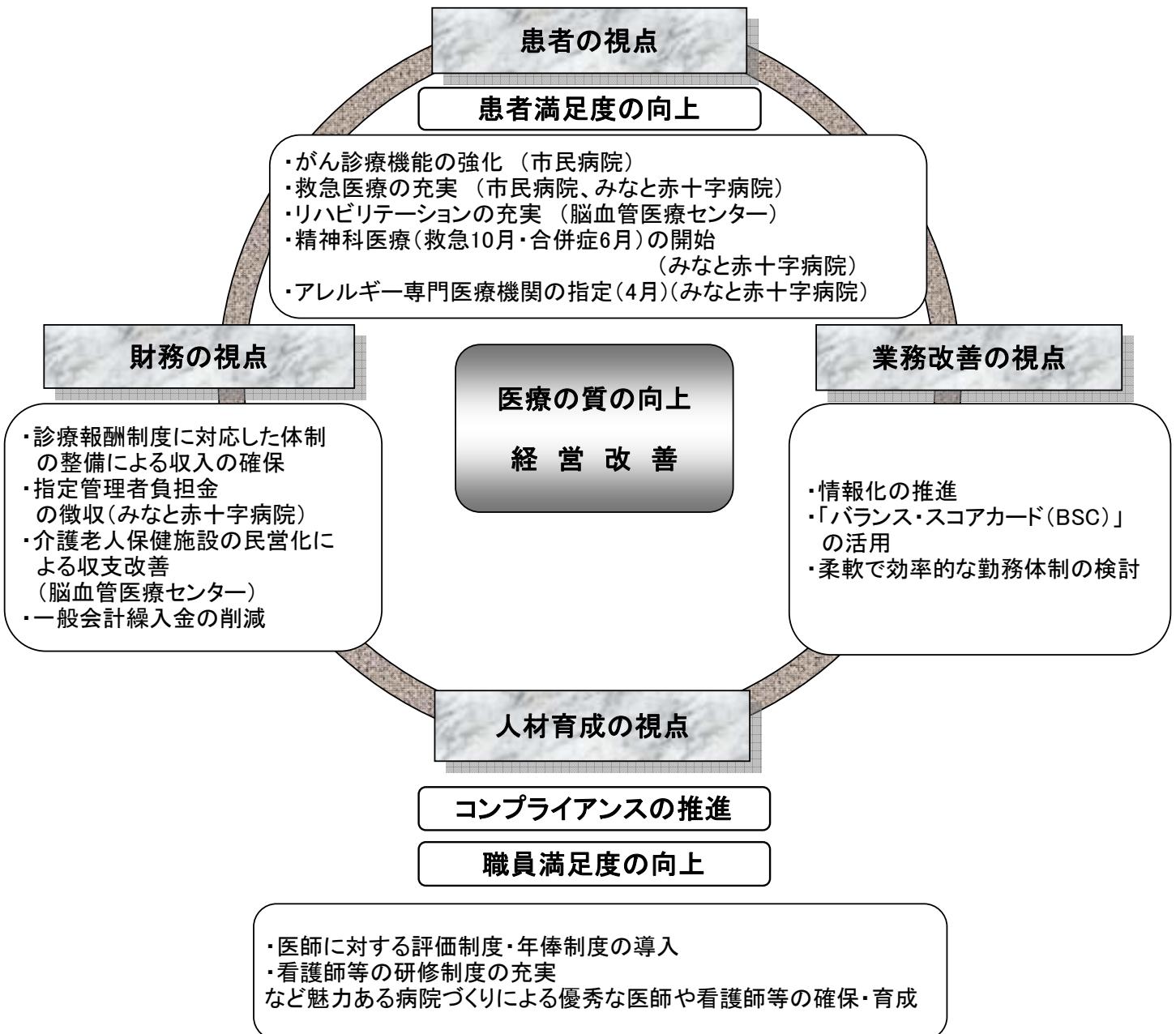
| 取組項目 | 内 容 | スケジュール | |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------|
| | | 19年度 | 20年度 |
| 重点 24時間365日の救急医療の充実 | 引き続き、医師の確保などに努め24時間365日の救急医療を実施し、受入れ患者数の増を目指します。 | 実施 | → |
| 重点 土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションの実施 | リハビリテーションの効果をより高めることにより、寝たきりの防止や早期社会復帰の一層の促進及び収益増を図るため、土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションを実施します。 | 新規 一部実施 | 実施 |
| 重点 回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得 | 市内に不足する回復期リハビリテーション病棟の施設基準を取得します。 | 2病棟 | 4病棟 |
| 介護老人保健施設との円滑な連携 | 指定管理者との定期的な連絡調整会議の実施などにより、併設介護老人保健施設との円滑な連携を図ります。 | 新規 実施 | → |
| 地域医療連携の強化 | 専門病院としての機能を十分に発揮し、地域の医療機関等との連携を円滑に進めるため、地域連携部を設置し、地域医療連携の強化を図ります。 | 新規 実施 | → |
| 脳卒中予防の充実 | 従来から開催していた健康増進のための市民講座等に加え、脳卒中予防の観点からも教室等を開催します。 | 実施 | → |
| クリニカルパスの整備 | クリニカルパスの整備を進めることで、医療の標準化を進め、インフォームドコンセントを推進するとともに、診療の質の向上等を図ります。 | 実施 | → |
| 脳ドックの充実 | 脳ドック利用者の要望に対応し、より充実した診断と利用者満足度の向上を図るため、脳ドックの追加検査等を実施します。 | 実施 | → |
| ボランティアによるサービスの拡充 | 18年度の外来ボランティアサービスの拡充に引き続き、病棟でのボランティアサービスの拡充を図ります。 | 実施 | → |
| 特別室の利用率の向上 | パンフレットの活用などにより、特別室の利用率向上を図ります。 | 88% | 90% |
| 査定率の縮減 | 診療報酬の査定率(診療報酬請求額に占める減額の割合)を縮減します。 | 20年度までに 0.3%に縮減 | |
| 未収金の縮減 | 患者の利便性を向上する多様な支払方法の検討等により未収金を縮減します。 | 20年度までに15%削減 (15年度末比) | |
| 柔軟で効率的な勤務体制の検討 | 執行体制の見直しや業務改善による効率化を進め、職員配置の適正化を図ります。 | 実施 | → |
| 光熱水費の縮減 | 不使用時の消灯やパソコンの電源オフなどにより、光熱水費の縮減を進めます。 | 毎年前年度比 1.5%削減 | |

5 みなと赤十字病院

| 取組項目 | 内 容 | スケジュール | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------|----------|------|
| | | 19年度 | 20年度 |
| 重点 アレルギー専門医療機関の指定 | 科学的根拠に基づく診療と地域医療機関等への情報提供を行うための専門的医療機関であるアレルギー専門医療機関の指定を受けます。 | 新規 指定 | — |
| 指定管理業務に対する点検・評価とその結果の公表 | 指定管理者が質の高い医療を提供しているか、病院運営を適正に行っているか等について検証し、その結果を公表します。 | 実施 | → |

平成19年度の主な取組

19年度の主な取組項目について、バランス・スコアカード(※)の4つの視点で整理しています。



※バランス・スコアカード…患者の視点、財務の視点、人材育成の視点、業務改善の視点の4つの視点から目標を設定し、目標達成に向け行動し、行動結果を評価する経営管理手法

横浜市立病院経営改革計画

(平成17年3月策定)

概要版

I 基本的事項

1 計画策定の目的

本市病院事業全体としての取組項目及び各市立病院の取組項目について、具体的な年次計画や数値目標を定め、経営改革の確実な実現を図ります。

2 基本方針

- (1) 地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 徹底した経営改善を取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

3 計画期間

平成17年4月から平成21年3月までの4か年（平成17年度から平成20年度まで）

II 病院事業全体としての取組

1 市立病院が果たすべき役割

すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。

(1) 地域に必要とされる政策的医療等の提供

【主な取組項目】

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------------------------|---------------|-----------|------|-----------|------|
| 地域がん診療拠点病院の指定など、がん診療機能の強化 * 1 (市民病院) | 地域がん診療拠点病院の指定 | 指 定 | — | — | — |
| | 施設・設備の充実 | 段階的な施設の充実 | → | → | → |
| | がん治療チームの編成 | 検 討 | → | がん治療チーム編成 | — |
| | 緩和ケア病棟の整備検討 | 検 討 | 整 備 | 開 設 | — |
| アレルギー疾患医療、緩和ケア医療の実施 (みなと赤十字病院) | 実 施 | → | → | → | → |
| 精神科救急医療、精神科合併症医療の実施 (みなと赤十字病院) | 準 備 | → | 実 施 | → | → |

* 1 地域がん診療拠点病院：我が国に多いがん（肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん等）について、地域における診療連携を推進するため、継続的に質の高いがん医療を提供する体制を確保するとともに、地域の医療機関と密接な連携を図り、地域におけるがん診療に従事する医師等に対する研修の機会を提供し、また、必要ながん医療に関する情報提供を行うことにより、地域全体におけるがん医療水準の向上を図る病院として厚生労働大臣が指定するもの。

(2) 地域医療全体の質向上のための取組

【主な取組項目】

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------|-------------------|--------|------|-------|------|
| 電子カルテを中心とした診療情報システムの整備 | 市民病院 脳血管医療センター | 検討 | 準備 | 段階的稼動 | → |
| | みなと赤十字病院 | 稼動 | → | → | → |
| 専門の患者総合相談窓口の設置 | | 検討 | 設置 | — | — |
| 地域医療支援病院の施設認定取得*2 (市民病院) | 紹介率向上等の取組 | 施設認定取得 | — | — | — |
| 医師臨床研修後期研修の整備 ・実施 (市民病院) | 整備実施 | → | → | → | → |

* 2 地域医療支援病院：医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいとの観点から、かかりつけ医を地域における第一線の医療機関と位置付け、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医を支援するとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていくことにより地域医療の充実を図る病院として、県知事が承認するもの。

2 経営改善の取組

病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

【主な取組項目】

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------|----------------|--------|-----------|------|------|
| 全職員への人事考課制度の導入 | 事務職員、医療技術・看護職員 | 実施 | → | → | → |
| | 医療職員、技能職員 | 試行 | 実施 | → | → |
| 医師の多様な採用方法の実施 | 公募制による医師の採用 | 公募制の導入 | → | → | → |
| | 臨床研修医の採用 | 検討 | 研修医採用制度導入 | → | → |
| 定期昇給制度、特別昇給制度、期末・勤勉手当制度の運用の見直し | | 検討 | 準備 | 実施 | → |
| バランス・スコアカードの導入による経営管理の実施 *3 | | 試行 | 実施 | → | → |

* 3 バランス・スコアカード：経営方針に基づき、患者の視点、経営効率の視点、業務改善の視点、人材育成の視点から各部署で目標を設定し、目標達成に向け行動し、行動結果を評価する経営管理の手法。

III 各市立病院の取組

1 市民病院

「患者の視点の尊重」、「医療における安全管理」など、市立病院として担うべき役割に関する取組を積極的に進め、その成果を地域医療機関等に提供するなど、地域医療全体の質向上に向けた中心的な役割を担うとともに、感染症医療やがん診療等の特徴やこれまでの経験を生かしつつ医療機能の充実を図ります。

2 脳血管医療センター

リハビリテーションの効果をより高めることにより、寝たきりの防止や早期社会復帰の一層の促進及び収益の向上を図るため、「土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーション」の実施や「回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得」などに取り組みます。

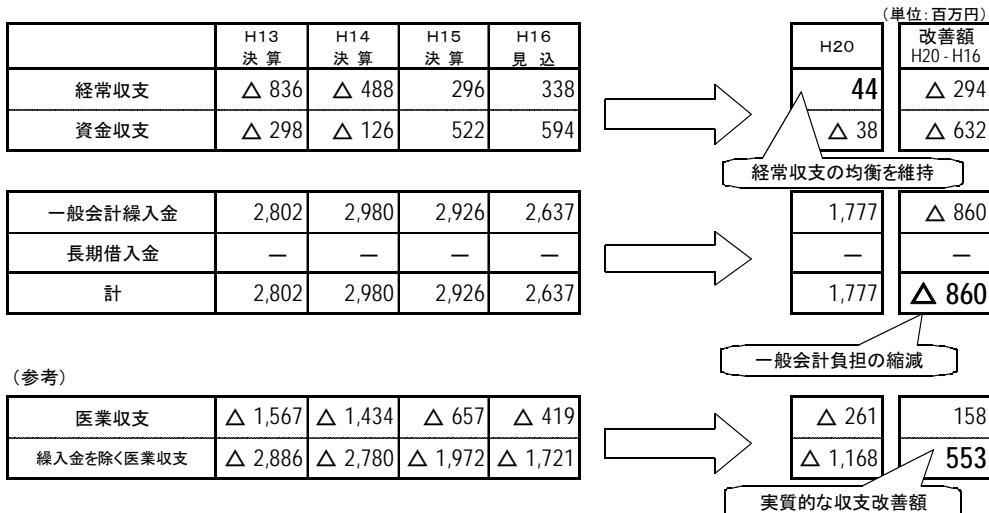
また、介護老人保健施設について指定管理者制度の導入等を視野に入れた経営形態等の検討を行います。

中期 収 支 計 画

《市民病院の経営目標》

繰入金の見直しにより一般会計負担の縮減を図りつつ、経常収支の均衡を維持します。

市民病院では、平成20年度において、平成16年度と比較して約9億円の一般会計負担の縮減を図りながらも、実質的な収支改善額を示す「繰入金を除く医業収支」において、約6億円の改善を達成することで、経常収支の均衡を維持します。



※平成20年度の医業収支は、地方公営企業法の全部適用以降に発生する本部経費を除く。

※平成20年度の繰入金を除く医業収支は、本部経費及びがん検診委託料を除く。

《脳血管医療センターの経営目標》

長期借入金を含めた現在の一般会計負担額の範囲内で、資金収支の均衡を目指します。

脳血管医療センターには、平成16年度において、繰入金と長期借入金を合わせて約30億円の一般会計負担が行われていますが、資金収支において、なお約6億円の不足が発生しています。

平成20年度までに約12億円の収支改善（繰入金を除く医業収支）を図ることにより、一般会計負担を平成16年度水準に抑えつつ、資金収支の均衡を達成します（単年度資金収支の不足を解消します。）。

| | H13 決算 | H14 決算 | H15 決算 | H16 見込 | (単位：百万円) | H20 | 改善額 H20 - H16 | 1,954 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-------|------------------|-------|
| 経常収支 | △ 2,509 | △ 2,621 | △ 2,410 | △ 2,571 | | △ 617 | 115 | 709 |
| 資金収支 | △ 34 | △ 1,144 | △ 975 | △ 594 | | | | |
| 一般会計繰入金 | 2,680 | 3,806 | 3,481 | 2,279 | | 2,909 | 630 | |
| 長期借入金 | 973 | — | — | 686 | | — | △ 686 | |
| 計 | 3,653 | 3,806 | 3,481 | 2,965 | | 2,909 | △ 56 | |

資金収支の均衡を達成

| | H13 決算 | H14 決算 | H15 決算 | H16 見込 | (単位：百万円) | △ 2,408 | 1,290 | 1,155 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|-------|-------|
| 医業収支 | △ 3,712 | △ 3,916 | △ 3,792 | △ 3,698 | | △ 2,721 | | |
| 繰入金を除く医業収支 | △ 3,912 | △ 4,150 | △ 4,003 | △ 3,876 | | | | |

一般会計負担を16年度水準に抑制

実質的な収支改善額

(参考)

| | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 医業収支 | △ 3,712 | △ 3,916 | △ 3,792 | △ 3,698 |
| 繰入金を除く医業収支 | △ 3,912 | △ 4,150 | △ 4,003 | △ 3,876 |

※平成20年度の医業収支及び繰入金を除く医業収支は、地方公営企業法の全部適用以降に発生する本部経費を除く。

《みなと赤十字病院の経営目標》

指定管理者制度導入の効果を最大限に活用して、一般会計負担の抑制を図ります。

指定管理者制度のもとで、指定管理者の病院運営に関する知識経験を活用した効率的な病院運営を確保するとともに、病院運営のリスクの負担を求める仕組みを導入したことにより、一般会計負担の抑制を図っております。

| | (単位：百万円) |
|---------|----------------|
| 経常収支 | H20 △ 1,422 |
| 資金収支 | 73 |
| 一般会計繰入金 | 1,700 |
| 長期借入金 | — |
| 計 | 1,700 |

<病院事業会計用語説明>

- 経常収支・・・・・・・・・通常の事業活動によって発生する収益・費用の差し引きであり、企業の経営状態を表します。
- 資金収支・・・・・・・・・事業活動に必要な運転資金の増減を示す指標です。
- 医業収支・・・・・・・・・経常収支のうち、医療活動に伴う収益・費用だけを抜き出して算定したものであり、病院の本来業務である医療活動における収支を表します。
- 繰入金を除く医業収支・・・医業収支から繰入金を除くことによって実質的な収支の状況をとらえることができます。

横浜市立病院経営改革計画

～市民に信頼される質の高い医療の提供と健全な経営を目指して～

**平成17年3月
横浜市衛生局**

目 次

| | |
|-----------------------------------------|----|
| 基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 基本方針 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 点検・評価 | 1 |
| 5 推進体制 | 1 |
| 6 各病院における計画の推進 | 2 |
| 病院事業全体としての取組 | 4 |
| 1 市立病院が果たすべき役割 | 4 |
| (1) 地域に必要とされる医療の提供と市民の健康危機への対応 | 4 |
| (2) 地域医療全体の質向上のための取組 | 9 |
| 2 経営改善の取組 | 16 |
| (1) 病院事業管理者の設置 | 16 |
| (2) 機動的・効率的な管理運営体制の整備 | 17 |
| (3) 病院事業にふさわしい人事管理 | 18 |
| (4) 適正な収益の確保と効率的な運営による費用の縮減 | 20 |
| (5) 情報化の推進による医療の質、患者サービスの向上と効率的な病院経営の実現 | |
| | 21 |
| (6) 職員の意識改革の推進 | 23 |
| 各市立病院の取組 | 26 |
| 1 市民病院 | 26 |
| (1) 基本的な方向性 | 26 |
| (2) 医療機能の見直し | 26 |
| (3) 患者サービスの向上 | 31 |
| (4) 収支改善の取組 | 31 |
| (5) その他経営改善の取組 | 34 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 2 脳血管医療センター | 35 |
| (1) 基本的な方向性 | 35 |
| (2) 医療機能の見直し | 35 |
| (3) 患者サービスの向上 | 38 |
| (4) 収支改善の取組 | 39 |
| (5) その他経営改善の取組 | 42 |
| 3 みなと赤十字病院 | 43 |
| (1) 基本的な方向性 | 43 |
| (2) 地域に必要とされる政策的医療の充実 | 43 |
| (3) 地域医療全体の質向上に向けた役割 | 45 |
| (4) 運営を検証するための仕組み | 46 |
| 中期収支計画 | 47 |
| 1 一般会計負担の見直し | 48 |
| (1) 市民病院及び脳血管医療センター | 48 |
| (2) みなと赤十字病院 | 52 |
| 2 中期収支計画 | 54 |
| (1) 市民病院 | 55 |
| (2) 脳血管医療センター | 56 |
| (3) みなと赤十字病院 | 57 |
| (4) 病院事業会計 | 58 |

基本的事項

1 計画策定の目的

市立病院の抜本的な経営改革を進めるため、本市病院事業全体としての取組項目及び各市立病院の取組項目について、具体的な年次計画や数値目標を定め、経営改革の確実な実現を図っていくものとします。

2 基本方針

地域医療全体の質の向上という観点から、市立病院が果たすべき役割を確実に担っていくとともに、徹底した経営改善に取り組み、良質な医療の効率的な提供を目指します。

- (1) すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

3 計画期間

平成17年4月から平成21年3月までの4か年（平成17年度から平成20年度まで）

なお、社会経済情勢の著しい変動等により、本計画の内容が実情にそぐわなくなった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 点検・評価

計画に基づく経営改革の実施状況については、毎年度、自主的な点検・評価を行い、公表します。また、計画期間終了時に、計画期間全体を通じての総合的な点検・評価を行うこととし、その結果を公表するとともに、市会等に報告します。

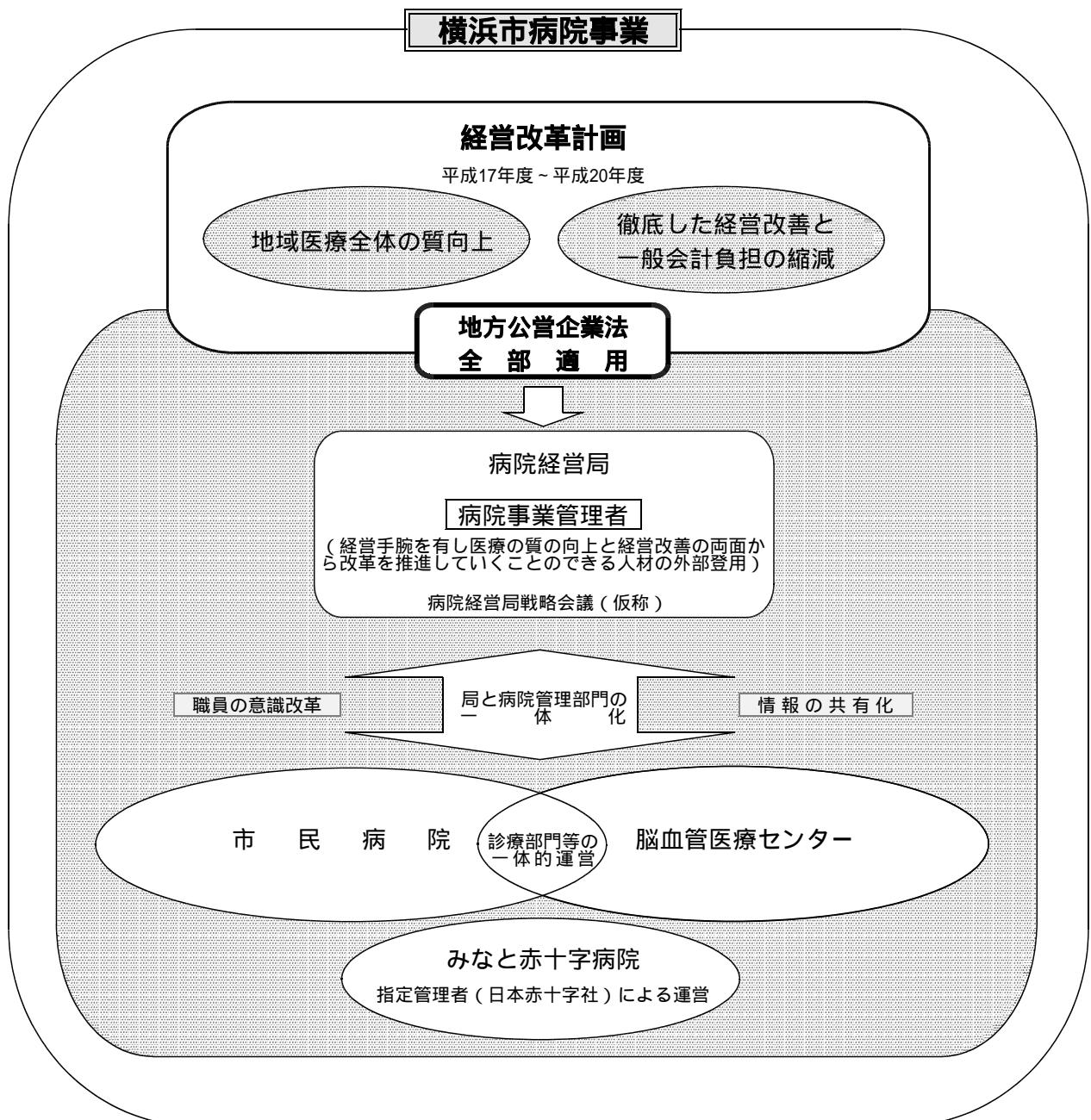
5 推進体制

- (1) 経営改革の確実な実現を図るため、衛生局から病院事業を所管する部門を分離独立し、新たに、市民病院、脳血管医療センター、平成17年4月から指定管理者（日本赤十字社）により管理・運営される再整備後の港湾病院（以下「みなと赤十字病院」と言います。）の経営を所管する「病院経営局」を設置します。
- (2) 職員の意識改革に取り組み、より機動的で効率的な病院経営を行うため、地方公営企業法を全部適用し、経営改革を効果的に推進する組織体制を整備します。
- (3) 病院事業管理者については、良質な医療提供と徹底した経営改善という困難な目標を達成するため、経営手腕を有し、医療の質の向上と経営改善の両面から改革を推進していくことのできる人材を外部から登用します。

- (4) 病院経営局及び市民病院、脳血管医療センターにおいては、従来の延長線ではなく、新たな発想で改革に取り組むための組織・機構を整備することとし、病院事業管理者の経営方針のもと、局と病院の職員が情報を共有化し、一体的に改革に取り組んでいくため、局と病院管理部門の業務を段階的に集約し、組織として一体化を図っていきます。
- (5) 市立病院として、良質な医療を効率的に提供していくため、市民病院と脳血管医療センターについて、人材の有効活用や適材適所の人事配置を推進するとともに、相互に医療機能を補完し効率的な病院運営が行えるよう、両病院の診療部門等の一体的な運営を図っていきます。
また、衛生局においては、市立病院、市立大学病院、地域中核病院等の連携による地域医療の充実を図るため、政策的医療等の実施に関する連携、調整等を行います。
- (6) 経営改革の確実な実施を図るため、病院経営局に、局及び病院の幹部職員で構成する「病院経営局戦略会議（仮称）」を設置します。
会議は、経営改革計画の進行管理、計画を確実に推進していくための方策の検討、取組の成果についての点検・評価や、計画の見直しなどに関する役割を担っていきます。

6 各病院における計画の推進

- (1) 各病院においては、この計画の実現に向けて、各実施項目についての具体的な行動計画を定めるととともに、既存の院内委員会での取組や、必要に応じて設置する「課題解決プロジェクト」等での検討・取組を進めていくものとします。
- (2) 各職場単位では、職員自らが課題を設定し、改善に取り組む「業務改善運動」などを通じて、経営改善を推進していくものとします。
- (3) 病院経営局においては、局全体として取り組むべき事項や、条例・規程や制度・仕組みの変更を要する事項などを中心に、病院との連携・支援体制を敷いていくものとします。



病院事業全体としての取組

1 市立病院が果たすべき役割

市立病院はこれまで、市内に不足する一般病床の確保や地域に必要とされる政策的医療の提供等に積極的に取り組んできました。しかし、地域中核病院の整備などにより地域医療提供体制が充実し、民間の医療機関が政策的医療の提供主体としての役割を果たすようになってきている現在、政策的医療を実施していることのみをもって市立病院としての役割が果たされているとは言えません。市立病院だからこそ果たし得る役割を改めて明らかにし、その実現を図っていくことが必要となっています。

すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。

(1) 地域に必要とされる医療の提供と市民の健康危機への対応

患者の強い要望や、市民の健康を守るために地域に必要があるにもかかわらず、民間の医療機関では積極的・継続的な対応が難しい医療については、市立病院として積極的に取り組んでいく必要があります。

こうした医療は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することは国や地方公共団体の責務であるとの考え方から、従来から「政策的医療」とも呼ばれてきましたが、政策的医療の内容は、医学・医療技術の進歩、社会状況等によっても変化するものです。

政策的判断に基づき、その時代において市民に必要とされる医療の中心的な担い手となることで、地域医療の充実を図っていくことは、引き続き市立病院の重要な役割です。

また、地震・洪水等の自然災害や大規模火災等の災害、SARSやエイズ等の新興感染症、マラリア等の再興感染症、NBC災害（放射性物質、細菌や化学物質の散布・漏出事故等）などに對して市民の生命・身体を守るために、総合的かつ計画的な行政施策を実施することは、地方自治体としての基本的かつ必須の責務です。

こうした集中的突発的健康危機に対して、平時から必要な体制を確立するとともに、発生時にはその対応の中心的な役割を担い、市民の安全と安心を確保することも市立病院として重要です。

【取組項目】

市民病院では、これまで細菌性赤痢、コレラ等の2類感染症に対応する第二種感染症指定医療機関として感染症医療に取り組んできましたが、平成16年度に、SARS、ペスト、天然痘等の1類感染症に対応する第一種感染症指定医療機関の指定を受けました。

また、がん診療に関するこれまでの知識・経験を生かし、地域のがん医療の水準向上に一層貢献するため、地域がん診療拠点病院の指定など、がん診療機能の強化に取り組みます。外来化学療法センターや内視鏡センターなどの施設・設備の充実や、がんに対して診療科の枠を超えた横断的なチームで総合的かつ集中的に治療を行う「がん治療チーム」の編成などに取り組むとともに、緩和ケア病棟の整備についても検討を行います。

なお、24時間365日の救急医療、小児救急医療についても、引き続き取り組んでいくとともに、「神奈川県災害医療拠点病院」、「エイズ治療拠点病院」等の役割を果たしていきます。

| 第一種感染症指定医療機関の指定 (市民病院) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------|-------------|------|------|------|
| | 16年度 指 定 | - | - | - |

| 地域がん診療拠点病院の指定など、 がん診療機能の強化 (市民病院) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------------------------|-------------------|---------------|-------------------|------|
| | 地域がん診療拠点病院の 指定 | 指 定 | - | - |
| | 施設・設備の充実 | 段階的な 施設の充実 | | |
| | がん治療チームの編成 | 検討 | がん治 療チ ーム編成 | - |
| | 緩和ケア病棟の整備検討 | 検討 | 整備 | 開設 |

* 地域がん診療拠点病院：我が国に多いがん（肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん等）について、地域における診療連携を推進するため、継続的に質の高いがん医療を提供する体制を確保するとともに、地域の医療機関と密接な連携を図り、地域におけるがん診療に従事する医師等に対する研修の機会を提供し、また、必要ながん医療に関する情報提供を行うことにより、地域全体におけるがん医療水準の向上を図る病院として厚生労働大臣が指定するもの。

これまで本市の脳血管疾患医療の充実に向けた取組は、脳血管医療センターを中心に進めてきましたが、センター設置の根本にある後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という市の施策目的を一層効果的に達成していくためには、市全体として、より適切かつ効率的な脳血管疾患医療提供体制の構築に向けた検討が必要となっています。

脳血管医療センターは、平成11年8月の開設以来、急性期からの内科的、外科的治療と一貫したリハビリテーションに取り組んできましたが、

脳血管医療センターの立地や、早期の診断・治療が重要であること等の脳血管疾患の特性などから、センターが現実に受け入れることのできる患者は、地域や患者数の点からも限られた範囲とならざるを得ず、特に、市の北部方面の住民にとっては、センターを非常に利用しにくい現状があること

画像診断技術の向上により正確な早期診断が可能となり、治療方法の選択等の判断が的確に行えるようになるとともに、血栓溶解法や血管内治療等の進歩により治療成績も向上してきているなど、脳血管疾患医療の急速な進歩がみられること

また、疾病構造や治療の考え方の変化等により手術件数が減少するとともに、学会による診療ガイドラインの整備等により医療の標準化が進んでいること

医療の安全管理に関する重要性の認識が高まる中にあって、関連各部門を含めた体制の充実は急務であるが、特に、急性期の脳血管疾患医療に関しては、脳血管疾患と関係の深い、心臓・血管系疾患などの医療機能を備えた総合的な病院で行った方が、安全管理上より望ましいと考えられること

脳血管疾患の患者に対して、機能回復やA D L（日常生活動作）能力の向上による寝たきりの防止、在宅復帰や社会復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に実施する「回復期リハビリテーション」を行える病院が、市内には依然として少なく、政策的な観点から、

より積極的に取り組んでいく必要があるものと考えられること

市内により充実した脳血管疾患医療提供体制の構築のためには、市民病院や市大センター病院、地域中核病院等、他の医療機関との適切な機能分担と連携を推進し、その資源やマンパワーをより積極的に活用していくことで、全市的な観点から脳血管疾患医療提供体制の充実を図っていくことが必要であること

などから、今後は医療機関相互の機能分担と連携を積極的に進めることがより重要になるものと考えられます。

こうしたことから、市民病院や、市立大学病院、地域中核病院等の他の医療機関との機能分担や連携のもとに、本市として、これまでにも増して充実した脳血管疾患医療提供体制を構築していくために、脳血管医療センターの医療機能再構築に向けた検討を行うこととします。

検討を進めるに当たり、脳血管疾患・リハビリテーション医療に関する外部の専門家等からなる「横浜市立脳血管医療センター医療機能検討会議」を平成16年12月に設置しました。

なお、これにより必要とされる場合には、市民病院の医療機能の変更についても、併せて検討を行います。

| 医療機能再構築に向けた検討 (脳血管医療センター) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------------------|------|-----------------|----------|------|
| | 検討 | 機能 変更の 準備 | 機能 変更 | - |

* 平成18年度以降の計画については、検討の結果により変更の可能性があります。

みなと赤十字病院では、港湾病院再整備において計画された政策的医療の確実な実施を図ります。

救急医療については、24時間365日の救急医療、小児救急医療、輪番制救急医療、母児二次救急医療を平成17年度から実施します。

アレルギー疾患医療については、一般診療に加えて、市民に対する相談・教育・啓発活動、調査・研究等を効果的に実施します。

がんによる末期症状を示している患者に対して疼痛の緩和などを行う緩和ケア医療、身体及び知的障害を併せ持つ重度障害児（者）が適切な医療を受けられるようするための障害児（者）合併症医療、指定管理者である日本赤十字社の経験や実績を生かした災害時医療及び市民の健康危機への対応に取り組みます。

また、精神科救急医療及び精神科合併症医療については、平成19年度から実施します。

| 24時間365日の救急医療、小児救急医療、輪番制救急医療、母児二次救急医療、アレルギー疾患医療、緩和ケア医療、障害児（者）合併症医療、災害時医療、市民の健康危機への対応の実施 (みなと赤十字病院) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

| 精神科救急医療、精神科合併症医療の実施 (みなと赤十字病院) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|
| | 準備 | | 実施 | |

地域に必要とされる政策的医療や市民の突発的な健康危機への対応については、引き続き、地域医療全般を所管する衛生局が中心となって対応を図っていく必要があります。また、市立病院、市立大学病院、地域中核病院等が、適切な連携を図ることにより効果的・効率的に実施していくことが必要です。

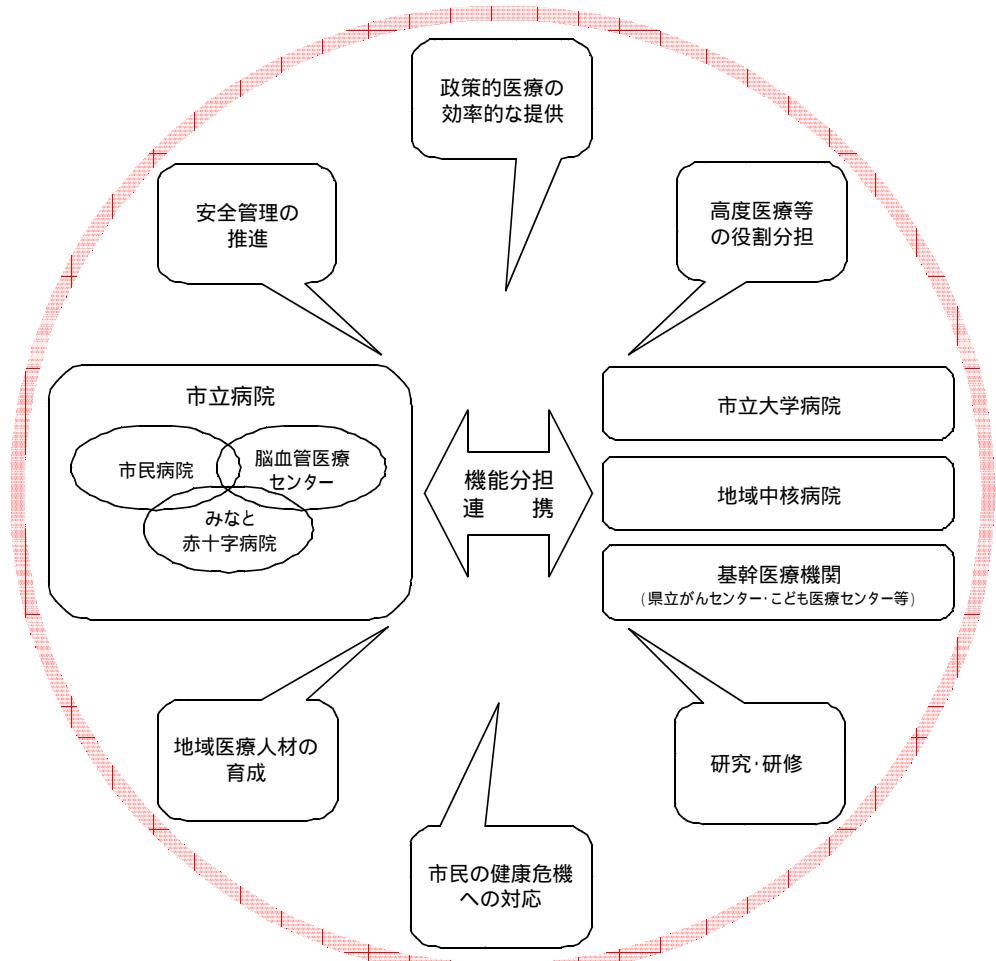
そのため、衛生局では、政策的医療等の効果的・効率的な実施を図るための調整等を行うことで、関係病院間の連携を図っていきます。

医療機関相互の機能分担と連携により、市全体としての効率的な医療提供体制を構築していくため、市立病院、市立大学病院、地域中核病院等による医療連携推進のための協議組織の設置し、小児救急医療、精神科救急医療などの政策的医療に関する連携、高度医療機器整備計画等の情報共有、医師新臨床研修制度への積極的対応、安全管理に対する共同的取組の推進等について協議を行います。

| 政策的医療等の効果的・効率的実施を図るための調整等の実施 (衛生局) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

| 市立病院、市立大学病院、地域中核病院等による医療連携推進のための協議組織の設置 (衛生局) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------------------------|------|------|------|------|
| | 設置 | - | - | - |

市立病院と市立大学病院、地域中核病院等との連携



政策的医療をはじめとした地域に必要とされる医療など、良質で安全な医療を適切に提供していくためには、市民の医療ニーズを的確に把握し、市民意見を反映した医療行政を推進していく必要があります。

平成16年度には、市民や医療関係者が横浜の医療の現状と課題を話し合い、意見や提案を医療行政に反映することを目的として「市民医療を考える横浜懇談会」を設置しました。今後は、懇談会の運営の充実を図るとともに、その意見等を市の医療施策の展開に積極的に反映していきます。

| 「市民医療を考える横浜懇談会」の設置 (衛生局) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------------|------|------|------|------|
| | 16年度 | - | - | - |
| 設 置 | | | | |

市立病院が、市民の医療ニーズを的確に反映し、地域に必要とされる医療を適切に担っていくためには、まず、市立病院がどのような政策的医療を行い、その実施状況はどのようにになっているかを、分かりやすい形で市民に情報提供していくことが重要となります。

そのため、市立病院における政策的医療の実施状況等に関する情報の公表を行います。

| 市立病院における政策的医療の実施状況等に関する情報の公表 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------------------|------|------|------|------|
| | 16年度 | | | |
| 実 施 | | | | |

市民の集中的突発的健康危機に対して、適切な対応を図るためにには、平素からの体制の整備が重要です。

みなと赤十字病院の指定管理者となる日本赤十字社は、法人の特徴として豊富な災害時医療に関する経験や実績を有しています。みなと赤十字病院には、免震構造の建物に加えて、遠隔地からの患者搬送に対応するためのヘリポートや海上災害などの海からの患者搬送に対応するための船着場なども整備されており、日本赤十字社の経験・実績を生かした災害時医療に取り組みます。

| 日本赤十字社の経験・実績を生かした災害時医療の実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |
| | | | | |

地震・洪水等の自然災害や大規模火災等の災害、S A R S やエイズ等の新興感染症、マラリア等の再興感染症、N B C 災害（放射性物質、細菌や化学物質の散布・漏出事故等）等について市民が必要とする情報、地域医療機関が対応を図っていく際に必要となる情報、市立病院や他の拠点病院と地域医療機関との連携に必要な情報など、市民の健康危機への対応に必要な情報について、平時からの積極的な提供を行っていきます。

| 市民の健康危機への対応に必要な情報の平時からの積極的な提供 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |
| | | | | |

(2) 地域医療全体の質向上のための取組

医療は、市民の安全・安心に直接結びつくサービスであるとともに、個々の患者の生命や健康を取り扱うサービスであり、常に質の向上が求められています。医療法にも、「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、…医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われる…良質かつ適切なものでなければならない」とうたわれており、各医療機関においても、こうした理念の上に、医療の質の向上を図るための様々な取組が行われています。

市立病院は、これに加え、地域医療全体の質の向上を図っていくための先導的な役割を担い、地域医療機関に対して先駆的・支援的な取組を進めるとともに、市民に対する情報提供等を行っていくものとします。

ア 患者の視点の尊重

医療は、本来、患者の意思や権利が最大限尊重され、患者と医療機関相互の信頼関係のもとに提供されるべきものです。しかし、患者が医療機関を選択した後は、その専門性・特殊性から、あたかも医療機関が主役であり、患者はその客体であるかのようにとらえられ、提供されてきた面があることは否定できません。

市立病院では、患者の自主決定権尊重の立場に立ったインフォームドコンセントや、患者に関する情報は患者のものであるという認識のもとでのカルテ等情報開示の徹底、医師の専門分野等の市民が医療機関を選択する際に参考となる情報の積極的提供などを進め、E B M(Evidence-Based Medicine = 根拠に基づく医療) 及びN B M(Narrative-Based Medicine = 患者自身の言葉をよく聞くことにより、その患者に最も適した医療を提供する)などの考え方に基づく、患者の視点を尊重した医療の確立に率先して取り組むものとします。

【取組項目】

患者の視点を尊重した医療を確立していくためには、職員が、常に患者の立場に立って医療を提供していく姿勢を持つことが何よりも大切です。より一層患者の視点を尊重する観点から、平成12年に策定した「横浜市立病院医療憲章」等を改めて見直し、患者の権利や医療従事者の責務、医療提供に当たっての病院の基本的な姿勢などを具体的かつ分かりやすく市民に伝えるとともに、職員への徹底を図ります。

| 「横浜市立病院医療憲章」等の見直し | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------|------|------|------|------|
| | 見直し | - | - | - |

患者に関する情報は患者のものであるという認識のもとに、患者自身の知る権利や自己決定権を尊重することは大変重要なことです。また、診療費等についても、適正さや透明性を確保することが必要です。

カルテ等の情報提供等を積極的に進めるとともに、インフォームドコンセントの推進を図るため、電子カルテを中心とした診療情報システムを整備します。

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------------|-------------------|------|------|-----------|------|
| 電子カルテを中心とした診療情報システムの整備 | 市民病院 脳血管医療センター | 検討 | 準備 | 段階的 稼動 | |
| | みなと赤十字病院 | 稼働 | | | |

患者の視点尊重の考え方の徹底を図り、患者が各種の相談や病院に対する苦情・提案の申出等を行いやすくするために、病院での診療方針や内容に関する相談、在宅ケアや地域医療連携に関する相談、カルテ等の情報開示に関する相談、診療費に関する相談、その他各種の相談や苦情・提案の受付、医師の専門分野や手術実績等の市民が医療機関を選択する際の参考となる情報の提供などを行う、専門の総合的な患者相談窓口を設置し、市民が安心して受診できる環境を整えます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| 専門の患者総合相談窓口の設置 | 検討 | 設置 | - | - |

イ 医療における安全管理

市立病院は平成12年度から、安全管理担当者の設置を始めとする安全管理体制の構築、市立病院安全管理者会議の定期的開催、医療安全研修の企画・実施などをとおして、医療現場の安全管理を推進してきました。その中で、医療の透明性を担保するための「医療事故公表基準」の策定や、第三者・有識者による「患者の安全管理に関する評価委員会」の設置など、全国に先駆けた取組を行ってきました。

こうした取組をとおして、安全管理体制の組織化やインシデント報告システムの効果的運用が図られるようになり、医療現場の安全管理を向上させてきました。

今後は、チーム医療の一層の充実に向けた取組を推進するとともに、インシデント報告システムの限界を補う新たな報告システム（オカレンス報告）を導入し併用することにより、医療現場のリスク情報を確実に収集し、より迅速に適切な対処を図ります。

さらに、医療の透明性と説明責任を担保するために、一層のインフォームドコンセントの充実を図るべく、職員教育と環境の整備を推進します。また、「医療事故公表基準」の見直しを検討し、事故発生の公表にとどまらず、事後の対応策の実施・評価についても積極的に公表することとします。

さらに、情報技術の活用や衛生局との連携により、地域医療機関等に対して市立病院における取組の成果や警鐘事例をこれまで以上に積極的に情報提供し、地域医療全体の医療安全の確保に貢献していきます。

【取組項目】

オカレンス報告制度を導入し、インシデント報告と併用することで、報告制度の充実を図り、リスク情報の的確な把握と対処を行います。

| オカレンス報告の導入による報告制度の充実 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

* オカレンス報告制度：法的責任が生ずる可能性の高い重大な事故については、あらかじめ報告事例を定めておき、そのような事例が発生した場合には、必ず診療科の責任者及び病院長へ速やかに報告することを職員に対し義務付ける制度。自発的に広範にヒヤリハット事例を収集するインシデント報告制度と併用することで、リスク管理の精度が高まる。

患者が自己の病状、医療行為の目的、方法、危険性、代替的医療行為などについて十分な情報提供を受けた上で、治療行為などを自らの意思で選択することができるよう、インフォームドコンセントを一層充実します。

| インフォームドコンセントの充実 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

医療事故の公表の継続、「患者の安全管理に関する評価委員会」の活動の充実等を引き続き図るとともに、市立病院で蓄積してきた安全管理に関する知見や対応事例などを積極的に地域医療機関等に情報提供します。

| 安全管理に関する知見、対応事例等の積極的な情報提供 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

ウ 地域医療機関との連携・支援、市民に対する啓発活動

在院日数の短縮や病床区分の見直しなどが、国の医療政策として進められる中で、すべての医療機関が適切な機能分担や連携を図ることで、一体として、市民に良質な医療を効率的に提供していく体制を構築することが、現在の医療行政に求められています。

市立病院は、地域の中核的な病院として、地域医療機関との連携・支援の中心的な役割を担うことで、市民に対する良質な医療の効率的な提供に寄与していくものとします。また、各市立病院の持つ医療機能に応じた医療情報の収集、蓄積、分析を行い、地域の医療機関に対して情報提供を行うとともに、区福祉保健センターなど保健行政と連携し、市民に対して疾病の予防等に関する正しい知識の普及・啓発活動を行うなど、市民の健康増進に寄与していくものとします。

【取組項目】

市民病院では、地域における医療連携の中心的役割を果たしていくため、病診連携・病病連携に取り組み、紹介率・逆紹介率の向上を図るとともに、地域医療機関による病院施設や機器の利用、地域医療機関の医師等に対する研修の実施などを積極的に進めます。これにより、地域医療支援病院の施設認定を取得します。

| 地域医療支援病院の施設認定取得 (市民病院) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|------|------|
| | 紹介率 向上等 の取組 | 施 設 認 定 取 得 | - | - |

* 地域医療支援病院：医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいとの観点から、かかりつけ医を地域における第一線の医療機関と位置付け、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医を支援するとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていくことにより地域医療の充実を図る病院として、県知事が承認するもの。

市民病院がん検診センターでは、これまで、センターでの受診者については可能な限りのデータ集積を行ってきましたが、今後は、市全体のがん検診データの収集・分析とデータベース化を進め、本市がん検診事業全体の精度管理を担うとともに、市民や地域医療機関等に対する情報提供を行っていきます。

| 本市がん検診事業全体の精度管理、市民や地域医療機関等への情報提供 (市民病院) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------------------|------|-------------------|-------------------|------|
| | 検討 | 精 度 管 理 の実施 | 情 報 提 供 の実施 | |

市民の健康増進に寄与するため、各病院の持つ特徴的な機能や人材を生かした市民講座等を開催するとともに、各区福祉保健センターが実施する事業に対する資料・情報の提供や、講座・教室等への専門分野からの講師派遣など、保健行政との連携のもとでの市民を対象とした疾病予防・健康づくり活動を展開します。

| 市民講座等の開催、保健行政との連携のもとでの疾病予防・健康づくり活動の展開 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |

工 地域医療における人材育成

地域医療全体の質向上のためには、地域医療に従事し、それを支える優秀な人材の育成が重要な課題です。

市立病院は、従来から市民病院、港湾病院が果たしてきた臨床研修指定病院としての実績を踏まえ、平成16年4月から始まった新たな臨床研修制度に積極的に対応することで、市内の医療機関において医療に従事し、地域医療を支えていく優秀な医師の育成に引き続き貢献しています。

また、看護師・医療技術者養成施設からの実習生の受け入れを引き続き積極的に行うとともに、従来から行っている地域医療機関との合同カンファレンスや読影会等を通じて、市内の地域医療機関の医師等の継続教育にも貢献していくものとします。

教育機関である市立大学医学部及び附属2病院も、地域医療への貢献を目指す点では市立病院と同様であり、両者の適切な役割分担と連携のもとに、効果的に地域医療に貢献し得る人材を育成していくことは非常に重要です。今後は、診療面での連携・役割分担のみならず、人材育成の面からも、一層連携を強化し、地域医療の質向上に貢献していきます。

【取組項目】

臨床研修医について、カリキュラムや研修内容等の充実を図るとともに、講習会等を含め研修環境を整備していきます。また、意欲ある医師の育成を行うため、臨床研修修了後の後期研修(仮称)について整備・実施していきます。

さらに、指導医について、指導医研修を継続していきます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------|------|------|------|------|
| 医師臨床研修後期研修（仮称）の整備・実施 (市民病院) | 整 備 | | | |
| | 実 施 | | | |

市立病院と市立大学との連携のもとに、効果的に地域医療における人材育成を進めていくための検討・調整を行う連絡会議を設置し、方策・実施内容等について検討を行います。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------------------------------|------|------|------|------|
| 効果的に地域医療における人材育成を進めて いくための検討・調整を行う連絡会議の設置 | 検討 | 設置 | - | - |

才 病院運営への市民意見等の反映

市立病院がどのような役割を果たし、どのように運営されているかを明らかにし、市民に開かれた市立病院としていくためには、担っている医療機能、果たしている役割の実施状況や、経営状況などの病院運営に関する情報、市民が医療機関を選択する際に参考となる情報等を、積極的に、分かりやすい形で市民に提供するとともに、病院運営に市民の意見を反映していくことが重要です。

また、病院機能の第三者評価や患者満足度調査及びその結果の公表などをとおして、医療・サービス及び経営の一層の向上を図っていきます。

【取組項目】

予算、決算等の病院経営に関する情報、医師の専門分野や手術実績等の市民が医療機関を選択する際に参考となる情報など、市立病院に関するより分かりやすい充実した情報を市民に提供します。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------------|------|------|------|------|
| 市立病院に関するより分かりやすい充実した 情報の提供 | 実施 | | | |

市立病院が担っている医療機能や、果たしている役割とその実施状況、経営状況などの病院運営に関する情報を積極的に市民に提供し、市立病院に対する市民の理解の促進を図るとともに、病院運営に市民の意見を反映させることにより、市立病院としての適切な役割・機能の確保と病院が提供する医療・サービスの質の向上を図るため、各病院に市立病院の運営を支援する「市民委員会（仮称）」を設置します。

| 市立病院の運営を支援する「市民委員会（仮称）」の設置 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------------|------|------|------|------|
| | 16年度 | - | - | - |
| 設 置 | | | | |

市立病院が提供する医療・サービスに対して患者がどのように感じているかを把握するとともに、各市立病院間の格差等を含めて明らかにし、それぞれの病院運営に適切に反映することで医療・サービスの一層の充実を図っていくため、各市立病院に共通の患者満足度調査を実施し、その結果を市民に公表します。

| 各市立病院に共通の患者満足度調査の実施及び結果の公表 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |
| | | | | |

医療に対する信頼と質の一層の向上を図るため、財団法人日本医療機能評価機構が医療機関の機能を学術的観点から評価する目的で実施している病院機能評価をすべての市立病院が受審し、計画期間内の認定取得を目指すとともに、その結果を公表します。

また、認定取得後は病院機能評価を継続して受審することとします。

| 財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の受審、結果公表及び認定の取得 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------------------------------|-----------|------|------|-----------|
| | 順次受審・結果公表 | | | 全市立病院認定取得 |
| | | | | |

市立病院が果たすべき役割

地域に必要とされる医療の提供等

市民病院

救急医療、感染症医療、がん医療

災害時医療 等

脳血管医療センター

急性期から回復期までの一貫した取組

機能再構築に向けた検討

みなと赤十字病院

救急医療、精神科救急医療、緩和ケア医療

アレルギー疾患医療、災害時医療 等

市民の健康危機への対応

患者の視点の尊重

医療における安全管理

地域医療機関との連携・支援

地域医療における人材育成

病院運営への市民意見の反映

地域医療全体の質向上

病院事業管理者の 設置

機動的・効率的な 管理運営体制 の整備

病院事業に ふさわしい 人事管理

適正な収益の確保 と効率的な運営による 費用の縮減

情報化の推進

職員の意識改革

経営改善の取組

2 経営改善の取組

市立病院には、良質な医療を提供し、市立病院としての役割を適切に果たしていくとともに、健全な病院経営を行っていくことが求められています。

市税を投入して運営を行っている市立病院においては、効率的な経営に向けた最大限の努力を行い、自立した経営を目指していく必要があります。

病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

(1) 病院事業管理者の設置

平成17年度から、横浜市病院事業に地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を設置することにより、病院経営に関する権限と責任の明確化を図ります。

また、病院事業管理者に経営手腕を有する人材を外部登用し、医療の質の向上と経営改善の両面から経営改革を推進していきます。

【取組項目】

横浜市の病院事業は、市長部局の組織の一部門として運営されているため、病院の組織や職員の任免、予算原案の作成など病院経営の根幹に関わる権限が市長の下にあり、病院経営に関する権限と責任が明確でない面があります。

これらの権限を病院事業管理者に付与し、病院経営に関する権限と責任を明確にするため、平成17年4月から病院事業に地方公営企業法を全部適用します。

また、病院事業管理者には、経営手腕を有し、医療の質の向上と経営改善の両面から改革を推進していくことのできる人材を外部登用します。

| 地方公営企業法の全部適用と経営手腕を有する外部人材の病院事業管理者への登用 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | - | - | - |

経営改革を強力に推進していくためには、経営手腕を有する病院事業管理者の登用とともに、事業管理者の経営方針を受け、実際に改革に結びつけていくフレームを確保し、事業執行能力を担保することが必要です。このため、経営面や診療面で病院事業管理者を的確に補佐する外部人材を幹部職員に登用することにより、経営改革を着実に推進していきます。

| 病院事業管理者を補佐する外部人材の幹部職員への登用 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------|------------------|------|------|------|
| | 16年度 一部 実施 | 実施 | | |

(2) 機動的・効率的な管理運営体制の整備

経営改革を着実に実行するため、地方公営企業法の全部適用にあわせ病院経営局を設置し、病院事業管理者の権限と責任を最大限有効に発揮することのできる管理運営体制を確立します。また、病院事業管理者と病院長の適切な権限配分を行い、各市立病院の主体的な取組の促進を図ります。

【取組項目】

病院事業管理者のもとに、横浜市病院事業を統括する執行機関として病院経営局を設置し、病院事業管理者の経営方針に基づき、機動的・効率的に改革に取り組んでいきます。

病院経営局では、局と病院の職員が情報を共有化し、一体的に改革に取り組んでいくため、局と病院管理部門の業務を段階的に集約し、組織として一体化を図ります。また、市民病院と脳血管医療センターについて、人材の有効活用や適材適所の人事配置を推進するとともに、相互に医療機能を補完し効率的な病院運営が行えるよう、両病院の診療部門等の一体的な運営を図るなど、経営改革の進捗状況にあわせて弾力的・段階的に組織・機構を整備していきます。

| 病院経営局の設置 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------|------|------|------|------|
| | 設置 | - | - | - |

| 局と病院管理部門の一体化 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------|------|----------|------|------|
| | 検討 | 一部 実施 | 実施 | |

| 市民病院と脳血管医療センターの診療部門等の一体的な運営 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------------|------|----------|------|------|
| | 検討 | 一部 実施 | 実施 | |

経営改革計画の進行管理、計画を確實に推進していくための方策の検討、取組の成果についての点検・評価や計画の見直しの検討などを行う機関として、局及び病院の幹部職員で構成する「病院経営局戦略会議（仮称）」を設置します。

| 「病院経営局戦略会議（仮称）」の設置 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|------|------|------|------|
| | 設置 | - | - | - |

病院事業管理者の経営方針に基づき、病院長が経営改革に主体的に取り組むとともに、状況に応じて柔軟に病院運営を行えるよう、経営改革の進捗状況に合わせ、病院運営にかかわる権限を病院長へ段階的に委譲します。

| 病院長への病院運営にかかわる権限の委譲 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------|-----------|------|------|------|
| | 段階的 実施 | | | |

(3) 病院事業にふさわしい人事管理

機動的かつ効率的な病院運営に資するため、業績評価や成果主義の導入等についての検討を進め、職員個々の能力・意欲を最大限に引き出すことを目的とした人事管理制度を構築します。

また、優秀で意欲のある医師の採用方法や、病院経営に関する知識や経験を有する人材の外部からの登用などについて検討し、病院経営の向上に資する人材の積極的な確保・育成・活用を図ります。

【取組項目】

職員の意欲、能力、実績を適正に評価し、職員の人材育成や人材活用に生かすため、医師を含めた全職員に人事考課制度を導入します。制度の内容については、現在事務職員及び医療技術・看護職員を対象に試行している市の人事考課制度の実績を踏まえつつ、より病院事業に適したものに再構築していきます。

導入に当たっては、人事考課制度の公平性・透明性を確保するため、人事考課基準を公表し、職員の能力開発につなげていきます。また、人事考課に際し上司と部下職員との面談を行い、考課結果や今後の課題について話し合うとともに、考課結果の本人開示につなげていきます。さらに、面談や本人開示によっても、なお考課結果に不服がある場合の受け止め機関として、不服申立機関の設置を行います。

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|----------------|------|------|------|------|
| 全職員への人事考課制度の導入 | 事務職員、医療技術・看護職員 | 実施 | | | |
| | 医療職員、技能職員 | 試行 | 実施 | | |

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------|-------------|------|------|------|------|
| 人事考課制度の公平性・透明性の確保 | 人事考課基準の公表 | 実施 | | | |
| | 人事考課結果の本人開示 | 検討 | 試行 | 実施 | |
| | 不服申立機関の設置 | 検討 | 試行 | 設置 | - |

病院にとって、優秀で意欲のある医師を幅広く確保することは、医療の質の向上とともに、経営改革を進める上でも重要な課題です。このため、公募制による医師の採用や臨床研修医の中から優秀な人材を将来職員として採用するなど、多様な採用方法を実施していきます。

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------|----------------|------------|---------------|------|------|
| 医師の多様な採用方法の実施 | 公募制による医師の採用の導入 | 公募制 の導入 | | | |
| | 臨床研修医の採用 | 検討 | 研修医 採用制度導入 | | |

患者が安心・安全・満足を得られる良質な医療を提供していくためには、チーム医療の重要な担い手である看護師が病院運営に積極的に参画し、その責任と役割を十分に発揮できる体制を確立することが必要です。このため看護師を副病院長に登用し、看護を中心としたケア体制を確立するとともに、これまで以上に患者の視点に立った療養環境の整備を図ります。

| 看護師の副病院長への登用 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------|-----------|------|------|------|
| | 副病院長職位の設置 | | | |

現在、各病棟や外来の管理運営については、看護師長を配置し対応していますが、看護の質の向上を図り、患者に良質できめ細かな看護サービスを提供していくためには、より充実した管理運営体制を構築していくことが必要となっています。このため、看護師長を補佐する職の導入についての検討を進めます。

| 看護師長を補佐する職の導入 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 準備 | 実施 | |

経営改革を進めていく上で、情報化の推進により医療の質や患者サービスの向上を図るとともに、診療や経営に関する情報を経営戦略に活用していくことは不可欠です。また、病院経営において、医事業務は収益確保の基盤ですが、診療報酬請求事務は専門性が強いにもかかわらず、職員の異動間隔が早い等の理由により、十分な人材育成がなされていませんでした。

このため、情報関連の技術者や医事に関する豊富な知識・経験を有する人材など、病院経営の向上に資する外部人材を積極的に活用し、一層の経営改善を図ります。

| 病院経営の向上に資する外部人材の活用 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|----------|------|------|------|
| | 16年度一部実施 | 実施 | | |

人事考課結果を適切に待遇へ反映させ、職員の意欲を引き出す人事給与制度とするため、定期昇給制度、特別昇給制度、期末・勤勉手当制度の運用の見直しを図ります。

| 定期昇給制度、特別昇給制度、期末・勤勉手当制度の運用の見直し | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 準備 | 実施 | |

主任制度について、職の位置付けを明確にし、人事考課をより適正に反映させていきます。

| 主任制度への人事考課の反映 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |

時代の変化や業務実体に適合した手当とするため、特殊勤務手当を見直します。

| 特殊勤務手当の見直し | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |
| | 準備 | | | |

国や民間の状況等も踏まえ、職種や業務内容に応じた適正な給与水準となるよう給与制度の検討を行います。

| 職種や業務内容に応じた給与制度の検討 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 準備 | 実施 | |
| | | | | |

市立病院には、市民に良質な医療を提供するとともに、効率的な運営を行っていくことが求められています。このため、夜勤専任看護師の採用や看護夜勤体制の二交替制導入及び土曜・日曜・祝日などの医療サービス充実に向けた体制の検討など柔軟で効率的な勤務体制を検討し、医療の質の向上及び効率的な運営を目指していきます。

| 柔軟で効率的な勤務体制の検討 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |
| | 準備 | | | |

市立病院として健全な経営を行っていくため、医療機能の充実などにより収益の向上を図るとともに、委託により効率化が図れる業務についての委託化の推進、非常勤職員やパート職員の活用、効率的な勤務体制の実現などにより職員配置の適正化を進め、人件費を抑制します。

これにより、医業収益に占める人件費比率を遞減させ、収支上、均衡のとれたものにしていきます。

| 人件費比率の遞減 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------|-----------|--------------|------|------|
| | 市民病院 | 20年度までに54.9% | | |
| | 脳血管医療センター | 20年度までに88.3% | | |

* 目標数値は、中期収支計画に基づくもの。

(4) 適正な収益の確保と効率的な運営による費用の縮減

市立病院として、市民に良質な医療を提供するとともに、健全な病院経営を行っていくため、医療機能の充実や患者サービスの向上により収益の増加を図るとともに、請求漏れや査定率の縮減、未収金対策を強化し、適正な収益を確保します。また、特別室料など診療報酬の対象外となる料金について、地域中核病院など近隣の病院との均衡を図るなど、適正な受益者負担となるよ

う見直しを検討します。

さらに、徹底したコスト管理により費用の縮減を図り、効率的な医療・患者サービスの提供を目指します。

【取組項目】

特別室料や駐車場使用料など診療報酬の対象外となる料金の見直しを行います。見直しに当たっては、国・他都市・近隣の医療機関の動向や市民・患者要望の変化などに迅速かつ適切に対応するとともに、サービスの向上を図るために柔軟な料金設定が可能な工夫を取り入れます。また、地域医療機関との適切な機能分担を図るために、非紹介患者初診料加算についても見直しを行います。

| 特別室料等の使用料・手数料の見直し | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------|------|-----------|------|------|
| | 実施 | 必要に応じて再検討 | | |

同種同効薬品を整理し、価格が有利なものを購入したり、後発医薬品の採用拡大を図るなど、薬品費の縮減に努めます。また、診療材料等についても、同種製品の中から価格が有利なものを採用するなど、薬品や診療材料等の効率的な購入を推進します。

| 薬品や診療材料等の効率的な購入 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|------|------|------|------|
| | 推進 | | | |

情報化の推進により、薬品や診療材料等の使用状況を迅速・的確に把握し、適正在庫の設定や品目数の整理を行うなど、適正に薬品や診療材料等を管理します。

| 薬品や診療材料等の適正な管理 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| | 推進 | | | |

(5) 情報化の推進による医療の質、患者サービスの向上と効率的な病院経営の実現

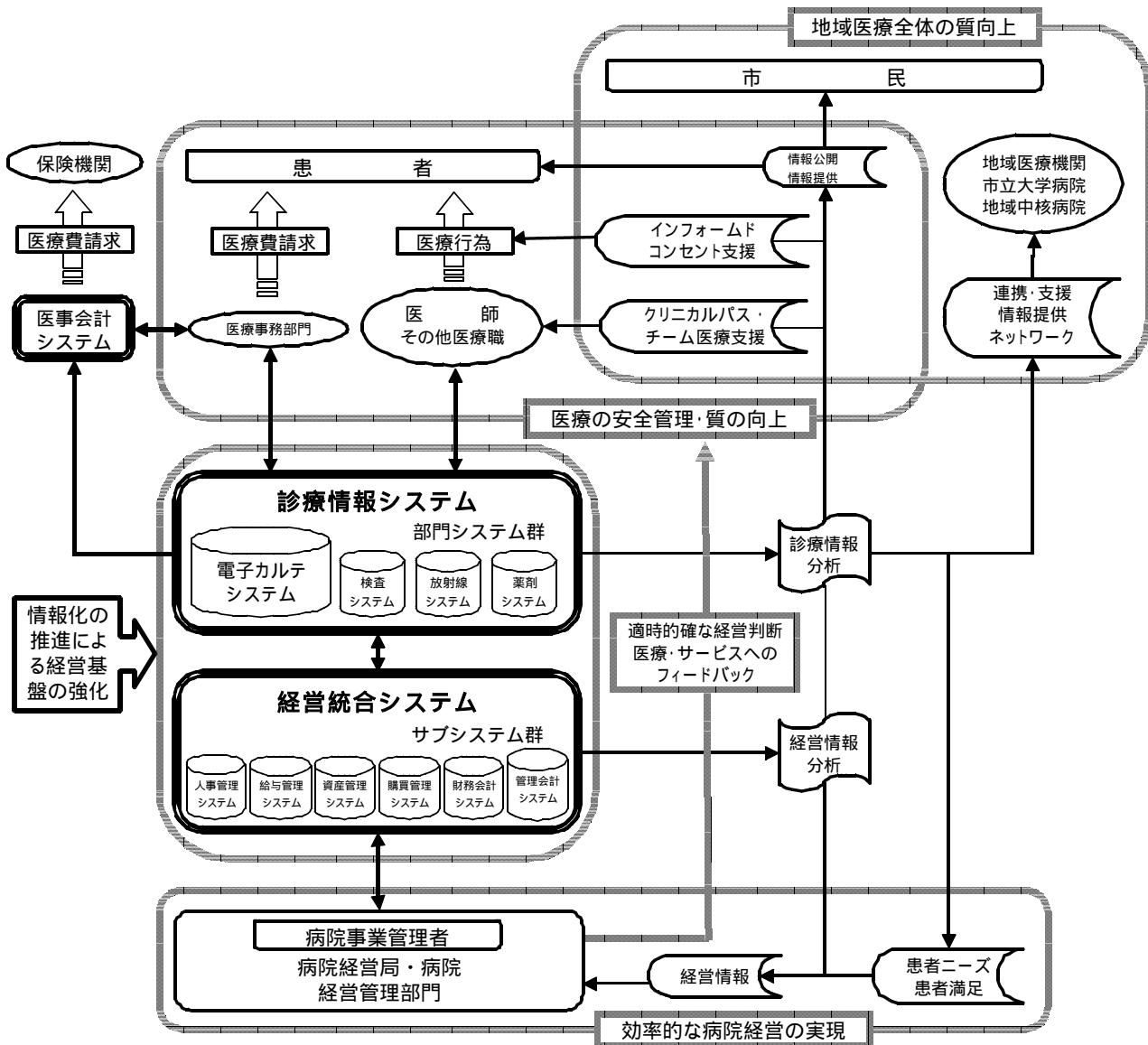
医療の質、患者サービスの向上を図り、機動的で効率的な病院経営を実現するためには、病院運営に係る各種の情報を適時的確に把握し、職員間の情報の共有や、患者への適切な情報提供を進めることが重要です。

医療技術の高度化とともに、その情報量は増加の一途をたどっています。医療現場での的確な意思決定・医療安全管理のためには、その膨大な情報を収集・蓄積・伝達・活用・保護・開示できる仕組みが必要不可欠であり、インフォームドコンセントや医療情報の提供など患者サービスの向上のためにも、情報化（IT化）の推進が必要です。

また、地域医療全体の質向上に向けたIT化の先導的な役割を担うとともに、市民病院と脳血管医療センターの連携強化を進めるためにも、IT化による情報共有は必要な機能です。

市立病院は、最新の情報技術等を用いた情報化を推進し、経営戦略等に生かすことで、透明で健全な病院運営の実現に努めていくものとします。

情報化の推進による医療の質向上と効率的な経営の実現



【取組項目】

局と病院管理部門の一体化や市民病院と脳血管医療センターの情報共有化及び各システム間のデータ連携の強化を目的として、情報基盤の整備を行ないます。

将来は、病診連携・病病連携など地域医療連携のIT基盤に活用していきます。

| 情報基盤の整備 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|------|-------|------|------|
| | 検討 | 段階的整備 | | |
| | | | | |

診療により発生した各種情報を医療従事者間で共有することにより、患者を中心としたチーム医療や、患者への積極的な情報提供を促進します。また、患者識別や投薬確認などにおいてバーコード等のチェック機能を活用し、人為的ミスをチェック・低減することにより、医療の安全管理を推進します。診察・検査・会計等、各部門間での情報を電子的に連携させることにより待ち時間を削減することができ、結果として待たせない医療が実現できます。

診療情報システムへの電子カルテの導入により、医療の質や患者サービスの一層の向上に努めます。

| 診療情報システムへの電子カルテの導入 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|-------------|-----------|------|------|
| | 現システム見直し・検討 | 段階的な整備・稼働 | | |

診療情報システムから得られた診療や業務に関する情報、物品等の管理・使用に関する情報、診療科・部門別等の収支に関する情報など、多様な経営情報を適時的確に把握し、経営判断を行うための経営統合システムを構築し、病院事業管理者の意思決定を支援するとともに、職員の経営意識の醸成に努めます。

| 経営統合システムの構築 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|------|------|-----------|------|
| | 検討 | 準備 | 段階的な整備・稼働 | |

(6) 職員の意識改革の推進

地方公営企業法の全部適用を契機として職員の意識改革に取り組み、職員が自ら経営改善に取り組む職場風土を醸成します。

【取組項目】

経営改革のビジョンや目標を職員が理解し、改革に主体的に取り組んでいくよう、「経営改革計画」を全職員で共有するとともに、病院事業管理者と職員とのフリートークイングの場を設け、改革意識を共有します。

また、院内報等を通じて改革への取組状況を職員に周知します。

| 病院事業管理者と職員との直接対話（フリートークイング）の実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

| 院内報等を通じた職員への改革取組状況の周知 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

医療の質や患者サービスの向上を図るため、診療情報管理士や認定看護師養成研修への職員の派遣など研修制度を充実させ、病院経営に必要な人材の育成を促進します。

| 病院経営に必要な人材育成の促進 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |

経営改革を着実に進めていくためには、改革の基本方針を全職員が理解し、その方針に基づきそれぞれの職場が目標を設定し、目標達成のための行動計画を立て、その計画を実行に移していくかなければなりません。

これまで横浜市では、「目標によるマネジメント」により、事務事業の効率的・効果的な実施や職員の人材育成を図ってきましたが、病院経営局では病院事業の特性を踏まえ、患者の視点、経営効率の視点、業務改善の視点など、より多面的な視点で目標を設定し、改革を実現していくこととし、そのための経営管理手法として「バランス・スコアカード」の導入を図っていくこととします。

| バランス・スコアカードの導入による経営管理の実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------|------|------|------|------|
| | 試行 | 実施 | | |

* バランス・スコアカード：経営方針に基づき、患者の視点、経営効率の視点、業務改善の視点、人材育成の視点から各部署で目標を設定し、目標達成に向け行動し、行動結果を評価する経営管理の手法。

[バランス・スコアカードの例]

| | | | | | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|-------------------------------------|------------|----------------|
| 経営方針 | 地域医療全体の質の向上という観点から、市立病院が果たすべき役割を確実に担っていくとともに、徹底した経営改善に取り組み、良質な医療の効率的な提供を目指す。 | | | | | |
| 視点 | 目標 | 成果指標 | 目標値 | 行動計画 | 実績値 | 振り返り |
| 患者の視点 | 患者満足度の向上 | 患者満足度 | 80% | ・外来待ち時間の短縮 ・患者総合相談窓口の設置 | 17年度の実績を記載 | 実績の評価と今後の課題を記載 |
| | | 救急患者数 | 年2万人 | ・救急受入体制の拡充 ・救急隊との連絡会の開催 | | |
| 経営効率の視点 | 経常収支の均衡 | 経常収支比率 | 102% | ・医療機能の充実による収益の増加とコスト縮減の徹底 | 17年度の実績を記載 | 実績の評価と今後の課題を記載 |
| | | 紹介率 | 60% | ・医療機器の共同利用の拡充 | | |
| | | 平均在院日数 | 14日 | ・クリニカルパスの推進 | | |
| 業務改善の視点 | 医療安全の推進 | 医療事故発生件数 | 0件 | ・各部署ごとに安全対策に関する勉強会を継続して開催 | | |
| | | 院内感染発生件数 | 0件 | ・感染防止マニュアルの充実 ・感染防止研修会の開催 | | |
| 人材育成の視点 | 職員の意識改革と専門性の向上 | 改革意欲をもつ職員の割合 | 80% | ・トップとの直接対話の実施 ・病院経営に貢献した職員の適正な評価 | | |
| | | 研修参加回数 | 年2回/人 | ・専門研修制度の充実 | | |

経営改善に向け、各職場単位で職員自ら課題を設定し、改善に取り組む「業務改善運動」や病院全体の課題について職種横断的にプロジェクトチームを設置し解決を図る「課題解決プロジェクト」を実施し、職員の意識改革を進めるとともに、その成果を病院経営に生かす仕組みづくりを行い、病院全体の士気の高揚を図ります。

| 業務改善運動や課題解決プロジェクトの実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

医療の質や患者サービスの向上、経営への貢献など、仕事で成果を上げた職員を病院事業管理者が表彰する制度を創設し、士気の高揚を図ります。

| 職員表彰制度の創設 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

各市立病院の取組

1 市民病院

市民病院は、公設公営の総合的な病院として、今後、地域医療全体の質向上に向けた本市施策との関連においても、重要な役割を果たすことになります。

市民病院の経営状況としては、引き続き一般会計からの繰入金を必要としているものの、徐々に収支改善を図ってきた結果、平成15年度決算においては経常収支の黒字を計上しました。

今後は、市立病院としての役割をより積極的に担い、良質な医療を効率的に提供するとともに、一般会計負担の縮減を図り、より自立した経営基盤を築いていく必要があります。

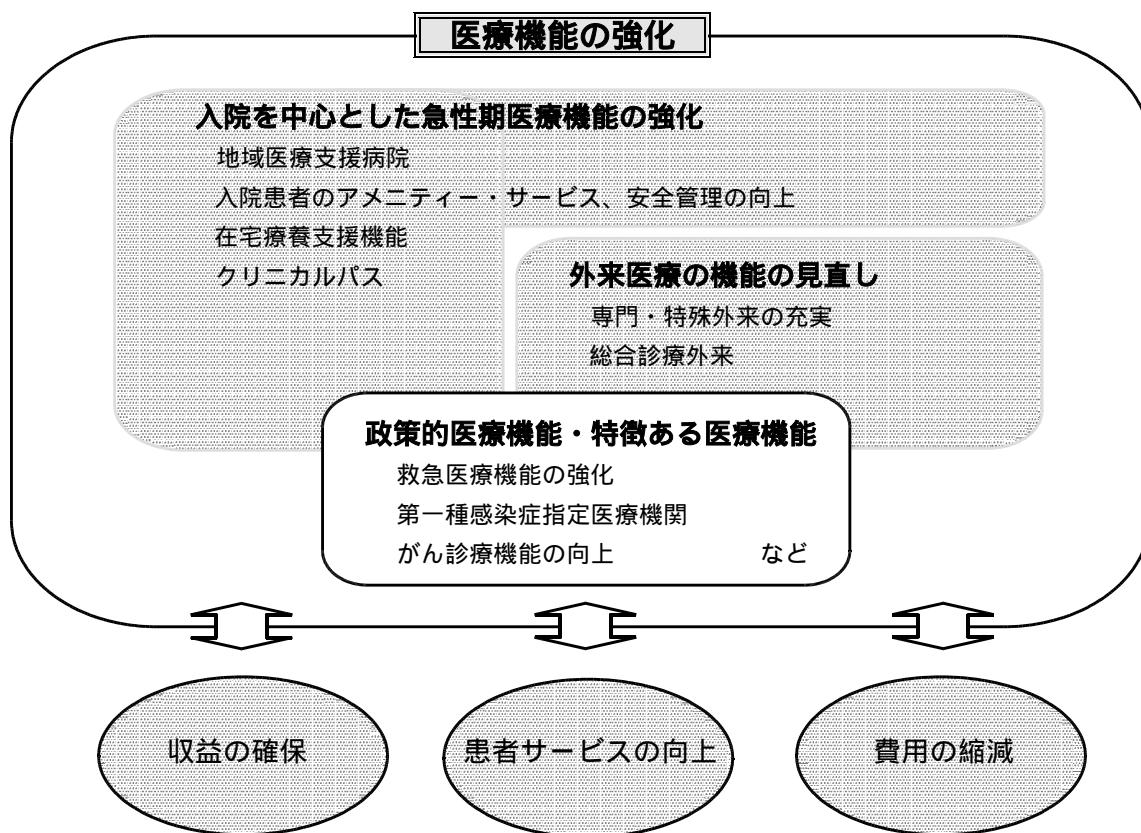
(1) 基本的な方向性

「患者の視点の尊重」、「医療における安全管理」など、市立病院として担うべき役割に関する取組を積極的に進め、その成果を地域医療機関等に提供するなど、地域医療全体の質向上に向けた中心的な役割を担うとともに、感染症医療やがん診療等の特徴やこれまでの経験を生かしつつ医療機能の充実を図ります。

医療機能の充実に当たっては、総合的な病院としての機能を最大限に生かすとともに、医療・患者サービスの質の向上、経営基盤の強化に重点をおいた特徴的な機能の整備を図ります。

また、病院の機能を最大限発揮するとともに、機動的で効率的な病院運営を行うことで、経営改善を進め、経常収支の均衡を維持しつつ一般会計負担の縮減を図ります。

(2) 医療機能の見直し



ア 基本的な医療機能

市民病院には、地域医療機関からの紹介等による入院患者を中心とした急性期医療機能の強化、地域医療支援機能の充実、SARS等の感染症などの地域に必要とされる政策的医療に対するより積極的な対応などが求められています。

また、患者サービス・アメニティーや安全管理の向上、他の医療機関との差別化を図り得る特徴ある医療機能の充実、本市がん対策事業の中でがん検診センターが果たすべき役割・機能の再構築などが課題となっています。

こうしたことから、次のように基本的な医療機能の見直しを図ることで、市民要望や課題に対応するとともに、効率的な病院経営の実現を図っていくものとします。

(ア) 入院を中心とした急性期医療機能の強化

地域医療機関からの紹介患者、救急患者等に、より積極的に対応するため、入院を中心とした急性期医療機能の強化を軸とした考え方により、診療機能の強化・充実を図り、地域医療連携の促進による市民への良質で効率的な医療提供を行っていきます。

【取組項目】

医療機関相互の適切な役割分担のもとに、市民に対して適切に医療提供を行うため、地域医療機関からの紹介患者や救急患者を中心とした急性期の医療に、より積極的に取り組むことし、紹介率・逆紹介率の向上に努め、地域医療支援病院の施設認定を取得します。

| 地域医療支援病院の施設認定取得 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------|-------------------|----------------|------|------|
| | 紹介率 向上等 の取組 | 施設 認定 取得 | - | - |

入院患者のアメニティーやサービスの向上、安全管理の一層の向上を図るため、既存の多床室（6床室）を段階的に4床室に改修します。実施に当たっては、医療面及び経営面から、適切かつ効率的な病院運営に配慮し、総病床数等の見直しを含めて計画的かつ段階的な取組を進めます。

| 多床室の改修（6床室 4床室）によるアメニティー、サービス及び安全管理の向上 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------------------------|------|------|------------------|------|
| | 検討 | | 改修・ 段階的 移行 | |

在宅での療養が可能で希望する患者について、退院を促進し、病床の有効活用を図るとともに、地域の医療機関や訪問看護ステーションとの連携のもとに患者・家族の在宅療養を支援するため、院内に、在宅療養支援機能を担う専門の部署を設置します。

| 在宅療養支援機能を担う専門の部署の設置 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | | 設置 | - |

患者・家族へのインフォームドコンセント及びチーム医療の支援を図るため、今後拡大が予想される診療報酬の包括評価を考慮し、現在進めているクリニカルパス（入院診療計画書）の作成・活用を拡大していきます。

| クリニカルパス（入院診療計画書）の作成・活用の拡大 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

* クリニカルパス：疾患や手術・検査ごとに、予定される治療内容等をチャート様式にまとめたもの。医師、看護師、コメディカル、患者が治療経過の情報を共有することで、必要なケアを適時に患者に提供し、治療効果の向上を図るとともに、インフォームドコンセントや安全管理の向上、在院日数の短縮等にも効果があるとされる。

(1) 外来医療機能等の見直し

入院を中心とした急性期医療機能の強化を進めることに伴い、外来医療機能についても、地域医療機関との連携促進を図りつつ、紹介患者等を中心とした医療機能に段階的な移行を図ります。

【取組項目】

地域医療連携の促進を図りつつ、専門・特殊外来の充実を図ります。また、これに伴い、外来診療を初診原則紹介・予約制に移行します。

| 専門・特殊外来の充実、外来診療の初診原則紹介・予約制の実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------------|------|----------|-----------|-------|
| | 検討 | 専門外来等の充実 | 紹介予約制一部実施 | 段階的充実 |

地域医療機関からの紹介のない初診患者や予約外の初診患者に対して適切で効率的な診療を行うため、プライマリケアを重視した初期診療と各科外来診療への振り分け、地域医療機関への紹介等を行う総合診療外来を整備します。

| プライマリケアを重視した初期診療等を行う総合診療外来の整備 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 施設整備 | 開設 | - |

* プライマリケア：患者が最初に接する基本的医療として、年齢・性別・臓器のいかんを問わず、一般的な疾患を幅広く診断し、治療すること。

イ 地域に必要とされる政策的医療機能の充実

(ア) 救急医療機能

市民病院は、救急専用病床の完成を機に、昭和62年から内科・小児科・外科の24時間365日救急医療に取り組んできました。

24時間365日の救急医療については、その後、地域中核病院等でも実施されるようになって

いますが、病院群輪番制を中心とした本市の救急医療体制を補完する役割を引き続き担っています。また、小児救急医療については、近年、少子化傾向が進む中にあってその重要性が増しており、小児科医の減少や確保の困難性等とも相まって、重要な役割を担っていると言えます。

こうした取組の実績と経験を生かし、本市の救急医療体制の中心的・補完的役割を担うとともに、政策的判断や他の医療機関との適切な役割分担のもとに、地域に必要とされる救急医療の積極的な実施に取り組むことは重要であり、必要な機能の充実を図るものとします。

【取組項目】

これまで内科・小児科・外科を中心とした24時間365日救急に取り組んできた実績を踏まえ、引き続き「断らない救急」の方針のもとに救急医療に取り組むものとし、施設・設備や体制面の充実などの検討を行ったうえで、外科系救急を含めた適応症例の拡大を積極的に図るなど、地域に必要とされる救急医療の充実を進めます。

| 地域に必要とされる救急医療の充実 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------|------|------|------|------|
| | 内容等 | 段階的 | | |
| | 検討 | 充実 | | |

(1) 感染症医療機能

SARS、ウエストナイル熱、高病原性鳥インフルエンザ等の流行で経験したように、感染症対策は、健康危機から市民を守る極めて重要な本市の責務です。

市民病院は、これまでのエイズ治療拠点病院や第二種感染症指定医療機関としての実績と経験を生かし、市民の感染予防、正確な情報の提供などについて、平時から市の対策部門と密接な連携をとるとともに、発生時には、患者・感染者の治療に迅速に対処できる体制を整備することで、市民の信頼に応えていく必要があります。

今後は、市民の健康危機に対して迅速・的確に対応するためのさらなる機能強化に取り組みます。

【取組項目】

これまでの第二種感染症指定医療機関としての経験・実績を踏まえ、県下で未指定であり、神奈川県からも要請のある第一種感染症指定医療機関（SARS、ペスト、天然痘等に対応）の指定を平成16年度に受諾し、専用病床2床を整備しました。

| 第一種感染症指定医療機関の指定 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------|-------------|------|------|------|
| | 16年度 指 定 | - | - | - |
| | | | | |

ウ 特徴ある医療機能の充実

(ア) がん診療機能の強化

病院の持つ医療機能の特徴付けにより経営基盤を強化するため、これまでの実績や経験を生かし、がん診療機能の強化を図ります。

強化に当たっては、県下の基幹がん診療拠点病院である神奈川県立がんセンターや市立大病院、地域中核病院等との機能分担や連携を図りつつ、特徴ある診断・治療機能を整備・充実します。

【取組項目】

がん診療に関するこれまでの知識・経験を生かし、地域のがん医療の水準向上に一層貢献するため、地域がん診療拠点病院の指定など、がん診療機能の強化に取り組みます。外来化学療法センターや内視鏡センターなどの施設・設備の充実や、がんに対して診療科の枠を超えた横断的なチームで総合的かつ集中的に治療を行う「がん治療チーム」の編成などに取り組むとともに、緩和ケア病棟の整備についても検討を行います。

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------------------|---------------|-----------|------|-----------|------|
| 地域がん診療拠点病院の指定など、がん診療機能の強化 【再掲】 | 地域がん診療拠点病院の指定 | 指定 | - | - | - |
| | 施設・設備の充実 | 段階的な施設の充実 | | | |
| | がん治療チームの編成 | 検討 | | がん治療チーム編成 | - |
| | 緩和ケア病棟の整備検討 | 検討 | 整備 | 開設 | - |

(1) がん検診センターの充実

一次検診から二次検診まで一貫して行うがん検診専門機関としての特徴を生かし、本市がん検診事業全体の精度管理を担うとともに、蓄積されたデータやこれまでの経験をもとに、他の実施機関に対する支援や市民に対する啓発活動等にも積極的に取り組むなど、市の施策としてのがん検診事業の一層の充実に貢献します。

【取組項目】

市民病院がん検診センターでは、これまで、センターでの受診者については可能な限りのデータ集積を行ってきましたが、今後は、市全体のがん検診データの収集・分析とデータベース化を進め、本市がん検診事業全体の精度管理を担うとともに、市民や地域医療機関等に対する情報提供を行っていきます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------------------------------|---------------|---------------|------|------|
| 本市がん検診事業全体の精度管理、市民や地域医療機関等への情報提供 【再掲】 | 精 度 管 理 の 実 施 | 情 報 提 供 の 実 施 | | |
| | | | | |

がん検診センターでは、自立した経営に向けて内部効率の改善に努め、経営の健全化を図るとともに、一次検診事業については、地域医療機関と同様に市からの委託の考え方をもって実施していきます。また、市のがん検診事業の範囲外となるセンター独自の検診項目については、適正な受益者負担について見直しを行うとともに、ヘリカルCTによる肺がん検診など、先駆的な新たな検診方法を導入していきます。

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------------|-------------|------|------|------|------|
| がん検診センターの経営の健全化と新たな検診方法の導入 | センターの経営の健全化 | 実施 | | | |
| | 新たな検診方法の導入 | 検討 | 導入 | - | - |

(3) 患者サービスの向上

市民病院では、これまで幅広い相談に対応する患者総合相談室の設置、患者のプライバシー保護や待ち時間の大幅な短縮を可能とする会計方式（対面会計）の導入、外来案内や図書貸出しサービスを行うボランティアの導入、診療案内や病院からのお知らせ等に関する情報コーナーの設置など、様々な取組を行ってきましたが、今後は、これらの取組をさらに拡大・推進し、より一層充実した患者サービスの提供に努めます。

【取組項目】

患者が疾病に関する情報や参考図書を閲覧することができる患者自己学習コーナー（仮称）の設置、リハビリテーション訓練室の移設・拡充、外来予約制の拡充、売店等付帯施設の充実など、患者・家族を支援し、医療環境にふさわしい質の高いサービスを提供していきます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------|-----------|------|------|------|
| 医療環境にふさわしい質の高いサービスの提供 | 段階的 検討 | 実施 | | |

(4) 収支改善の取組

医療機能やサービスの向上により収益の増加を図るため、平成16年度は、「断らない救急」の一層の推進等に取り組みました。

今後は、引き続き、医療機能やサービスの向上を中心とした収益増加策、業務の効率化等による費用縮減策を積極的に展開し、徹底した収支改善に取り組みます。

ア 収益の確保

病院が有する経験・実績や施設・設備などの特徴を生かしつつ、積極的に医療機能等の向上を図り、適切な収益の確保に結びつけていきます。

【取組項目】

がん治療機能向上のための外来化学療法センター、内視鏡センターの整備など、医療機能及びサービス、業務効率の向上のための施設・設備の充実により、診療報酬の增收を図ります。

| 施設・設備の充実 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------|-----------|------|------|------|
| | 段階的な施設の充実 | | | |

クリニックパスの作成・活用の拡大、手術室使用の効率化、各種検査の効率化などにより、入院患者の在院日数の短縮を進め、収益単価の向上を図ります。

| 入院患者の在院日数の短縮 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------|-------------------|------|------|------|
| | 20年度までに14.0日未満に短縮 | | | |

今後の拡大が予想され、収益向上の点でも有利になることが見込まれる診療報酬の包括評価の導入を図ります。

| 診療報酬包括評価の導入 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|------|------|------|------|
| | 検討 | | 準備 | 導入 |

* 包括評価：従来の算定方式である出来高払い制が、投薬・注射・検査などの実績額を積み上げて算定するのに対して、包括評価は、病名、病状をもとに、手術等の診療行為の有無に応じて定められた、診断群分類ごとの1日当たりの点数をもとに医療費を算定する。

医師への情報提供やレセプト担当職員の教育徹底などにより、査定率を縮減します。

| 査定率の縮減 (査定率) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|----------------|------|------|------|
| | 20年度までに0.3%に縮減 | | | |

患者の利便性を向上する多様な支払方法の検討、未収金を発生させない初期対応の強化、督促の強化、少額訴訟の導入等により、未収金を縮減します。

| 未収金の縮減 (平成15年度末対比) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------|--------------|------|------|------|
| | 20年度までに15%削減 | | | |

職員宿舎本人負担の適正化など、各種医業外収益の向上に取り組みます。

| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------|--------------|------|------|------|------|
| 各種医業外収益の向上 | 職員宿舎本人負担の適正化 | 実施 | | | |
| | 保育所利用料の適正化 | 実施 | | | |
| | 職員駐車場の適正化 | 実施 | | | |

イ 費用の縮減

業務改善による徹底した効率化、医療材料の管理・使用の適正化などにより、費用の縮減を図ります。

【取組項目】

執行体制の見直しや業務改善による効率化を進めるとともに、勤務時間と業務繁忙時間のずれがある職域について、勤務時間帯の変更を行うことで超過勤務時間の削減に取り組むなど、人件費の縮減のため、柔軟で効率的な勤務体制を検討し、職員配置の適正化を進めます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| 柔軟で効率的な勤務体制の検討 | 検討 | 実施 | | |

各種診療材料等について、購入から在庫管理、供給、使用までの一連の行為の適正化・効率化を進めることで、材料費等の縮減を図るため、現行の物品管理システムの見直しを行い、より効率的な物品管理供給システムを導入します。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------|-------------|------|------|------|
| より効率的な物品管理供給システムの導入 | 一部導入済 検討 | | 導入 | - |

現在行っている各種の委託業務に関する業務内容や手順、必要人員等の再検討により、業務仕様の見直しを行うとともに、契約時の入札・価格交渉などの工夫を行うことで、委託料の縮減を図ります。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 委託料の縮減 | 実施 | | | |

地球温暖化防止の取組としての不使用時の消灯やパソコンの電源オフなどにより、光熱水費の縮減を進めます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|----------------|------|------|------|
| 光熱水費の縮減 | 毎年前年度比 1.5 %削減 | | | |

(5) その他経営改善の取組

業務の一層の効率化、経費の縮減を図るため、経営優良病院などを参考に、管理部、検査部、放射線科、薬剤部及び看護部の各部署の執行体制の見直し、適正化に取り組んでいきます。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------|------|------|------|------|
| 各部署の執行体制の見直し、適正化 | 検討 | | | |

安全・リサイクルなどの環境に配慮した病院環境を一層推進するために、企業活動等の環境負荷軽減のための取組事項が規定されたISO14001を取得します。

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|----------|----------------|------|------|
| ISO14001の取得 | 検討 準備 | 受審 認定 取得 | - | - |

2 脳血管医療センター

脳血管医療センターは、開院以来、急性期から回復期に至るまでの一貫した治療に取り組む脳血管疾患専門病院として、市民の強い期待を担ってきました。

しかし、センター設置の根本にある、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という市の施策目的に照らして、すべての市民に良質な医療を最も効率的な方法で提供するという観点から考えた場合、今後は、センターの持つ高度な専門性を生かしつつも、より広い市民に対して貢献していくことが求められています。

近年の脳血管疾患医療の進歩に的確に対応するとともに、センターの持つ施設・機能・医療人材等を生かした上で医療機能の適切な見直しを行い、施策目標を効果的に達成することが必要となっています。

加えて、現在の経営状況は極めて厳しいものとなっており、将来にわたって安定的な医療提供を行っていくためには、徹底した経営改善を行うことが急務となっています。

(1) 基本的な方向性

これまで本市の脳血管疾患医療の充実に向けた取組は、脳血管医療センターを核として、その経験・実績をもとに本市全体の脳血管疾患医療の質向上を図る観点から進めてきましたが、近年、脳血管疾患医療については、急性期医療を担う医療機関と回復期の医療を担う医療機関が相互に適切な機能分担や連携を行い、効率的な医療提供を行うことにより、患者の早期社会復帰を目指すという観点が重視されるようになってきているなど、医療機関相互の機能分担と連携が重視されるようになってきています。

脳血管医療センターでは、これまで急性期から回復期に至るまでの一貫した治療に取り組んできましたが、こうした状況に対応し、他の医療機関との機能分担や連携等も視野に入れながら、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という、市としての本来の施策目的を効果的に達成するために、センターが担うべき機能をより広域的な観点から見極めていく必要があります。

また、経営改善を実現するためには、医業収益の増加を図るとともに、人件費の大幅な縮減と効率的な管理運営体制の構築が必至となっています。

(2) 医療機能の見直し

ア 基本的な医療機能

脳血管医療センターは、平成11年8月の開設以来、急性期からの内科的、外科的治療と一貫したリハビリテーションに取り組んできましたが、

脳血管医療センターの立地や、早期の診断・治療が重要であること等の脳血管疾患の特性などから、センターが現実に受け入れることのできる患者は、地域や患者数の点からも限られた範囲となざるを得ず、特に、市の北部方面の住民にとって、センターを非常に利用しにくい現状があること

画像診断技術の向上により正確な早期診断が可能となり、治療方法の選択等の判断が的確に行えるようになるとともに、血栓溶解法や血管内治療等の進歩により治療成績も向上してきているなど、脳血管疾患医療の急速な進歩がみられること

また、疾病構造や治療の考え方の変化等により手術件数が減少するとともに、学会による診療ガイドラインの整備等により医療の標準化が進んでいること

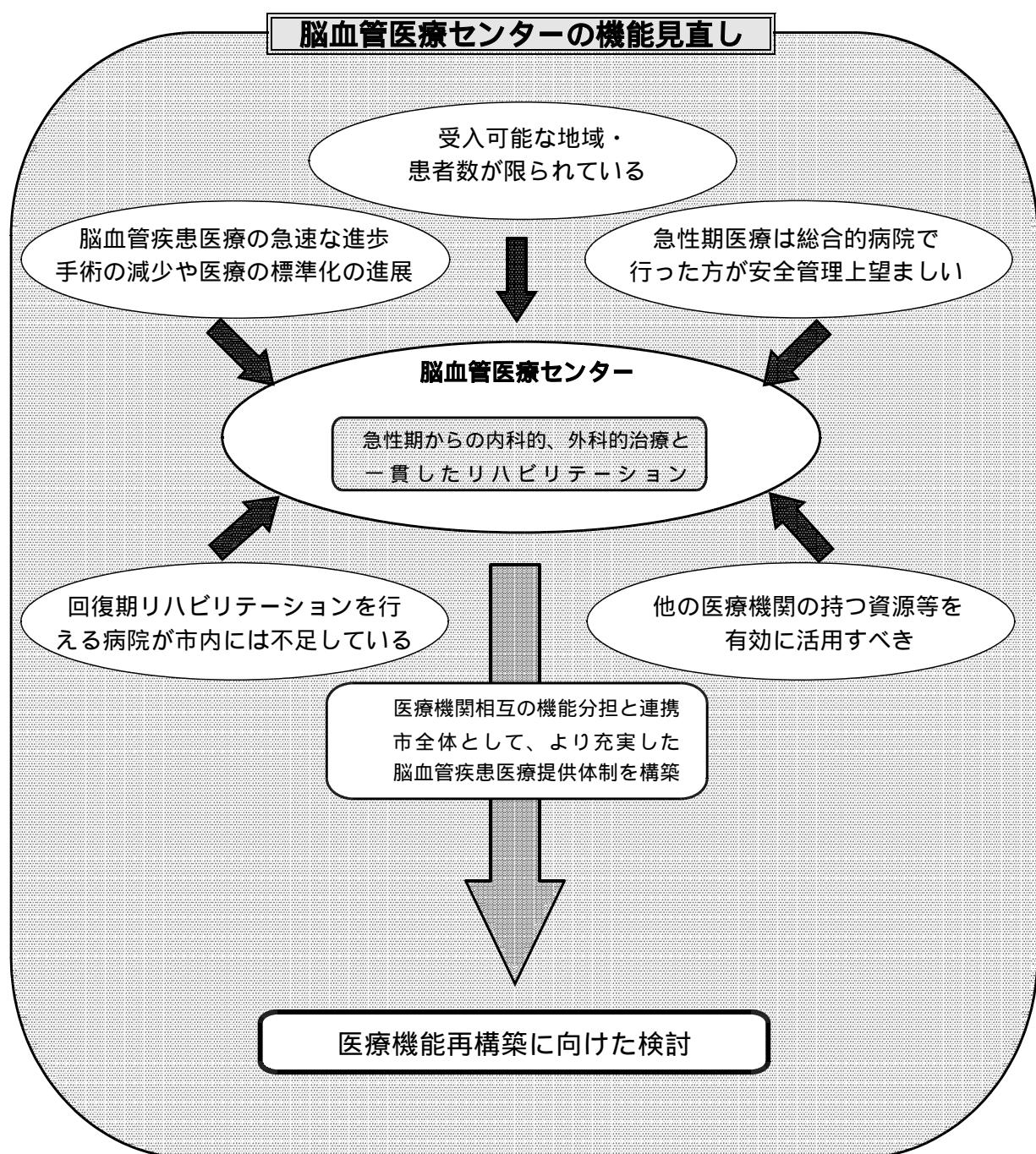
医療の安全管理に関する重要性の認識が高まる中にあって、関連各部門を含めた体制の充実は急務であるが、特に、急性期の脳血管疾患医療に関しては、脳血管疾患と関係の深い、

心臓・血管系疾患などの医療機能を備えた総合的な病院で行った方が、安全管理上より望ましいと考えられること

脳血管疾患の患者に対して、機能回復やA D L（日常生活動作）能力の向上による寝たきりの防止、在宅復帰や社会復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に実施する「回復期リハビリテーション」を行える病院が、市内には依然として少なく、政策的な観点から、より積極的に取り組んでいく必要があるものと考えられること

市内により充実した脳血管疾患医療提供体制の構築のためには、市民病院や市大センター病院、地域中核病院等、他の医療機関との適切な機能分担と連携を推進し、その資源やマンパワーをより積極的に活用していくことで、全市的な観点から脳血管疾患医療提供体制の充実を図っていくことが必要であること

などから、医療機関相互の機能分担と連携を積極的に進め、市全体として、より充実した脳血管疾患医療提供体制を構築していくために、改めて基本的な医療機能についての検討を行うこととします。



(ア) 医療機能再構築に向けた検討

市民病院や、市立大学病院、地域中核病院等の他の医療機関との機能分担や連携のもとに、本市として、これまでにも増して充実した脳血管疾患医療提供体制を構築していくために、脳血管医療センターの医療機能再構築に向けた検討を行います。

【取組項目】

脳血管疾患・リハビリテーション医療に関する外部の専門家等による検討のための会議を設置し、**脳血管医療センターの医療機能再構築に向けた検討**を行うこととし、そのための「横浜市立脳血管医療センター医療機能検討会議」を平成16年12月に設置しました。

検討に当たっては、これまでのセンターの経験や実績、施設・人材等の医療資源の有効活用を図りつつ、医療機関相互の機能分担と連携を基本とした本市全体としての脳血管医療提供体制の充実の観点から、脳血管医療センターが担うべき医療機能や、市民病院、市立大学病院、地域中核病院等との連携なども含め、方向性を見極めていきます。

また、これにより必要とされる場合には、現在センターで採用している段階別患者看護方式の見直し、整形外科分野などの脳血管疾患以外のリハビリテーションの実施や、市民病院の医療機能の変更等についても、併せて検討を行います。

| 医療機能再構築に向けた検討 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------|------|-----------------|----------|------|
| | 検討 | 機能 変更の 準備 | 機能 変更 | - |

* 平成18年度以降の計画については、検討の結果により変更の可能性があります。

(イ) リハビリテーションの質の向上

これまでの取組の実績や施設機能を生かしつつ、機能回復やA D L（日常生活動作）能力の向上による寝たきりの防止、在宅復帰や社会復帰を目的とした充実したリハビリテーションを提供していくことは、脳血管医療センターの重要な役割です。

リハビリテーションの効果を上げるためにには、土・日・祝日に関わらず、必要に応じて適切なリハビリテーションが行われることが重要であることから、現在は平日にのみ行っている入院患者のリハビリテーションについて、より積極的な対応が求められています。

【取組項目】

リハビリテーションの効果をより高めることにより、寝たきりの防止や早期社会復帰の一層の促進及び収益の向上を図るため、業務効率の向上等により密度の高いリハビリテーションを提供するとともに、土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションを実施します。

| 土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションの実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------------------|------|------|----------|------|
| | 検討 | 準備 | 一部 実施 | 実施 |

イ 介護老人保健施設の見直し

介護老人保健施設は、これまで、急性期から回復期までの一貫した治療に取り組む脳血管医療センターの附置施設として、センターでの入院治療は必要なくなったものの在宅復帰に至らず、引き続き医療的ケアを必要とする退院患者の入所を受け入れることを基本としつつ、施設の有効活用の観点から、地域からの入所者についても受け入れを行ってきました。

しかし、センターが、医療機関相互の機能分担と連携に基づく、より充実した脳血管疾患医療提供体制の構築に向けて、医療機能の再構築を行うに際しては、介護老人保健施設についても、役割・機能の見直しを行うことが必要であると考えられます。

(ア) 役割の見直しと経営の健全化

市内の介護老人保健施設が不足の状態にある中で、脳血管医療センターの介護老人保健施設は、民間の介護老人保健施設に比べても低い施設利用率にとどまっており、脳血管疾患その他の疾病等に伴いリハビリテーション等の医療的ケアを必要とする入所希望者に対して、医療機関や他の介護・福祉施設との機能分担や連携のもとに、適切にサービスを提供していくことが必要となっています。

また、介護老人保健施設は、民間の介護老人保健施設の経営状況等から見ても、指定管理者制度を導入することにより効率的な経営を実現し得るものと考えられます。

しかしながら、前述のセンターの医療機能再構築に向けた検討の結果によても、果たすべき役割が異なってくることも考えられるため、引き続き慎重に検討を行うものとします。

【取組項目】

介護老人保健施設については、センターの医療機能再構築に向けた検討の結果を見極めるとともに、広く地域からの入所希望者を受け入れ、地域ケアシステムの中で適切なサービス提供を図ることや、指定管理者制度の導入により抜本的な経営改善を図ることなどを視野に入れつつ、引き続き役割・機能及び経営形態の検討を行います。

| 指定管理者制度の導入等を視野に入れた役割 ・機能及び経営形態の検討 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------------|------|------|-----------|------|
| | 検討 | 準備 | 役割経営形態見直し | - |

* 平成18年度以降の計画については、センターの「医療機能再構築に向けた検討」の結果により、変更の可能性があります。

(3) 患者サービスの向上

市民の強い信頼に基づく安全・安心な医療提供の基本として、これまでにも増して充実した患者サービスの提供に努めます。サービスの充実に当たっては、医療における安全管理や患者の視点尊重などの観点も含め、より質の高い医療の提供につながるものとしていきます。

【取組項目】

疾患や手術・検査ごとに、予定される治療内容等をチャート様式にまとめ、医師、看護師、コメディカル、患者が治療経過の情報を共有し、必要なケアを適時に患者に提供するためのクリニックルパス（入院診療計画書）の整備を進め、インフォームドコンセントを推進するととも

に、治療効果の向上や在院日数の短縮、診療現場の情報共有と安全管理の向上等を図ります。

| クリニカルパス（入院診療計画書）の整備 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |

脳ドック利用者の要望に対応し、より充実した診断と利用者満足度の向上を図るため、脳ドックの追加検査や宿泊脳ドックを実施します。

| 脳ドック追加検査及び宿泊脳ドック実施 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|------|------|------|------|
| | 検 討 | 実施 | | |

現在、センターの患者向け情報コーナーでの図書整理や併設の介護老人保健施設での「話し相手」、「院内散歩」などでボランティアを導入していますが、さらに、患者サービスの向上を図るため、センターでの「患者との話し相手ボランティア」や「車いす貸出しボランティア」の導入など、ボランティアによるサービスの拡充を図ります。

| ボランティアによるサービスの拡充 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------|------|------|------|------|
| | 検 討 | 実施 | | |

(4) 収支改善の取組

徹底した収支改善への取組として、医療機能やサービスの向上を中心とした収益増加策、業務の効率化等による費用縮減策を積極的に展開します。

ア 収益の確保

センターの持つ施設・設備、人材等を最大限に活用し、医療機能の向上や患者サービスの充実を積極的に図ることにより、収益の増加を図ります。

【取組項目】

リハビリテーションの効果をより高めることにより、寝たきりの防止や早期社会復帰の一層の促進及び収益の向上を図るため、業務効率の向上等により密度の高いリハビリテーションを提供するとともに、土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションを実施します。

| 土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションの実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------------|------|------|------------|------------|
| | 検討 | 準備 | 一 部 実 施 | 完 全 実 施 |

広く市民に求められる良質な医療を提供するという市立病院の役割を徹底するとともに、診療報酬上も有利な扱いを受けることができる回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得を早期に行います。

| 回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得（現在の定期病棟） | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------------------|------|------|------|------|
| | 準備 | 1 病棟 | 2 病棟 | 4 病棟 |

リハビリテーション実施率の向上などに取り組むとともに、診療報酬上の加算算定のための手続を徹底し、早期リハビリテーション加算やリハビリテーション総合計画評価料等の算定率向上を図ります。

| 早期リハビリテーション加算、リハビリテーション総合計画評価料等の算定率向上 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------------------------|------|------|------|------|
| | 70% | 80% | 85% | 90% |

個室利用案内のパンフレットの作成や宿泊脳ドックの実施により、特別室の利用率向上を図ります。

| 特別室の利用率の向上 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------|------|------|------|------|
| | 80% | 84% | 88% | 90% |

医師への情報提供やレセプト担当職員の教育徹底などにより、査定率を縮減します。

| 査定率の縮減 (査定率) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------|----------------|------|------|------|
| | 20年度までに0.3%に縮減 | | | |

患者の利便性を向上する多様な支払方法の検討、未収金を発生させない初期対応の強化、督促の強化、少額訴訟の導入等により、未収金を縮減します。

| 未収金の縮減 (平成15年度末対比) | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------|--------------|------|------|------|
| | 20年度までに15%削減 | | | |

職員宿舎本人負担の適正化など、各種医業外収益の向上に取り組みます。

| 各種医業外収益の の向上 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|--------------|------|------|------|
| | 職員宿舎本人負担の適正化 | 実施 | | |
| | 保育所利用料の適正化 | 実施 | | |

イ 費用の縮減

【取組項目】

執行体制の見直しや業務改善による効率化を進めるとともに、勤務時間と業務繁忙時間のずれがある職域について、勤務時間帯の変更を行うことで超過勤務時間の削減に取り組むなど、人件費の縮減のため、柔軟で効率的な勤務体制を検討し、職員配置の適正化を進めます。

| 柔軟で効率的な勤務体制の検討 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| | 検討 | 実施 | | |

医薬品の適正かつ効率的な管理・使用を図り、薬品使用効率(薬品購入費に対する薬剤料収入の比率)の向上に取り組みます。

| 薬品使用効率の向上 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------|------|------|------|------|
| | 検討 | | | |

薬品購入、薬品管理に要する諸費用縮減や保管スペースの有効利用推進等のため、院外処方の推進に取り組みます。

| 院外処方の推進 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|------|------|------|------|
| | 検討 | | | |

コーディネレーションシステムの効率的運用、地球温暖化防止の取組としての不使用時の消灯やパソコンの電源オフなどにより、光熱水費の縮減を進めます。

| 光熱水費の縮減 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| 毎年前年度比 1.5 %削減 | | | | |

(5) その他経営改善の取組

【取組項目】

安全・リサイクルなどの環境に配慮した病院環境を一層推進するために、企業活動等の環境負荷軽減のための取組事項が規定されたISO14001を取得します。

| ISO14001の取得 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|------|----------|------|------|
| | 検討 | 受審 認定 | - | - |
| 準備 | 取得 | | | |

3 みなと赤十字病院

みなと赤十字病院は、港湾病院の再整備を契機として平成17年4月に指定管理者制度を導入し、公設民営の市立病院として運営を行います。

指定管理者として決定している日本赤十字社の病院運営に関する豊富な知識と経験を活用することで、市立病院として、市民に対する良質な医療の提供と効率的な病院運営の両立を目指します。

(1) 基本的な方向性

港湾病院再整備事業において計画していた政策的医療など、市民に提供すべき医療機能を確保するとともに、地域医療全体の質向上のための取組を積極的に進めます。

経営面では、指定管理者が経営上のリスクを負担し、かつインセンティブを発揮できる仕組みを導入することにより効率的な病院運営を実現し、一般会計負担の抑制を図ります。

(2) 地域に必要とされる政策的医療の充実

ア 救急医療機能

平成17年度から、24時間365日の救急医療、小児救急医療、輪番制救急医療及び母児二次救急医療を実施します。

また、精神科救急医療については、平成19年度から実施します。

【取組項目】

24時間365日の救急医療、小児救急医療、輪番制救急医療、母児二次救急医療及び精神科救急医療を実施します。

実施に当たってはこれらの救急医療機能を統合した救急部門を設置し、一体的な運営を図ることで、総合的な救急対応を可能にするとともに、人的資源の配置の効率化等を図ります。

| 24時間365日の救急医療、小児救急医療、輪番制救急医療、母児二次救急医療及び精神科救急医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

| 精神科救急医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|------|------|------|------|
| | 準備 | | 実施 | |

イ 精神科合併症医療

精神病院等に入院中の精神障害者に他の病気（身体合併症）が発生し、総合的な病院での医療が必要となる場合については、受け入れることのできる病院が不足しており、適切な治療体制の確保が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、神奈川県、横浜市、川崎市の制度化を踏まえ、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を、市の要請に基づいて受け入れ、必要な医療を行います。

【取組項目】

精神病床50床のうち10床を合併症患者専用の病床として確保し、みなと赤十字病院の持つ医療機能を生かした、適切な精神科合併症医療を実施します

| 精神科合併症医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------------------|------|------|------|------|
| | 準備 | | 実施 | |

ウ 緩和ケア医療

国の定める施設基準に基づいて整備した専用病棟（25床）により、緩和ケア医療を提供します。

【取組項目】

専任の医師や認定・専門看護師等を配置し、がんによる末期症状を示している患者に対して、疼痛等の身体症状の緩和や精神症状に対するケアなどを行う緩和ケア医療を実施します。

| 緩和ケア医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

エ アレルギー疾患医療

年々増加していると言われているアトピー性皮膚炎、喘息、アレルギー性鼻炎などのアレルギー疾患に対応した医療の提供に取り組みます。

【取組項目】

アレルギー疾患の一般診療のほか、相談・教育・啓発活動、疾患の実態調査・臨床研究等の機能を加えた、アレルギー疾患医療を実施します。

また、臨床研究の成果は、専門機関との連携による新しい治療法開発や、アレルギー疾患発症の予防対策の立案・実践に役立てていきます。

| アレルギー疾患医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

オ 障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せ持つ重度障害児（者）が、適切な医療を受けられる体制を整えます。

【取組項目】

障害児（者）が安心して適切な医療を受けられるよう、障害の特性に配慮した対応の工夫を行うなど、障害児（者）合併症医療に取り組みます。

| 障害児（者）合併症医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

力 災害時医療及び市民の健康危機への対応

みなと赤十字病院は、免震構造の建物に加えて、ヘリポートや船着場等の施設を持ち、災害時に強い病院施設として整備しており、横浜市防災計画及び神奈川県地域防災計画に位置付けられた災害医療拠点病院としての役割を果たしていきます。

【取組項目】

日本赤十字社は、災害時医療に豊富な経験・実績を有しており、防災ボランティア及び地域リーダーの育成、全国の救援関係の赤十字ボランティアとの連携等にも取り組んでいます。こうした日本赤十字社の経験・実績を生かした災害時医療に取り組みます。

| 日本赤十字社の経験・実績を生かした災害時医療の実施 【再掲】 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

(3) 地域医療全体の質向上に向けた役割

みなと赤十字病院には、本市医療施策の中核的な担い手である市立病院として、地域医療全体の質向上を図る先導的な役割を果たすことが求められています。また、病院運営に市民の意見を反映させるためには、積極的な情報公開の推進を図る必要があります。

こうしたことから、医療における安全管理、医療倫理に基づく医療の提供を推進するとともに、患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動及び情報提供活動などに積極的に取り組むものとします。

【取組項目】

院内に安全管理室を設置し、医療安全管理に基づく医療の提供に取り組むほか、医療倫理に基づく医療を提供するため、インフォームドコンセントやセカンドオピニオン制度を実施するとともに、積極的にカルテ開示を進めるなど、患者中心の医療を行います。

また、地域医療連携室を設置し、地域医療機関との密接な連携及び地域の患者の円滑な受診体制を構築します。

| 安全管理室の設置、積極的なカルテ開示、地域医療連携室の設置 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------------------------|------|------|------|------|
| | 実施 | | | |

(4) 運営を検証するための仕組み

みなと赤十字病院は、指定管理者制度のもとに公設民営の市立病院として運営されるため、指定管理者が、市民に対して責任を持って質の高い医療を提供しているか、また、病院運営を適正に行っているか等について、市として適正に検証していくことが重要となります。

そこで、次のような仕組みにより、運営の適正性を検証するとともに、市民意見の反映等を図っていきます。

地方自治法に基づく毎年度の事業報告、業務内容や経理状況に関する報告、調査、指示等

市立病院としての予算・決算の審議や監査を通じての点検・評価

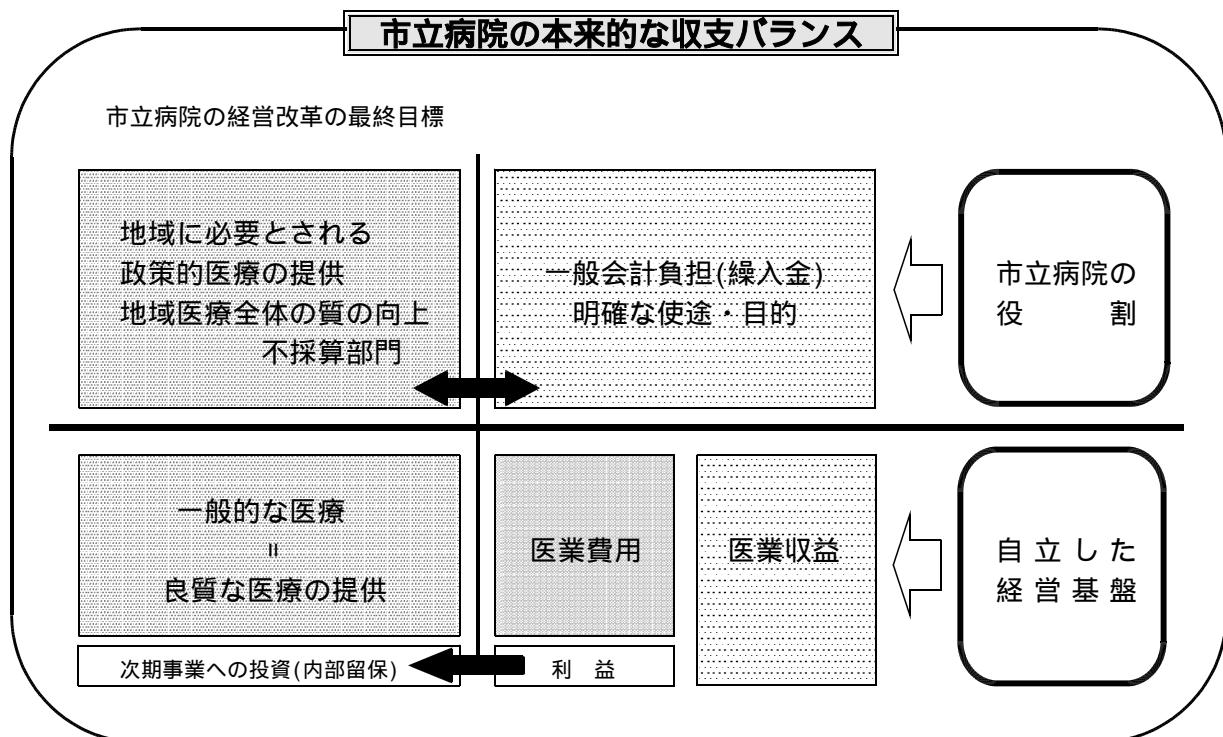
病院運営への市民意見反映を目的とした「市民委員会（仮称）」の設置

中 期 収 支 計 画

市立病院には、救急医療などの政策的医療に要する経費や高度医療機器の運営に要する経費など、多額の一般会計繰入金が投じられています。また、脳血管医療センターでは、その上でなお経常損失を生じているのに加え、資金収支の不足も生じており、一般会計からの借入等により資金を維持しています。

これらの一般会計による負担は、法令（地方自治法及び総務省の定める基準等）に基づいて行われていますが、本市の財政状況が厳しさを増す中にあって、多額の負担を継続することは容認され得なくなっています。

今後は、一般会計負担の見直しを行い、適正かつ明確な一般会計負担の上に、市立病院として果たすべき役割を担いつつ、自立した経営基盤を確立していくことを目指して経営改善に取り組んでいくものとします。



1 一般会計負担の見直し

(1) 市民病院及び脳血管医療センター

ア 基本的な考え方

独立採算を本来の姿とする地方公営企業として、徹底した収支改善を図るとともに、市立病院が果たすべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、市立病院の経営に対する一般会計負担を見直します。

(ア) 市民病院

経営の状況

市民病院は、平成3年度に終了した再整備事業により病床数が拡大し、診療収入の伸び悩み、減価償却費や企業債償還に係る費用の増大等により、急激に収支が悪化しましたが、その後、経営改善に努めたことから、徐々に好転し、平成15年度決算においては経常利益を計上するに至りました。

今後は、さらなる経営改善の努力のうえに、経常収支の均衡を維持しつつ一般会計負担の縮減を図っていくことが重要な課題となります。

見直しの考え方

市民病院では、政策的医療としての救急医療に早くから取り組み、実績をあげてきましたが、そのための一般会計繰入金は、現在では同様に救急医療に取り組んでいる地域中核病院等に対する補助金と比べて、多額となっています。また、がん検診センターの運営や、民間医療機関には補助等を行っていない高度医療機器の運営等に対しても多額の繰入れを行っています。

これらの政策的医療等に対する繰入金について、地域中核病院等への補助金・委託料などとのバランスを考慮しつつ、適正化・明確化を図るとともに、市立病院の役割として行う地域医療全体の質向上のための取組に対して、必要な経費を繰り入れていくものとします。

(イ) 脳血管医療センター

経営の状況

脳血管医療センターは、平成11年度に、急性期から回復期までの一貫した治療に取り組む脳血管疾患専門病院として開院しましたが、脳血管疾患特有の症状である「片まひ」を持った患者がほとんどでありケアに人手を要するなど、人件費が高額にならざるを得ないこと、一般に不採算となざるを得ないと言われている、機能回復やA D L（日常生活動作）能力の向上による寝たきりの防止、在宅復帰や社会復帰を目的とした充実したリハビリテーションの提供に重点をおいた病院であることなどから、当初から、経常収支、資金収支とともに多額の損失を生じることが見込まれていました。

平成13年度までに発生した資金の不足については、病院の運営に支障を生じることのないように、一般会計からの繰入れ等により補填を行ってきましたが、本市の財政状況が厳しさを増す中にあって、現在ではこの措置を取りやめています。資金不足に対する補填が行われなくなった現在は、一般会計からの長期借入を行うとともに、なお不足する資金については他会計等からの短期借入により対応しています。

自立的な経営を目指す観点から見て、長期的には一般会計負担を縮減していく必要があることは言うまでもありませんが、毎年度資金不足が生じ、借入金の総額が年々増加している中にあって、繰入金を縮減した場合には、さらなる経常収支・資金収支の悪化や、過去の借入金の返還が難しくなることなども懸念されます。こうした事態を避けるためには、抜本的な経営改革に取り組み収支改善を図ることは無論のことですが、大幅な改善効果をすぐに生み出すこと

は困難です。脳血管医療センターが不採算な医療を集中的に担っていることからしても、不採算である要因を適切に評価して、一般会計繰入金の適正化・明確化を図ることが重要です。

経常収支等の状況

単位 = 百万円

| | 市 民 病 院 | | | 脳血管医療センター | | |
|---------------|---------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | 14年度決算 | 15年度決算 | 16年度見込 | 14年度決算 | 15年度決算 | 16年度見込 |
| 経 常 収 支 | 488 | 296 | 338 | 2,621 | 2,410 | 2,571 |
| 繰入金を除く経常収支 | 3,082 | 2,247 | 1,958 | 4,473 | 4,258 | 4,146 |
| 資 金 収 支 | 126 | 522 | 594 | 1,144 | 975 | 1,280 |
| 累 積 資 金 不 足 額 | - | - | - | 780 | 1,753 | 2,347 |
| 一 般 会 計 繰 入 金 | 2,980 | 2,926 | 2,637 | 3,806 | 3,481 | 2,279 |
| 収益的収支繰入金 | 2,594 | 2,543 | 2,296 | 1,852 | 1,848 | 1,575 |
| 長 期 借 入 金 | - | - | - | - | - | 686 |
| 計 | 2,980 | 2,926 | 2,637 | 3,806 | 3,481 | 2,965 |

(注1) 資金収支は、長期借入金による資金の補填を見込まない数値で、収益的収支及び資本的収支の合計。

(注2) 一般会計繰入金は、収益的収支及び資本的収支の合計。

見直しの考え方

センターにおける脳血管疾患医療に対する専門的な取組は、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という本市施策目的を達成するために必要で、かつ、全体として不採算とならざるを得ないものです。

これまでには、こうした不採算面については、リハビリテーションの実施に要する経費としての繰入れを行ってきましたが、今後は、脳血管疾患医療への取組を全体として政策的かつ不採算とならざるを得ないものであるとともに、政策的医療の位置付けの中で繰入れを行っていくものとします。

また、政策的医療等に対する繰入金については、市民病院と同様に、地域中核病院等への補助金等とのバランスを考慮しつつ、適正化・明確化を図ります。

イ 一般会計繰入金の適正化・明確化

一般会計繰入金については、市立病院が担うべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、健全な経営を維持していくために必要最低限の範囲に見直し、適正化・明確化を図ります。

一般会計繰入金見直しの考え方

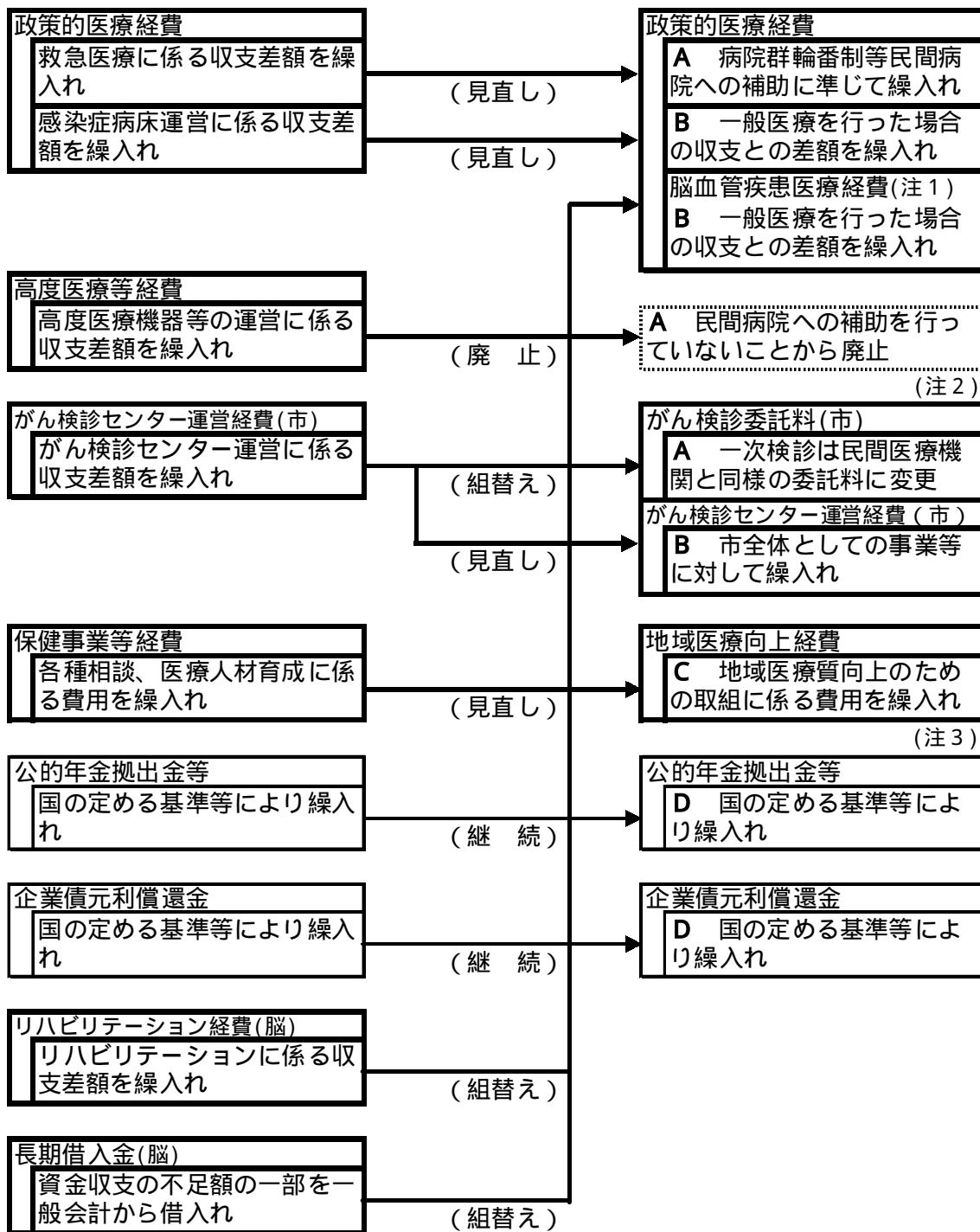
民間病院でも同様の医療を行っているものについては、民間病院への補助等に準拠した積算で繰入れを行います。（A）

本市としての施策目的を達成するために行っている医療で客観的に採算をとることが困難と認められるもの（B）や、市立病院が果たすべき役割として実施しているもの（C）については、位置付けや積算の考え方を明らかにして繰入れを行います。

公営企業としての性格上一般会計で負担せざるを得ないと認められるものについては、国の定める基準等に従って繰入れを行います。（D）

【 現 行 】

【 見直し後 】



(注1) 脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という本市施策目的を達成するために必要な医療であり、脳血管疾患医療を専門的に提供していることに伴い、効率的な経営によってもなお採算をとることが困難であるものと位置付け、政策的医療の枠組の中で、従来のリハビリテーション経費及び長期借入金を合わせた範囲での繰入れを行います。

(注2) 平成20年度までの間に、段階的に廃止します。

(注3) 事業の充実を図り、市立病院として果たすべき役割である「地域医療全体の質向上のための取組」に関するものと位置付け、繰入れを行います。

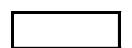
(その他) 今後、病院経営局がしていくことになる人事、会計、一般行政との調整等に係る事務については、これまで衛生局や総務局等が一般会計の負担で行ってきたことから、病院事業の健全な運営と経営改革に必要な最小限のものに見直しを図った上で、当面の間、一般会計から繰入れを行うこととします。

一般会計負担の縮減

市民病院、脳血管医療センター合わせて、約15億円の一般会計負担を縮減します。

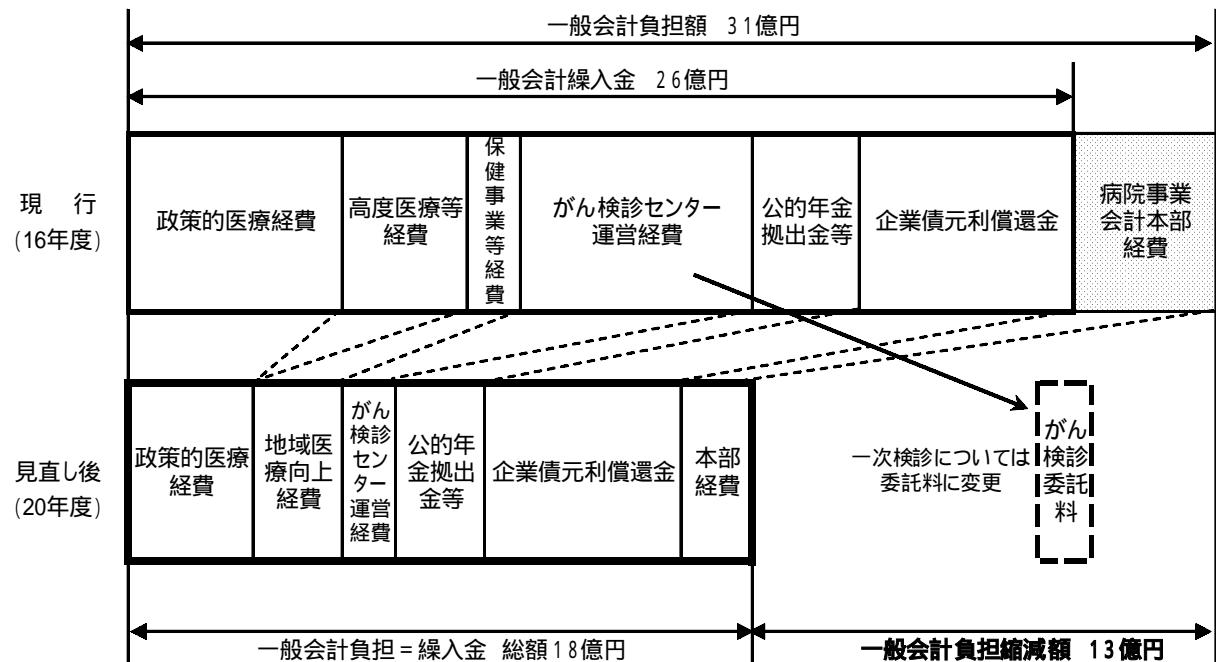


は、一般会計繰入金。

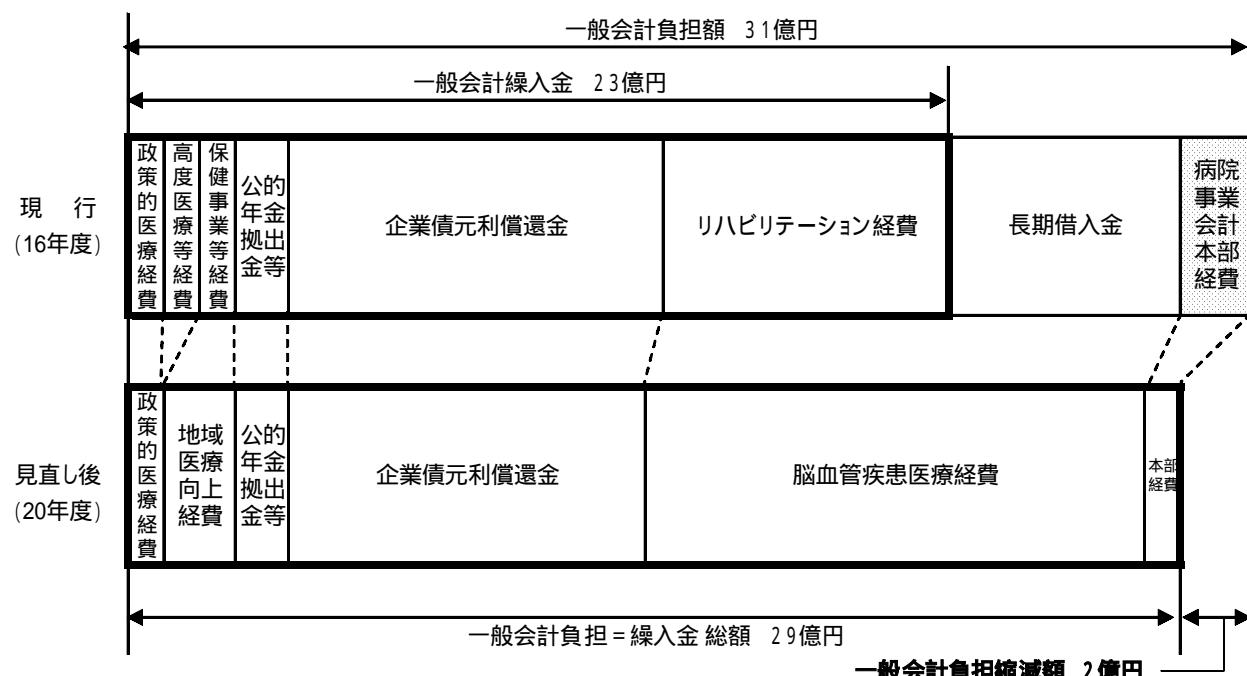


は、繰入金以外の一般会計負担で、網掛け部分は、一般会計により直接執行しているもの。

[市民病院]



[脳血管医療センター]



* 平成16年度の病院事業会計本部経費については、病院事業の管理等に直接要する経費のほか、衛生局における一般管理費のうち病院事業の管理のために要しているもの（案分により算出）などを含めて試算したもの（以下同じ）。

(2) みなと赤十字病院

ア 基本的な考え方

再整備後の港湾病院においては、一般会計負担の大幅な増加が見込まれていましたが、指定管理者制度の導入により、効率的な病院運営を実現するとともに一般会計の負担の抑制を図ります。

イ 本市病院事業会計の安定

みなと赤十字病院の運営に当たって、本市から指定管理者に支払う指定管理料等については、
指定管理者が行った診療に伴う診療報酬相当額を交付する「診療報酬交付金」、政策的医療
の実施に対する「政策的医療交付金」、指定管理業務に伴う国県補助金を本市が受けた場合の
「国県補助金相当額」等としています。

「診療報酬交付金」については、指定管理者の経営努力により収益の向上を図ることで、受け
取る指定管理料等も増加する仕組みとなるため、経営改善に向けたインセンティブの発揮を期待
することができます。

一方、指定管理者から本市に対しては、標準的な減価償却費相当額を基準とした指定管理者負
担金が支払われることとなっており、指定管理者に経営上のリスクの負担を求めています。

こうした指定管理料等に関する仕組みを導入することで、指定管理者制度の導入による本市病
院事業会計としての経営の安定を図っていきます。

ウ 一般会計負担の抑制

指定管理者制度の導入に当たっては、医療機器や情報システム、職員宿舎・職員用院内保育施
設については、指定管理者の負担で確保することとしています。

また、公設公営で再整備を行った場合に必要となる、開院に向けて事前の配置が必要となる先
行確保要員の人員費なども不要となり、病院整備事業費及びそれに対する一般会計繰入金の大幅
な抑制が図られました。

さらに、病院の運営費については、民間の経営ノウハウと高い効率性を導入したこと、政策的
医療の実施に対して指定管理者に交付する政策的医療交付金を、地域中核病院等への補助金と同
水準としたことなどにより、一般会計繰入金の大幅な抑制を行っています。

みなと赤十字病院の収支の仕組み

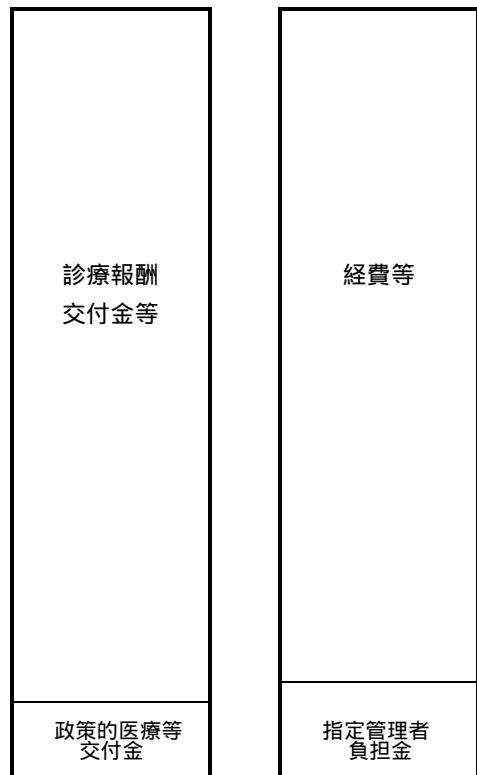
<横浜市>

病院事業会計

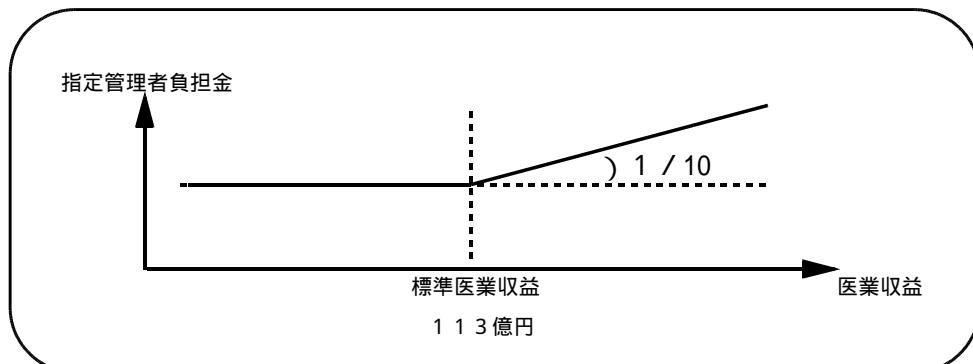


<指定管理者・日本赤十字社>

みなと赤十字病院の運営にかかる収支状況を明らかにするため、指定管理契約で特別会計の設置を求めています。



医業収益と指定管理者負担金の関係

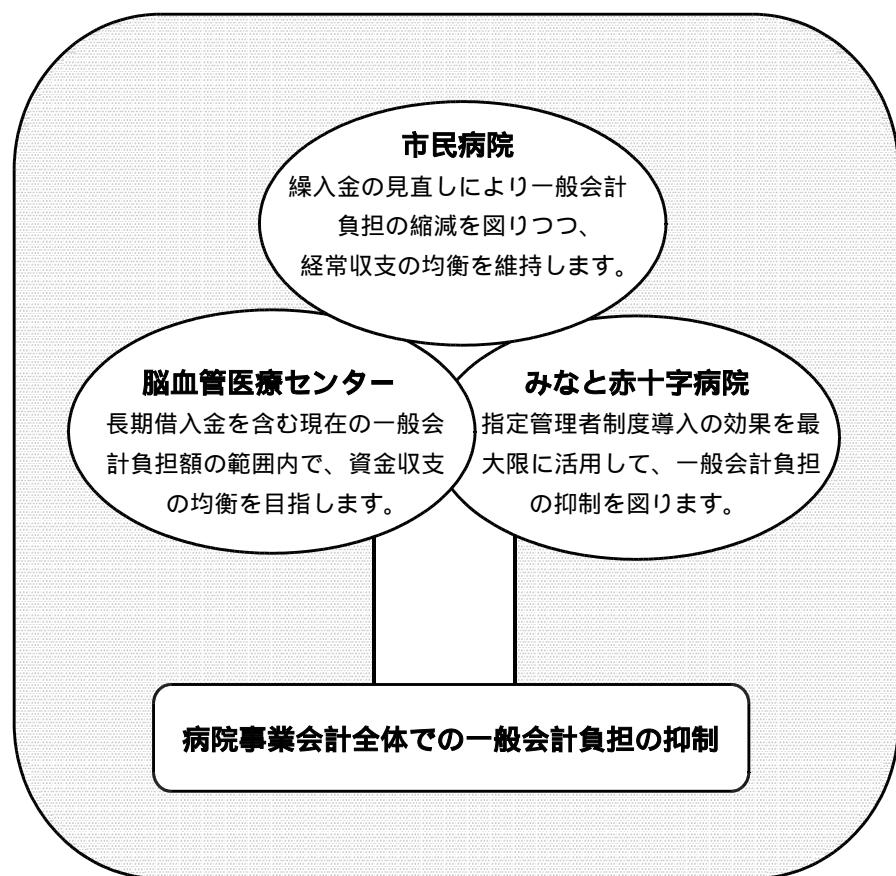


2 中期収支計画

この中期収支計画は、平成20年度までに達成すべき収支の水準を、一般会計負担の縮減等に関する基本的な考え方に基づき試算したものです。

病院経営局及び各病院においては、この収支計画の達成を職員共通の目標として、最大限の努力により徹底した収支改善の取組を進めるものとします。

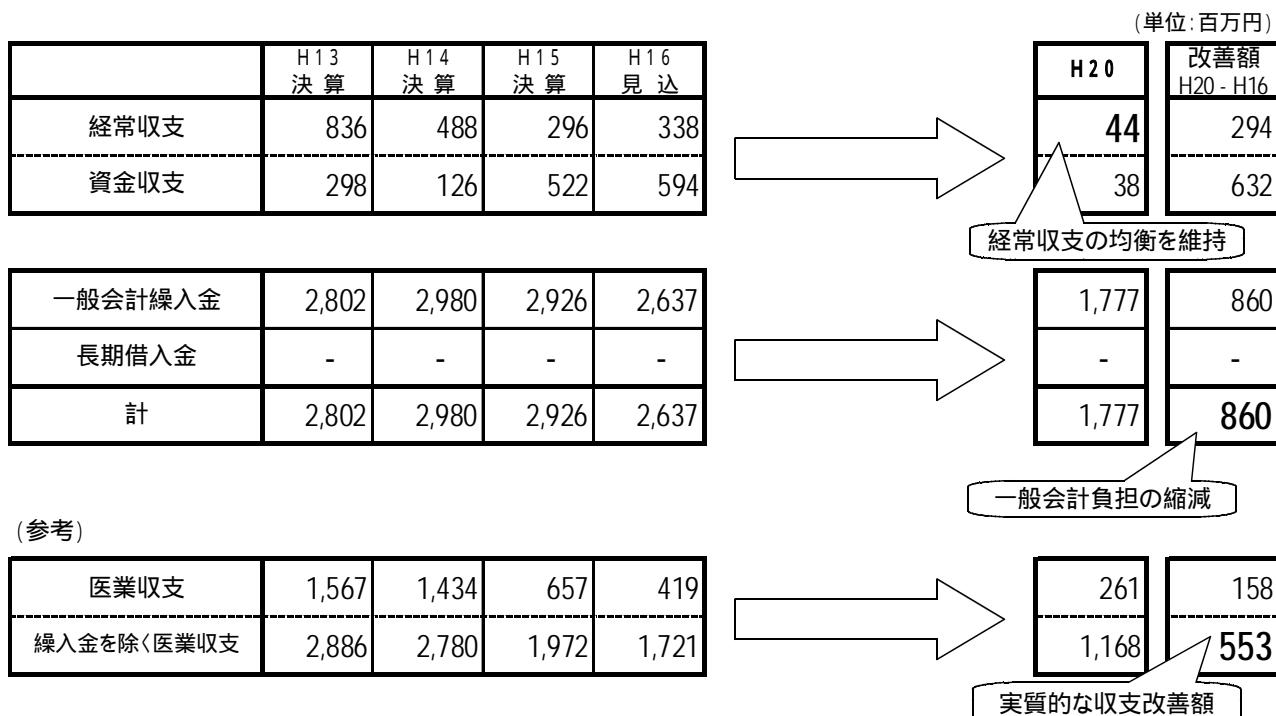
なお、目標達成に向けては、様々な状況変化に対応した弾力的かつ機動的な対応が必要であることから、各年度の予算については、この収支計画の考え方を基本としつつ臨機の事態にも柔軟に対応可能な予算を編成していくものとします。



(1) 市民病院

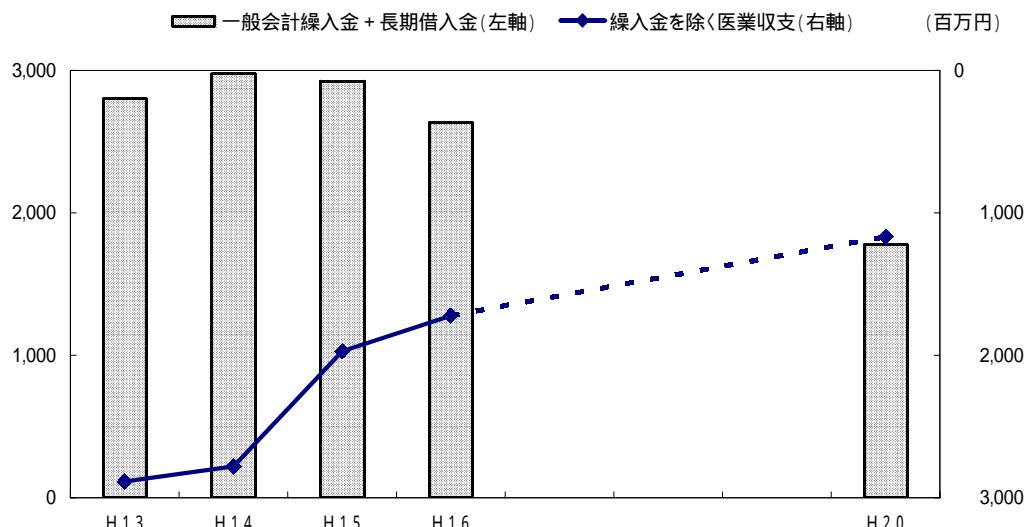
繰入金の見直しにより一般会計負担の縮減を図りつつ、経常収支の均衡を維持します。

市民病院では、平成20年度において、平成16年度と比較して約9億円の一般会計負担の縮減を図りながらも、実質的な収支改善額を示す「繰入金を除く医業収支」において、約6億円の改善を達成することで、経常収支の均衡を維持します。



平成20年度の医業収支は、地方公営企業法の全部適用以降に発生する本部経費を除く。

平成20年度の繰入金を除く医業収支は、本部経費及びがん検診委託料を除く。



(2) 脳血管医療センター

長期借入金を含めた現在の一般会計負担額の範囲内で、資金収支の均衡を目指します。

脳血管医療センターには、平成16年度において、繰入金と長期借入金を合わせて約30億円の一般会計負担が行われていますが、資金収支において、なお約6億円の不足が発生しています。

平成20年度までに約12億円の収支改善(繰入金を除く医業収支)を図ることにより、一般会計負担を平成16年度水準に抑えつつ、資金収支の均衡を達成します(単年度資金収支の不足を解消します。)。

| | H13 決算 | H14 決算 | H15 決算 | H16 見込 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収支 | 2,509 | 2,621 | 2,410 | 2,571 |
| 資金収支 | 34 | 1,144 | 975 | 594 |

(単位:百万円)

| H20 | 改善額 H20-H16 |
|-----|----------------|
| 617 | 1,954 |
| 115 | 709 |

資金収支の均衡を達成

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 一般会計繰入金 | 2,680 | 3,806 | 3,481 | 2,279 |
| 長期借入金 | 973 | 0 | 0 | 686 |
| 計 | 3,653 | 3,806 | 3,481 | 2,965 |

| | |
|-------|-----|
| 2,909 | 630 |
| 0 | 686 |
| 2,909 | 56 |

一般会計負担を16年度水準に抑制

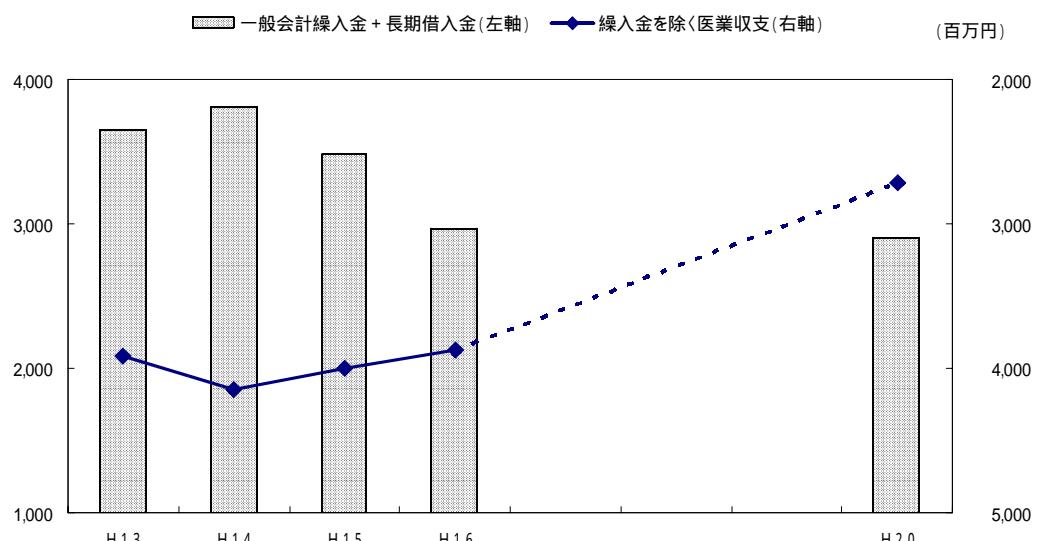
(参考)

| | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 医業収支 | 3,712 | 3,916 | 3,792 | 3,698 |
| 繰入金を除く医業収支 | 3,912 | 4,150 | 4,003 | 3,876 |

| | |
|-------|-------|
| 2,408 | 1,290 |
| 2,721 | 1,155 |

実質的な収支改善額

平成20年度の医業収支及び繰入金を除く医業収支は、地方公営企業法の全部適用以降に発生する本部経費を除く。

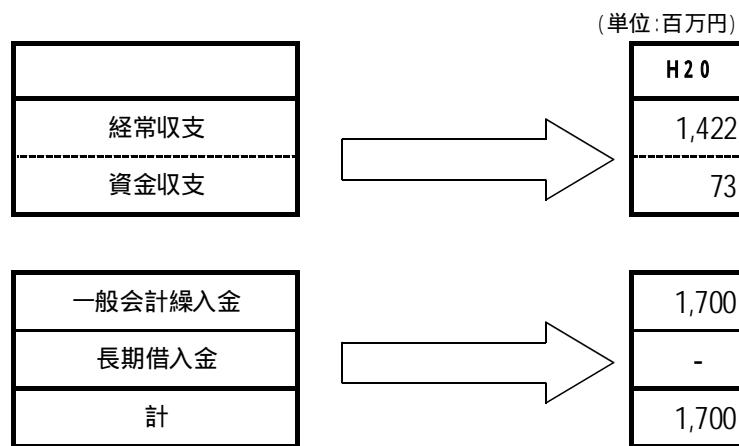


(3) みなと赤十字病院

指定管理者制度導入の効果を最大限に活用して、一般会計負担の抑制を図ります。

港湾病院は、再整備を契機に指定管理者制度を導入し、「みなと赤十字病院」として平成17年4月に開院します。

指定管理者制度のもとで、指定管理者の病院運営に関する知識経験を活用した効率的な病院運営を確保するとともに、病院運営のリスクの負担を求める仕組みを導入したことにより、一般会計負担の抑制を図っております。



(4) 病院事業会計

3病院を合わせた病院事業会計全体では、従来、みなと赤十字病院（新港湾病院）の開院により、一般会計負担の大幅な増加が懸念されていましたが、一連の改革を進めることにより、平成20年度の一般会計繰入金と長期借入金を合わせた一般会計負担は、平成16年度と比較して約16億円の縮減となります。

| | H13 決算 | H14 決算 | H15 決算 | H16 見込 | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| 経常収支 | 4,217 | 3,631 | 2,718 | 2,868 | | |
| 資金収支 | 1,006 | 1,629 | 822 | 450 | | |

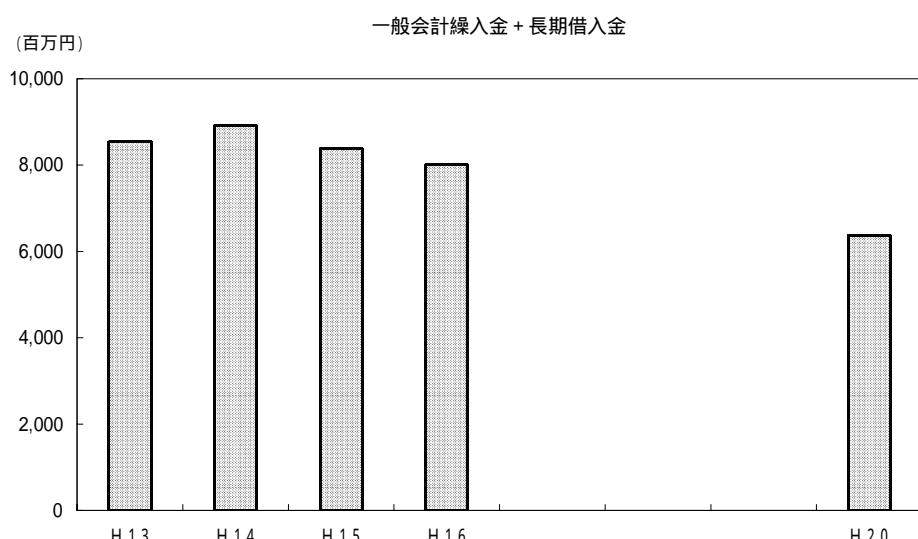
(単位:百万円)

| | H20 改善額 H20 - H16 |
|-------|-------------------------|
| 1,995 | 873 |
| 150 | 600 |

| | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| 一般会計繰入金 | 7,153 | 8,921 | 8,393 | 7,323 | | |
| 長期借入金 | 1,396 | 0 | 0 | 686 | | |
| 計 | 8,549 | 8,921 | 8,393 | 8,009 | | |

| | |
|-------|-------|
| 6,386 | 937 |
| 0 | 686 |
| 6,386 | 1,623 |

平成16年度までは市民病院、港湾病院、脳血管医療センターの合計(16年度の港湾病院については予算を使用)。20年度は市民病院、脳血管医療センター、みなと赤十字病院の合計。



(参考)中期収支計画における主な経営指標

この指標は、各病院の収支計画を試算するに当たって、積算の基礎としたものです。各病院においては収支計画の実現に向けて、これらの指標を参考としつつ、改善のための努力を行いますが、全体としての収支目標の達成を最優先するものとし、個々の指標の達成については、例えば、病床利用率の向上に代えて診療単価の向上を図るなど、柔軟な対応を図るものとします。

市民病院

| | | 13決算 | 14決算 | 15決算 | 16見込 | 20年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入院 | 一日平均患者数 | 543人 | 542人 | 538人 | 550人 | 540人 |
| | 一般病床利用率 | 90.5% | 90.3% | 89.6% | 91.7% | 90.0% |
| | 入院診療単価 | 37,210円 | 37,151円 | 38,207円 | 39,715円 | 41,855円 |
| 外来 | 一日平均患者数 | 1,751人 | 1,541人 | 1,516人 | 1,470人 | 1,380人 |
| | 外来診療単価 | 7,378円 | 7,876円 | 8,396円 | 8,887円 | 9,367円 |
| 医業収益に対する人件費率 | | 59.0% | 59.9% | 56.8% | 55.4% | 54.9% |
| 医業収益に対する材料費率 | | 25.1% | 24.6% | 24.1% | 24.6% | 22.8% |

脳血管医療センター

| | | 13決算 | 14決算 | 15決算 | 16見込 | 20年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入院 | 一日平均患者数 | 249人 | 259人 | 271人 | 268人 | 276人 |
| | 一般病床利用率 | 83.0% | 86.2% | 90.4% | 89.3% | 92.0% |
| | 入院診療単価 | 29,076円 | 26,663円 | 28,161円 | 28,598円 | 33,656円 |
| 外来 | 一日平均患者数 | 137人 | 153人 | 159人 | 156人 | 160人 |
| | 外来診療単価 | 9,429円 | 11,735円 | 13,053円 | 13,931円 | 8,932円 |
| 医業収益に対する人件費率 | | 103.0% | 107.7% | 99.9% | 100.2% | 88.3% |
| 医業収益に対する材料費率 | | 20.1% | 22.7% | 23.9% | 24.1% | 13.3% |

<病院事業会計用語説明>

経常収支・・・・・・・・・・通常の事業活動によって発生する収益・費用の差し引きであり、企業の経営状態を表します。

資金収支・・・・・・・・事業活動に必要な運転資金の増減を示す指標です。

医業収支・・・・・・・・経常収支のうち、医療活動に伴う収益・費用だけを抜き出して算定したものであり、病院の本来業務である医療活動における収支を表します。

繰入金を除く医業収支・・・医業収支から繰入金を除くことによって実質的な収支の状況をとらえることができます。